

のさせられ居たれども、今日に於てはこの重大なる私法の領域は全く消滅しつゝあり。宗教裁判記録及び、教會に保存せられ居たりし登記原簿は、幾多の變轉と引渡の結果、混沌たる状態に在るなり。而も、當該國家機關及び官吏は、その課せられたる仕事の遂行につき全然何等の準備も有し居らざるため、この登記は今日に於てもなほ依然として全く不完全なる方法にて取扱はれ居る有様なり。而して人民は新らしき身分證明書に對しては何等の信用をも有し居らず、されば今日に於ても矢張り、婚姻の締結、洗禮、埋葬と一緒に禮拜行爲の登記しあるところの教會の原簿からの謄本に對して、大なる證據力が認められつゝあるなり。序に注意し置くことは、今日に於ては、教會の原簿に、教會官廳の發意に基き、一箇の欄が設けられ居ることなり。即ちこの欄には、民法上の官廳による證明書の登記日附を控ふることゝせられ居るなり。

第三節 婚姻

婚姻は性的同棲を目的とする男女間の合意と解釋せられてあり。されば、この領域に於ては國家の干渉を全然論外に置くことを眞に論理的なるなり。『プロンタリヤー』にして始めてよく、一切の官僚的婚姻認可を廢止し、婚姻締結の形式を關係當事者の自由なる判斷に委せ、また、夫婦間の相互的束縛を全く放棄することを得べきなり。』（ホイヒバルグ）婚姻は、それ自身としては、ソヴィエツト立法者の見解に従

へば、何等、法律的规定を要求する如き法律關係をば、それ自身のなかに包含するものに非ざるなり。乃ち立法はたゞ單に、財産關係、並びに受胎及び子の出生によりて發生する母の權利のみを規定すべきものなりとす。されどこの解釋は親族法々典のなかに於ては決して首尾一貫して貫徹せられ居る譯に非ず。勿論ソヴィエツト婚姻法は右のイデオロギイに對して部分的の表現を與へ居ると雖も、なほまた『ブルジョア』法の多くの規定をもそのなかに保有し居る實狀なり。

而してこのことは、ソヴィエツト法律家の説明するところに依れば、宗教及び僧侶の勢力と抗争せんがために、爲されたるものゝ如し。即ち、ロシアに於ては久しき間といふもの教會的婚姻が排他的の勢力を以つて行はれ居たりしたため、人民の現思想にては、一切の國家の干渉を放棄すれば、即ち一切のソヴィエツト法に於ける婚姻締結形式を廢棄してしまへば、それは宛も、法律のこの全領域をば依然として教會の勢力下に委せしめ置くと同一の結果と成りしなるべし。而して親族法改正委員會に於て又もや、婚姻の登記を廢止すべしとの建議がなされて居ることは甚だ興味あることに屬す。されどこの建議は矢張り頑強なる抗議を受けつゝあり。その抗議といふは、若し斯くする時はソヴィエツト政府は教會婚姻に抗争するの可能性を永久に失ふことゝなるべしといふ考慮より、出發し居るものなり。

婚姻の締結は禮拜行爲の形式に於て之れを執り行はざるべからずといふ、ロシア帝民法々典草案に於てすら存續せられ居たりし革命前のロシアの立法の一般的规定は、親族法々典に於ては、正反對の規定に

よりて取つて代はられ居るなり。即ち曰く、『たゞ身分證明部に於て登記せられたる民法上の（ソツイエット）婚姻のみが、配偶者の権利及び義務を生せしむるものとす。』と。即ち茲に於て、右の方法にて登記せられざる教會婚姻は一切の法律上の効果を有せざるものなり、といふことが明確に注意せられ居る譯なり。たゞ一九一七年十二月二十日以前に締結せられたる教會及び宗教婚姻のみは、その婚姻がその以前に施行せられ居たりし民法の第三條、第五條、第十二條、第二十條、第三十一條及び第九十條の諸規定に適ひたるものなりといふ條件のもとに於て、效力ありと見做さるゝことゝされ居るなり。

婚姻の締結は次の方法によりて執り行はるゝものとす。（第五十二條——第六十二條）即ち、婚姻はその地方の登記役場に於て、部長若しくはその代理人、及び書記の立合のもとに公開的に締結せらる。婚姻を取り結ばんとする者は、このことを口頭若しくは書面を以つて届出で、婚姻豫約者の人格に關する證明を差出し、但しこの證明に代ふるに證人の供述を以つてすることを得、また、婚姻豫約者がその婚姻をば自由意思を以つて取り結ぶものなること、及び、法律に列擧しある婚姻締結上の障害の存し居らざること、の書面的證明書を提出するなり。登記役場はこの申告に對して何等審査を行ふこと無し。されど若しその婚姻締結に對して理由を具したる抗議がなさるゝ場合には、登記は、所轄の裁判所に依りて判決が下るまでは、之れを延期するなり。法律は婚姻豫告に就きても、また證人の立合につきても、何等規定するところ無きなり。係官は該婚姻豫約者に相違なきことを調べ、彼等が今後名乗らんとするところの氏姓を

訊ね、婚姻締結を原簿に記入し、その記入事項を新郎新婦に讀み聽かせ、而る後に、この兩人の婚姻が法律によりて締結せられたるものなることを宣言するなり。

謂はゆる、婚姻締結の具體的條件に關する規定は極めて少し。婚姻締結者は婚姻年齢に達し居らざるべからず。（男は十八歳、女は十六歳）而してこの婚姻年齢の引下げ（これはツランスカウカスの住民には昔は許され居たりき）、並びに、例外の場合に於て教會の免除に基き婚姻適齢に達する以前に婚姻を締結し得ることの可能性、に就きては親族法々典には何等規定するところなきなり。既に一九一九年に於て、一定の場合には人種、氣候、生活の特種なる關係に應じて、法律上の婚姻年齢に達する以前に婚姻の締結を許すことの必要が論及せられたりき。而して保健人民委員會の衛生委員會もやはり、これを是なりとする醫學的意見の存することを條件として、これに賛成したり。かくして一九二五年二月に至り、司法人民委員會よりして、特別の場合に對しては婚姻適齢に達する六ヶ月以前に婚姻を取結ぶことを許すとの回章が發せられたり。

ソツイエット立法に於ては、相互に婚姻をなし得るところの親族の範圍は極めて廣きに及べり。親族法々典第六十九條に従へば、ただ直系の尊屬親及び卑屬親に當る親族、並びに、父母を同じくせる及び父母の一方のみを異にせる兄弟姉妹のみが婚姻を取り結ぶことを得るだけなり。親族法々典はその他には何等の制限をも認め居らざるなり。姻族はもはや婚姻の障礙とはされ居らず。されど、私生親族（ausserdel-

iche Verwandtschaft) は依然として婚姻上の障碍と看做され居るなり。

ソヴェエツト政府は一夫一婦制の原則を採用したりき。このことは第六十九條に於て規定せられ居るなり。即ち曰く『既に、登記したる婚姻生活をなし居るもの、若しくは登記したると同一の婚姻生活をなし居る者は、更に婚姻を締結するを得ず。』と。而してこの規定に對しては、宗派及び人種の區別なく一切の國民に對して拘束力を有するところの一般的法規の性質が與へられ居るなり。なほまた婚姻の登記につきては、兩當事者の合意、窺迫状態の無きこと、並びに、完全なる責任能力が必要とせられ居るなり。婚姻締結條件は以上にて盡く。

宗教的迷信に對する抗争を一層強烈に高調するため親族法々典は、舊來の法規を廢棄する一系列の規定を採用し居るなり。即ち、第七十一條——第七十三條は、婚姻を取り結ばんと欲する者の信仰上の相違は決して婚姻締結の障碍をなすものに非ず、この原則を樹立し居るなり。更にまた僧侶の身分 (Mönch = stand) も、祠官若しくは補祭の身分 (Priester-order Diakonstand) に所屬し居ることも、決して障碍に非ず。また、獨身の誓約を立てたるカトリック教の僧も婚姻を取り結ぶことを禁じられ居らざるなり。

第七十四條によれば、婚姻はたゞ法律に於て明白に規定せられ居る場合に限り、無効なることを宣告せられ得るものとす。而してこれ等の場合は、第七十七條 (婚姻適齡の未到達)、第七十八條 (婚姻締結の時點に於ける精神病)、第七十九條 (有效なる婚姻の存在)、及び第八十一條 (婚姻締結の時點に於ける

同意の欠缺、強制、若しくは無意識) に於て説明せられ居るなり。婚姻年齢につきては例外が認められてあり。——即ち、若し無効の宣告に關する手續が婚姻年齢の到達後に開始せられたるものなる場合、若しくは、その婚姻が既に子の出生若しくは妻の懐妊を結果し居たる場合、に於てはその婚姻は依然として有效たるなり。昔の教會婚姻は、たゞそれが親族法々典に従ひても矢張り無効なることを宣告し得べきものなる場合に限り、無効として宣告せらるゝなり。而して親族法々典に於ては近親といふことは婚姻無効の理由として明白に記載せられ居らざるなり。されば一例すれば、一旦締結したる兄弟姉妹間の婚姻は依然として存立し得べき譯なり。勿論このことは第八十二條の註よりして明らかなる如く、ソヴェエツト立法者の本意にてはあらざりしもの、如し。即ち全註には次の如く規定しあるなり、曰く、一九一七年十二月二十日以前に締結せられし教會及び宗教婚姻は、よしそれが親族に關する寺院規則に違反して締結せられたるものなりしにもせよ、若し配偶者が單に直系の卑屬親若しくは尊屬親に當る親族に非ざるか若しくは父母を同じくせる、或は父母の一方を異にせる兄弟姉妹ならざる場合には、有效を認めらるゝ、と。

若し婚姻が、以前の婚姻の存立し居るために、無効の宣告を受けたる場合に於ては、以前の婚姻は依然として効力を有するなり。ソヴェエツト法律家はこのことを非論理なりと目し居るなり。如何となれば、一方の意思表示に基く離婚の可能性が原則として承認せられ居る以上は、第二の婚姻をなさんとするの志向は既に以前の婚姻が解消せられてあることの證據たらざるべからざるが爲めなり。而してこの、並びに

これ以外の多くの、非論理性は、親族法々典と、ソヴイエツト立法者が依つて以つて彼等の親族法々規を創造したりし主要なる原本、即ち、革命前の民法々典草案、とを比較し見ることに依りて、極めて容易にその理由の説明がなくなり。即ち該草案は、宗教婚姻の事實より出發し居るが故に、先づ第一に、一切の門派に妥當するところの諸規定を包含し居り、その次に、正教派、カトリック派、ルーテル派、猶太教徒、マホメット教徒、異教徒、その他、に對するそれぞれ別異の規則が從ひ居るなり。而るに親族法々典の緣纂者等は單に總則の部だけを該草案より借用し來り、その他の一切の部は、宗教につきて何等かの記述の與へられ居る一切の條文の如きすらも、之れを純機械的に抹殺し去りたるなり。即ち一例すれば該草案の第四百十條には、既に婚姻をなし居る者は新たに婚姻を取結ぶことを得ず、とあり、されど全條の註には、『マホメット教徒、喇嘛教徒及び異教徒に在りては、それ等の宗教に於て許され居る限りに於て一夫多妻制を許す』とあるなり。この文句は親族法々典の編纂者をして該註をば全部抹殺せしむるに到りしものと思はる。斯くして、ロシアに於てその數幾百萬に達し居り、且つソヴイエツト政府の特別なる注意を受け居るところのマホメット教徒に於ける一夫多妻制は、紙上に於ては廢止せられ終りたる譯なり。また、近親者間に締結せられたる婚姻の無効なることに關する規定が缺如し居る事情も、やはり、該草案の第三百四十九條が抹殺されたることに依りてその理由が説明され得るものとす。即ち全條は、親族及び姻族間の婚姻の無効を規定し居るものなり。云ふまでもなく、姻族關係の記述、並びに編纂委員會の説明

(即ちそこでは宗教、道德及び國家の利益につき記述されあるなり)がこの條文をその全範圍に於て抹殺せしむる機因となりしものなることは明白なるところとす。

婚姻關係に對するソヴイエツト的解釋は、離婚に關する諸規定のなかに最も明瞭に曝露せられてあり。即ちこゝには、『ソヴイエツト立法にては婚姻はもはや、原則として一生繼續すべき、即ち全生涯を條件として締結せられたる、不可離の、紐帶たるものに非ず』との原則が實現せられ居るなり。親族法々典は離婚に關する寺院法の諸規定を放棄し、また明確なる離婚理由を要求するところの西歐の世俗的法規をも斷乎として拒絶し居るなり。即ちソヴイエツト立法者等は、單に同棲が配偶者にとりて苦痛且つ不可能なる場合に於てのみ離婚を容易ならしむるのみに停らずして、更に、婚姻のなかに家族結帶の鞏固なる基礎を認むるが如き見解をば根絶する手助けをなすことを以つて、その使命となしたるもの如し。單に配偶者雙方の合意のみならず、離婚せんとする一方の側だけの希望もまた、離婚の理由と成り得るなり。而してこの無制限なる離婚の自由は單にソヴイエツト法に從ひて取結ばれたる婚姻のみに止まらずして、更にまた、一九一七年十二月二十日以前に締結せられたる舊教會婚姻のうへにも及ぶものとす。この第八十六條及び第八十七條の簡單なる規定にて、具體的離婚規程は盡くるなり。それ以下の諸條文は、既に離婚手續のことに懸るなり。離婚手續の方法は、離婚が配偶者の雙方的合意に基くものなりや若しくはその一方の希望によりて申請せられたるものなりやに依り、異り居るなり。第一の場合なりせば、事件は、その婚

姻が登記せられたりし登記所によりて取扱はるゝなり。登記所長は、その離婚申請が事實兩配偶者によりてなされ居るものなることを確かめたる後、離婚の登記をなす。次に、離婚の申請が一方の配偶者によりて提起せらるゝ場合には、その申請は、原告若しくは被告たる配偶者の住居の地所の人民裁判所に提出せらるゝものとす。若し被告の居住地が原告に知れざるか、若しくは、申請が原告の居住地に於て提出せられたる場合に於ては、裁判所への出頭の呼出しは、被告の居住地の不明なる場合に對して定められある一般的規定に従ひて、行はるゝなり。

離婚したる配偶者等は離婚後直に新たな婚姻を締結することを得るなり。待命期間といふが如きものは規定され居らざるなり。離婚者の氏姓は彼等の合意によりて決定せらるゝものとす。彼等は共同の婚姻名 (Ehenamen) を持續することを得、若し雙方の間に合意の得られざる場合には、離婚したる配偶者の何れにしても、結婚以前に有し居たりし氏姓を得るなり。民事訴訟法のなかに於ても、離婚手續につき特別の一章が捧げられてあり。されど之れに關する諸規定 (第二百二十條——第二百二十五條) は、本質に於て、親族法々典の第九十三條——第九十八條のなかに含まれ居るところの諸規程を反覆し居るに過ぎざるなり。

さて、斯くの如き婚姻法の領域に於ける急急的改造に對し、教會及び人民は果して如何なる態度を採り、また、他方に於て、ソヴェエツト政府は國家と教會の分離を如何に實際に於て實現したりしや？先づ第一に、人民の絶對多數は今日に於てもなほ、宗教的の婚姻締結の形式を以つて婚姻的團體 (Ehegemeinschaft) の絶對的基礎と看做し居ることを茲に斷言せざるべからざるなり。『眞に』結婚したりといふは、教會にて結婚したることを意味するなり。單に證書原簿に登記するといふだけのことには、未だ民衆の法律觀念のなかに何等婚姻的團體の觀念を喚起せざるなり。即ちかかる婚姻は一種の善妻と看做され居る有様なり。多くの地方 (一例すれば、ウクライナの如き) に於ては、初めのうちは、登記したる民法上の婚姻に對し僧侶が教會的結婚式によりて聖なる祝福を與へざるべからざりしため、これがために國家機關を置きたる程なりき。教會婚姻を故意に行ふこと、及びこれに關聯して旅券の氏姓を變更すること、を禁ずるために、全露反革命投機潰職防止非常委員會 (A A K) は特別なる説明 (一九一八年十月二十日の) を發せざるべからざりき。この全露反革命投機潰職防止非常委員會の特色ある布告のなかに於て、僧侶は民法的婚姻に對してサポタージュをなすものなりとせられ、彼等は婚姻登記部にて登記をなさざりしものに對して教會婚姻式により、法律に違反して、婚姻状態を與へたるものなりとの諭告が僧侶に對しなされたり。『而してまた、婚姻登記部に於て登記すること無くして、教會により結婚し、法律に違反して夫婦の名を得るものも、この勞農政府の命令に對する反革命的サポタージュに對し責任あり。全露反革命投機潰職防止非常委員會はかゝる場合に於ては、不得止、右の反革命的行為の一切の關係者に對して苛酷なる處置をなさざる可からざるなり。』(『イヌヴェスチャ紙』、一九一八年、第二二九號)

ソヴェエツトの離婚は、特にこの命令發布後の第一ヶ月に於て、大なる流布を見たり。而してこの事情は、主として、革命以前に於ては離婚が困難なりしことによりて、説明せらるゝものとす。ホイヒバルグの蒐集せる報告に従へば、モスコーに於ては該命令の施行後の最初の七ヶ月間に約五千組の夫婦が離婚したり。(編者、『プロレタリアートと法律』、一九一九年)されど、既に一九一八年七月以降に於てすら、多年の婚姻上の不和の急激なる解決期間は明らかに過ぎ去り居たるにも拘はらず、離婚の数は(モスコーに於て)毎月四百乃至五百件といふ多少とも不變的なる水準に停まり居たりき。離婚件数が全ロシア、殊に地方に於て、著しく増加したりしことは疑ひなきところなり。

親族法々典に於て婚姻のために採用せられたる組織に於ては、配偶者間の關係を規定すべき規程は甚だ短縮せられてあるなり。全法典は單に一切の *potestas maritalis* を否定し、配偶者をば、權利及び義務に關しては、全く平等ならしめんと努力し居るのみに停まらずして、全法典は實に、同棲及び相互的婚姻忠實の義務をすら決して規定し居らざるなり。尤も前者(同棲の義務)は暗黙裡に豫定され居るかにも見ゆるなり。如何となれば、第四百四條に次の如くあればなり、曰く、一方の配偶者の側に於ける居住地の変更は、斷じて、他方の配偶者に對して、前者に隨ふべき義務を生せしむるものに非ず、と。婚姻紐帶より生ずるところの唯一の權利は、扶養に對する權利なりとす。一九二四年まではなほ未だ共同の氏姓を名乗るべき義務が存し居たりき。舊編纂の親族法々典第百條によれば、夫婦は夫若しくは妻の氏姓を名乗り、若しく

はまた兩者を結合したる名を名乗ることを得たりしなり。この共同の氏姓を名乗ることの義務は、註釋者の説明によれば、婚姻の登記を回避せんとする者に對する一の強制手段たりしものなり。即ち妻はたゞその婚姻を登記することによりてのみ、その夫の氏姓に對する權利を獲るなり。然るに一九二四年十一月に至りて、右の規定は之れを廢すとの命令が發せられたり。かくして今日に於ては夫婦は共同の氏姓を採ることを得れど、それは決して義務とされ居るに非ず。

若し兩當事者が異りたる國家團體に所屬し居たる場合に於ては、婚姻締結者の國籍はこれを如何に規定すべきかといふ問題は、次の如くして解決され居るなり、即ち、兩配偶者は各々以前の國籍を保有することを得るものとす、と。第百三條は從へば、國籍の変更はたゞ婚約をなせる男若しくは女の明白なる希望に基きてのみ、而も一般的原则に従ひて、行はれ得るものとす。これは明らかに、若し妻がその夫の國籍を得んと欲する時は特別な申請及び官廳の認可を必要とするものなりと解すべきなり。されど實際に於てはこの規定は嚴格には遵守せられ居らずして、今日に於ても矢張り妻はその夫の國籍に隨ひ居るなり。

配偶者間に於ける財産關係に就きては、この領域に急進的改造を持ち込むといふことは親族法々典にとりて困難なることなりしなるべし。如何となれば、革命前のロシアの立法は、配偶者の財産は全然分離せしめ置くといふ原則を極めて斷定的に固執し居たりしが故なり。かくして、第百六條は、單に、舊法及び革命前の民法々典草案の規定を反覆し居るに過ぎざるなり。即ち、配偶者等は法律は認められ居るところ

の一切の財産権上の契約を相互の間に取り結ぶことを得るものとす。而して第二百五條に従へば、婚姻によりて配偶者の財産的共同體が設定せらるゝといふことは無きなり。また特に第六六條には、妻若しくは夫の財産権の削減につきてなされたる一切の合意は、第三者にとりても或はまたその夫婦にとりても拘束力を有するものに非ず。

抑、ソヴェエツト親族法の基本的規定よりすれば、況んや社會主義國家に於ける社會的救済の原則よりすれば、配偶等が相互に對して物質的支持を要求し得る権利の如きは生ずる譯合ひのものに非ず。然るにも拘はらず、ソヴェエツト立法者等はこの場合に於て首尾を一貫せざりき。如何となれば彼等は、扶養料に關する『ブールジョア』的法規をその本質に於て採用したればなり。

即ち第七七條に従へば、各配偶者は、若し彼れが勞働能力なくして困窮し居り（即ち最低限度の生活費を有し居らず）、他の當事者が彼れに扶養を與へべき状態に在る場合には、彼は相手の配偶者に對して扶養料を請求し得るの権利を有するものとす。されば、扶養料に對する請求權は相對的なるものにして、妻に之れあるが如く、夫もまた之れを有するなり。而して親族法々典は扶養料のなかにたゞ社會的救済の單なる擴張のみを認め居るに過ぎざるが故に、全法典は、扶養料請求權は之れを第一番に於ては社會的救済部に於て審査す、と規定し居るなり。されば裁判所は單に控訴審として立ち現はるゝに過ぎざるなり。ソヴェエツト立法の立場より之れを見れば、離婚による婚姻の解消に於て扶養料に對する請求權が依然と

して存続するといふことは、正さに非論理的なること、見ゆるなり。これに關する配偶者間の協定は裁判所の判決の確定力を有し、裁判官の命令を受け得るの權利を生せしむるなり。（第二百二十三條）配偶者間に意見の相違ある場合に於ては、裁判官は、困窮せる勞働能力なき配偶者に對して與ふべき扶養料の額を規定するなり。

親族法々典の第四百十八條に従へば、生殘配偶者は、法律若しくは遺言に基きて相続權を與へられたる者に所屬するものとす。而も生殘配偶者はこの點に於て、他の遺財と同一視せられ居るなり。

第四節 子、親、並びに親族關係に在る者の權利及び義務

親族法々典のこれに關する諸規定は、『家族を以つて系統を存続し且つ蒐めたる財産價值を守護すべきものとなす觀念に根源を置くところの「ブールジョアの」、封建的諸法典の複雑にして且つ煩雜なる大系をば餘すところ無く除去せんとする』努力より出發し居るものなり。ソヴェエツト立法者等は、一切の傳統的親族法は、資本主義的封建的社會秩序の崩壊と同時に、無用の重荷たるものにして、そは先づ第一に、子の權利をば彼れの實際の血統に基きて保護することによりて取つて替はられ得るものなりと、考へ居るなり。

即ち第三百十三條には『家族の基礎と認めらるゝものは實際の血統なり。婚姻による親族關係と私生的

親族関係の間には何等の區別なし』とあり。

親族法々典に従へば、子の父及び母と看做さるゝものは、身分證明登記原簿に兩親として登記せられたる者なり。然れどもこの登記に反して眞の血統を立證し得るの権利が、一切の利害關係者等、従つてまた母親、に與へられ居るなり。

従つて、妻と同じく夫もまた、その子の實際の血統に關する審理を申請し得る權利を所有し居ることゝなるなり。若し、登記が不正なるものなること、及び父親として記載せられたる者の虚偽の記述に基き居るものなることが裁判所によりて斷定せられたる場合に於ては、その登記は無効と看做されて、責任者は意識したる虚偽の記述の廉により刑法上の訴追を受くるものとす。ソヴェエツト親族法改正委員會の編成になるところの草案は、父子關係に關する登記の、裁判所による、取消はたゞ子の利益に於てのみ之れを承認し居るなり。このほかなほまた、法廷に對して意識して虚偽の方法により自己が父たることを否認する者は偽證の廉により處罰せらるべし、と規定しあり。

第四百十條——第四百十四條には極めて獨創的なる諸規定が発見せらる。即ちこれ等の規定は、子の出生以前に於てもその子の利益に於て、父子關係の假確定を承認するものなり。懐妊して而も婚姻の締結をなさざりし女は、その分娩前晚くとも三ヶ月以前に、その居住地の身分證明登記部に、生殖の時、父親の名及び居住地を記載して、届出でをなすべきものとす。これと同一の届出は、また現に婚姻生活をなし居

る妻によりても、若しその懐妊したる子をば、登記しあるその夫が認知せざる場合に於て、なされ得るなり。(註・一) 身分證明登記部は、父として要求せられたる者にこのことを通告す。但しこの者は、二週間の期間内に、抗議を提起し得るの權利を有し居るなり。右の期間内に抗議の提起なき時には、自分の子として認めたるものと看做さるるなり。新編纂の親族法草案はこの點に於て更に徹底せるものあり。即ち父子關係に關する届出は、例へ子の出生後と雖も、一定の期間によりて制限せらるること無くして、之れをなすことを得るものなりとなされ居るなり。

〔註・一〕ホイヒバルグは、一九二二年までに全ロシアに於て、出生以前に父親の登記をなしたるもの一七〇〇件に及ぶことを報告し居るなり。(イスヴエスチャ誌、一九二三年九月十六日)

而して若し裁判所がその問題を審理して、該届出に記載せられ居る者は受胎の時點に於てその子の母親と密接なる關係に在りたるものなること、而して之れと同時にまた他の者も同じく關係ありしこと、を斷定する場合には、裁判所は、後者をも引纏めて、この者達に對し、懐妊、分娩、出生及びその子の扶養に關聯するところの費用の一部分を負擔すべき義務を課することを規定し得るものとす。親族法々典の註釋者はこれに説明を加へて曰く、この裁判所の決定は單に費用の點に關係し居るに過ぎざるものにして、決してこれ等の被告全部をばその子の父親と認める譯のものに非ず、何となれば『かかる場合に於ても子は單に一人の、而して不明の、父親の血統を曳くものなればなり。』と。

親權の解釋に當りて、親族法々典は二様の努力を明示し居るなり。即ち第一は、親權の行使に於て父親も母親も全く等權ならしめんとすること、第二は、親權をば専ら、子の福祉のために向けられたる兩親の義務のうちだけに局限せしめんとすること、即ちこれなりとす。

第五十條に従へば、親權は兩親により共同にて行使せらるるものにして、その際に父親が何等かの優先權を有するが如きことは決して無きなり。子に關する一切の處置は兩親により協定せられたる後に採らるるなり。若し兩親が意見を異にする場合には、その係争は裁判によりて決定せらるるものとす。また若し、兩親の國籍が異りたる時には、子の國籍は、若し一方の親がロシアの國籍を有し居るものなる場合には、兩親が婚姻締結に際して記載すべき假りの合意によりて、規定せらるるなり。

氏姓につきても親族法々典は兩親をば原則的に等權なりと看做し居るなり。登記したる婚姻より生れたる子は、その兩親の名を名乗らせらる。兩親が登記したる婚姻生活をなし居らざるものの子は、父若しくは母の氏姓を名乗らせ、若しくは兩者の結合したる名を以つて呼ばれることを得るなり。かかる子の氏姓は、子の登記をなす場合に於ける兩親間の合意に基きて決定せらるるものにして、若しかかる合意が兩親の間に成立せざる場合に於ては、裁判所これを決定す。滿十八歳に達したる後は、一切のソヴイェット人は、氏姓變更に關する申立をなすことを得るものとす。(一九二四年七月十四日の命令) また親族法々典は、實際上に於て極めて重大なる、未成年者の宗教的教育に關する、問題を規定し居るなり。抑々親族

法々典の作製當時に於ては、ソヴイェット立法者等はなほ未だ、人民が何れかの宗派に屬籍を有し居るの事實より出發し居たりき。されば、第四十八條は次の如く規定し居るなり。曰く、兩親は、十四歳未満の子供を何れの宗教に所屬せしめるかに就きて、合意をなすことを得、若しこの問題に於て兩親の間に合意を缺く場合には、その子は無宗教と看做す、と。然るに近年に至りて、子供をば兩親の宗教的『迷信』より解放せしめんとする精力的なる處置が採らるるに至れり。かくして、十四歳以下の兒童が參加する共產青年同盟の一切の機關に於ては、同盟員をば宗教的教育の一切の痕跡より解放することにつき特別の注意が拂はれつつあるなり。而してこの同じ努力は、新編纂の親族法々典草案のなかにも明白に現れ居るなり。即ち全草案は、一切の未成年者は無宗門と看做さるることを規定し居るなり。

親權は子が成年に達するまで兩親に與へられ居るなり。若しこの親權が嚴正に行使せられざる場合には、裁判所はその兩親よりこの權利を剝奪することを得るなり。親權剝奪の手續は、國家權力の代表者によりてもなされ得、また私人によりてもなされることを得るものとす。

親は未成年の子の人格に注意し、その教育及び有益なる活動に對する準備につき介意すべき義務を有するなり。また兩親は、子供に教育及び授業を與へ續け得るの權利、及び、子供の奉公につきその名に於て契約を締結し得るの權利を有するなり。而して子が十五歳乃至十八歳に至らば、その奉公につき本人の同意を必要とす。また兩親は法廷に對し、法廷外に對し (in loco)、若し後見人若しくは保佐人として指定

され居らすとも、子を代表するものとす。兩親は子を自分の側に置くべき義務あり。若し兩親が同棲し居らざる場合には、誰のところにて子供を育つべきかといふことは、懸つて兩親の合意に依頼するなり。合意の得られざる時は、裁判所がこの問題を決定するなり。

兩親と子との間の財産關係につきての諸規定は、本質に於て、革命前の民法々典草案を踏襲し居るものなり。而して特に親族法々典の第六十條（『子は親の財産に對して何等の權利をも有すること無し、同様にまた親は子の財産に對して何等の權利も有せず』）は該草案の第四百四條を逐語的に反復し居るものなり。若し子がその固有の財産を有し居る時は、兩親はこれが管理權をば有するものとす。

親族法々典は、親子の相互的扶養義務に關する該草案の規定に追隨し居れど、而も全法典は更に一系列の制限を採用し居るなり、而してこれ等の制限は、共產主義體制のもとに於ける將來の家族秩序の理想によりて條件づけられ居るものなり。ソヴェエツト立法者の説明によれば、扶養の義務なるものは、要するに、全般的なる社會救済が永久的に實現するまで、意味を有するに過ぎざるものにして、この全般的社會救済が達成せられたる時は、かかる間に合せの代用手段は、親屬 (Angehörige) の財産よりの扶養と同じく、直に全く不要のものと變じ終はるべきものたるなり。

兩親は、たゞその未成年の子供が困窮しまた労働能力なき場合に限り、之れに扶養及び給養を與ふべき義務を負ふものなり。而してこの際に親族法々典は、如何なる未成年の子が労働能力なきものなりやと

いふことも、乃至は、如何なる時點より子は労働能力あるものと見做すべきやといふことも、何等規定するところ無きなり。子が團體若しくは國家によりて扶養せらるる限りは、兩親の扶養義務は停止す。

扶養義務は兩親に同一の割合にて強制せられ、彼等の與ふる扶養の範圍は彼等の物質的狀態に應じて決定せらるるものとす。離婚によりて婚姻を解消せんとする時は、子の扶養料及び養育費の問題を解決し置くことを要するなり。されどこれに關する兩親の合意が若し子の利益を侵害するが如きものなる場合に於ても、かかる合意は決して、子よりして、彼れが法律上認められ居る扶養をば兩親の各々に就き要求し得るの權利を奪ふものに非らず。裁判所はまた、子の扶養に關する問題の判決に當りては、若し然らざれば労働能力を有するところの母親が、世話をすべき子を有するか若しくは妊娠中のため金を獲ること能はざる事情にある時は、之れをも酌量せざるべからず。

民事訴訟法によれば、子の扶養に係はる事件は人民裁判所に於て簡單なる手續にて審理せらるるなり。

(第二百十條、第二百二十三條、第二百二十四條)

また親族法々典は、兩親に對する子の扶養義務をも認め居るなり。即ち、第六十三條に従へば、子は、その兩親が既に労働能力を喪失し而も窮迫し居りて、國家保險若しくは社會救済に關する法律に基くところの國家による扶養を受け居らざる場合に於ては、之れに扶養を與ふべき義務を負ふものとす。而して全第六十三條の條文面による時は次の如き解釋が許さるるなり、即ち曰く、よし兩親が請け得るところの

國家若しくは其他よりの扶養が全く最低限度のものたるに過ぎざる場合と雖も、子はその扶養義務を免るるものなり、と。

親族法々典は、更に扶養を要求し得るの權利をば親族圏のうへにまで推し及ぼすことにより（第一百七十二條）、特に、直系なる尊屬親及び卑屬親、並びに、父母を同じくせる及び父母の一方を異にせる兄弟姉妹、のうへに押し擴ぐることによりて、之れを擴張し居るなり。而してこの場合に於ては扶養義務は、單に補充的性質を有するに過ぎず。親族に扶養を與ふべき義務は、單に全人がその配偶者、兩親若しくは子より扶養を得ること能はざる場合に限り、發生するなり。

本節を終はるに當りてなほ茲に、自分の、並びに他人の子の養子縁組に對する珍稀なる禁止につき一言し置かざるべからざるなり。（註・二）抑々ソヴェット立法者は嫡出子も私生子も全然同一ならしめ居るために、彼等が自己の子の准嫡に關する一切の『ブルジョア』法規をば廢したるは極めて當然のことなりき。而して吾人は、自分の子の養子縁組に對する禁止も、やはりこれと同一の理由に基かしむることを得べし。ところで、果して然らば、他人の子の養子縁組による人爲的なる家族創設（*Familiengründung*）を親族法々典は抑々如何なる理由よりして拒絶し居るものなりや？註釋者はこの事情をば、ソヴェット立法が種々なる人爲的工業を排除せんとして努力しつつあることより説明し居るなり。即ちホイヒバルグ曰く『法典は決して、農民の間に極めて廣く行はれ居るところの里子の養子縁組なるものを酌量するこ

と無し。そこでは問題は確かに、働き手をば家事（*das Haus und die Wirtschaft*）のなかに、従つて家族のなかに、引き入るることに存し居るものなり。然り而して、農民の所有土地に於ては賃労働は禁せられ居るが故に、この風習の猛烈なる傳播は豫想するに難からざるところにして、これにより法律の回避が行はるることと成るべし。また他方に於ては、労働家族の擴大は、血縁のうへに立つ個人的家族に打撃を與ふることとならん。最初に述べ置きたる事情、並びに、人爲的結合を豫防せんとする努力は、確かに先手を打ちたるものなり。』と。

〔註・二〕されど一九二四年に至りて二三の自治共和國の領土には養子縁組の承認が與へられたり。

第五節 後見及び補佐

親族法々典の後見及び補佐に關する諸規定は、身分による、即ち純然たる親族法の基礎のうへに依存し居るところの、後見法の一切の痕跡をば餘すところなく排除せんとする目的をば、特に、追求し居るものなり。かくして法典は後見を公法的社會的基礎のうへにうち建てんと試み居れど、この思想は甚だ論理的に貫徹せられ居るわけには非ず。如何となれば全法典は、優秀なる編纂を有する革命前の民法々典草案のなかより、多くのものを、而も純然たる機械的方法によりて、借用し來り居ればなり。而して新ソヴェットロシア後見法のイデオロギー及び目的は、ソヴェット法學者によりて次の如く定式化せられ居るな

り。曰く、後見は、本質に於て、一切の困窮せる人民に對する社會救済及び國家的保護の領域に於ける普通の國家的職能の延長なり、と。個人的家族が現存する間は、子は通常、公の後見のもとに置かる。之れに對し、親の保護を有せざる子供は、國家機關に預けらるるなり。この國家機關は必要なる一切の處置を直接に採り行ふものにして、たゞ個々の場合に於てのみその職能を他の人に委託することを得るなり。而して註釋者の説明によれば、かかる後見の機關は教育的及び立證的に活動せざるべからざるものなり。即ちこの機關は、子の國家的保護が親の保護よりも尠るかに優越し居るものなることを、親に對して示さざるべからず。『親は子に對する偏狹に非理性的なる愛の習慣より脱却せざるべからず。また彼等は、子をば利己主義的なる家族に拘束すべからず。然る時は、自己の個人的利益のみを考ふるところの個人主義者の代りに、人類と稱せらるる大社會の成員が生長することとなるべし。』かくして後見は、社會主義的家族秩序に對する準備機關となり居るなり。

親族法々典に従へば、後見の機關は、執行委員會の社會救済部これなり。而して當初はこれ等の部は極めて廣汎なる職能を有し居たりき。即ち當初は、未成年、高齢、病氣、勞働無能力、失業、のために國家の支持を必要とする一切の人に對する社會的保全及び救済をばその仕事となし居たりしなり。かくの如くその權限が極めて廣汎なりしたため、社會救済部の内部にやがて間もなく甚だしき混亂状態が発生するに立ち至れり。部長等は屢々、自己の權利及び義務につきて全く明瞭ならざることある状態なりき。かくして

右の官廳に後見及び保佐の職能を委託したることは、親族法々典の後見法に關する一切の規定よりして實踐的意義を悉く剝奪し去るの結果となりしなり。(註・三)

〔註・三〕一九二〇年十二月二日の命令によれば、後見機關は次の如し。——未成年者の後見につきては——國民教育人民委員會。精神病者の後見につきては——保健人民委員會。浪費者の後見につきては——内務人民委員會。この改革は後見監督官廳の活動に何等の影響をも與へざりき。

親族法々典は後見及び保佐を認む。後見人は被後見者の一切の個人的並びに財産法上の利害を知悉するものとす。如何となれば後見人は被後見者の法定代理人なるが故なり。之れに反し保佐人はたゞ個々の業務の執行若しくは一般に財産の管理につきてのみ權能を能へられ居るに過ぎず。兩親の監視のもとに在らざる一切の未成年者は後見に附せらるるものとす。後見の創定に關する申請は、國家機關により、親族により、乃至は當該未成年者自身により、之れをなすことを得るなり。また後見は、子が兩親の保護下にある場合に於てもなほ之れを指定することを得るものとす。即ち一の訓令によりて次の如く規定せられてあり、曰く、社會救済部は、若し兩親がその子を『共產主義の基礎と明白なる對立に立つところの精神に於て教育し、子に共產主義に對する敵意を鼓吹し、彼のうちに反革命的努力を喚起せしむる』場合には、未成年者に關する後見を指定することを得、と。尤もこの場合に於ては縣執行委員會の認可を必要とするなり。(註・四)

〔註・四〕ホイヒバルグ、婚姻法、親族法及び後見法、モスコ、一九二〇年。

後見は直接に社會救濟部により、若しくは特定の一後見人により、行使せらるるなり。後見人の指定に當りては、後見せらるべき者より、(彼れが十四歳に達し居る場合)彼れの母若しくは父により、及び、若し父母の存せざる場合には、一近親者より、選定せられたる者に優先權が認めらるるなり。この第二百九條に含まれ居るところの規定は第二百五十五條と矛盾するものと思はる。即ち第二百五十五條には曰く、兩親は假令後見人若しくは保佐人として指定せられ居らすとも、法廷に對し及び法廷以外に對し、子を代表するものなり、と。この矛盾は、明らかに、革命前の民法々典草案の第五百二十六條及び第五百二十七條を純機械的に改作したることに、その原因を求むべきものなりとす。即ち該草案の第五百二十六條に従へば、後見監督官廳は、兩親の側の遺言による後見人の指定をば酌量すべき義務あり。然るに親族法々典の編纂者等はこの條文を抹殺し去れり、如何となれば、同條のなかに遺言なる語が存し居るがためなり。而してその次に立つ第五百二十七條は、父母共に後見人の指定をなさざりし場合のことを規定し居るなり。茲に於てか編纂等は單にこの條のみを、而も何等修正することなくして、採用したりしなり。後見の受諾は公の義務にして、之れを拒絶し得るはただ親族法々典に明記され居る場合のみに限られ居るなり。而して之れに屬するは、高齡、病氣、並びに自分の子供が四人以上存する場合、これなりとす。被後見人に對する後見人の權利及び義務はその本質に於て、兩親の權利及び義務と一致す。未成年者の

指導 (Wegnahme)、教育及び授業につきましては社會救濟部の合意を必要とするなり。後見人の義務は無償にて行はるるものとす。但し後見人は、被後見人の教育、仕込み、及び療治につきこの一切の出費の賠償を、後見者の財産中より要求し得るの權利を有し居るなり。被後見人の財産の管理につきましては、社會救濟部が後見人に對して、該財産の収益力並びに後見人の財産法的狀態を顧慮して、その報酬を定むることを得るなり。而して後見人は被後見人の財産を、要領深くして且つ勤勉なる戸主の如く、管理せざるべからざるなり。

親族法々典はまた、精神病者の保佐に關する二三の規定をも有し居るなり。而して之れ等の規定には、後見に對する指令の代りに、精神病者の診斷に關する訓令が添加せられ居るなり。或者の禁治産に關する申請をなし得る者の範圍は極めて廣汎なり。而してこの申請はまた政黨及び労働組合からすらも爲され得るなり。醫師會の判定は人民裁判所に於て取り消され得るものとす。(註・五)

第六節 要 約

抑々、ソグイエット親族法は、先づ第一に、今日の家族形態を崩壊せしめて以つて、婚姻及び親族關係をば共產主義の基礎のうへに組織することに對して道を開拓せんとの目的を追求したるものなりしが、こ

の目的は、ソヴェエツト法多年實施せられ來りし後と雖もなほその達成より距ること遠し。人民は頑固且つ鞏強に、婚姻結帯の宗教的及び道徳的要素を固執し居る有様なり。離婚及び財産關係の領域に於ける法律上の革新につきて之れを見れば、大衆は、革命前に於いてさへロシアの法學及びロシアの法律觀念が之れを必要なりと認め居たりし程度の舊ロシア親族法の修正をすら、極度の躊躇と最大の用心を以つて、やうやく承諾し居るなり。即ちこの領域に於てもソヴェエツトの支配は尠なからざる混亂を惹起せしめたるにも拘はらず、家族の生活は依然としてその本質に於ては維持せられ來り。

（註・六）前掲書、九四—九五頁。……これより外に、ソヴェエツト政府をして、謂はばそ

第二章 相続法

第七節 相続權廢止令

十月革命の直後に於て親族法の領域に於てなされたる改革は、ブルジョアの家族形態を破壊し去るための準備たるべきものなりき。之れに對比すれば、一九一八年四月二十七日の命令によりてなされたる改革、一層正しく云へば、相続權の廢止は、私有財産制度に對して向けられたる最初の處置にてありしなり。『相続權が廢止せられし結果、私有財産の制度は單に不安定なる存在と一時的の意義を有するに過ぎざるものとなれり。相続權の廢止は、社會心理上、社會主義のことに就きて最も重大なる教育的影響を與ふべきものなり。そは、甚だしく主張され居る個人的所有本能を根絶せしむる手助けを爲すべし。この理由よりして、當時なほ未だ大所有の、況んや一切の所有の、社會化を命令すること能はざりしプロレタリア政府は、一切の世襲的讓渡、若しくは一切の私有財産の世襲的移轉を廢止したるなり。』かくの如き言葉を以つてア・ホイヒバルグは、急進的に且つ迅速に爲し遂げられたる改革の理由を説明し居るなり。

（註・六）

（註・六）前掲書、九四—九五頁

されどこの同じ半官的註釋よりして之れを見れば、これより外に、ソヴェエツト政府をして、謂はばそ

の成立の當初に當り、相続法の制度を廢するに立ち至らしめたる別の原因が存し居たりしことは、察知し得らるるところなり。彼等は『ブルジョア』法学を蔑視し居るにも拘はらず、該命令の編纂者等は確かに疑ひなく、國家の利益に於て相続權を制限せんと努め居るところのブルジョア法に於ける新思潮よりして影響せられ居たりしなり。かのバンベルガー（『相続權及び相続税』、一九一七年）、ハイム、及びリングの如きドイツの法學者の諸著作は、國家のために相続權を制限することを熱心に主張するところのブルジョア法學者も既に存することを立證する證據として茲に引用することを得るなり。更にまた一九〇九年及び一九一六年のドイツ社會民主黨の案も、右の法律思想の『不完全なる』現れとして、引き合ひに出され得るなり。而して、最も進歩せる先進諸國に於てプロレタリアが權力を掌握したる後は相続權は廢止せらるべしといふマルクス、エンゲルスの共產黨宣言内の記述が、一九一八年の命令の最上の裁可として引用せられ居ることは斷はるまでもなく明白なることなり。『一九一七年に支配權を奪取したるプロレタリアートロシアはその師の遺言を實現するにつき何等躊躇をもせずして、相続權の一切の形態を廢し去れり。』右の半官的註釋者はかく云ひ居るなり。

一九一八年の命令の意味は次の點にその尖端を置くものなり、曰く、所有權は須らく、永續的なる、一代より次代へと世襲せらるる制度たることを止めざるべからず、と。各個の所有權者の死亡後は、その財産は國家財産と成る。かくして該命令の第一條によりて、相続權は、法律上のものも遺言によるものも、

廢止せられたり。

更に該命令は、尙ほ未だ相続人が取得せざりし一切の相続財産につき、遡及力を支持したりき。なほ係争中なりし一切の相続上の訴訟、裁判所の相続證明に關して執られつつありし一切の手續、は停止せられたり。而して一切の遺産は、遲滞なく、これを地方ソヴェットの管理に引渡さざるべからざりしなり。

一九一八年の該命令の發布後は、相続權は餘すところなく廢止せられたるものと看做されたり。一切の遺産は國家の手に歸せざるべからざりき。勿論、同命令の第九條は次の如く規定し居たりき、即ち、その價格が一萬ルーブルを超過せざる遺産、また特に農家、家財道具、若しくは都市或は村落の勞働經濟の生産手段、より成るところの遺産は、故人の生存せる配偶者、直系の尊屬及び卑屬に當る親族、兄弟姉妹、及び養兒、の直接なる管理及び處置に屬するものとす、と。この場合に於ては、遺産の管理及び處分の方法は、配偶者と親族との間の協定によるか、若しくは、もし協定の成立せざりし場合には、裁判所によりて、決定せらるるなり。ソヴェット立法者はこの法規を次の如く解釋し居るなり、即ち、この場合に於ける所有權の讓渡は、決して原則的立場からの背異を意味するものに非ず、即ちそれは決して包括的承継 (Universalsukzession) を現はすものに非ずして、單に一時的の合目的な理由よりして承認せられ居るに過ぎずと。さなり、官廳の組織亂れ居る時に當り、小額の財産までも自己の管理中に引取るが如きは、國家にとりて都合よきことにては非らざりしなるべし。

而して同命令の次の規定もやはり一時的の性質を有し居るものなり、その規定とは、即ち、若し遺産が前掲の最高限度を超過し居る時に、その故人の遺産のなかよりして、直系の尊屬及び卑屬に當る親族、同父母及び異父母の兄弟姉妹、配偶者、及び、養子が扶養料を要求し得る權利に關する規定なり。(同命令の第二條——第四條) この例外が認められたる理由は、同命令の發布せられし當時に於てはなほ未だ困窮者に對する一般的社會救済はその全範圍に於ては完成せられ居らず、また市民的家族もなほ未だ存在し居たりしがためなりしなり。ソヴェエツト法學者等は、茲に論せられてあり得るものは相續のことに非ずして、ただ社會救済の一形態のことに過ぎず、而してそは、同命令によれば扶養料はただ勞働無能力及び窮乏といふ條件のもとに於てのみ與へられ居ることによりて、推察し得らるべし、と揚言し居るなり。若し故人の遺産が、相續資格を有する一切の者を扶養するには不充分なるべき場合に於ては、先づ第一に顧慮を受くる者は、最も近親の者には非ずして、實は、最も甚だしく窮乏し居るところの親族なりとす。故人の遺産のなかより、配偶者若しくは親族に與ふべき扶養料の額は社會救済官廳により、扶養料要求の資格を有する一切の者との協定によりて決定せらるるなり。

故人の遺産よりして先づ第一に支出せらるるものは管理費なりとす。無資力にして且つ勞働無能力なる親族若しくは故人の配偶者が扶養料に對して有するところの權利は、債權者の請求權に先立するものなり。而して債權者はその遺産の残りたる部分よりして初めて満足せしめらるるに過ぎず。

同命令はまた、被相續人の死亡に關する公告のことを規定し居るなり。扶養料要求の資格を有する者は、その公告の日より一ヶ年の期間内に届出をなさざるべからず。この期間の經過後は、その權利は喪失するなり。

相續權廢止令の内容は以上の如し。編纂者は同命令に對して、私有財産權の完全なる廢止への第一歩としての大なる意義を負はせたりき。ア・ホイヒバルグは曰く「この命令によりて、私有財産權は精々のところ一代限りの用益權たるに過ぎざるものと成り終はれり。個人は財産を精々のところ彼れの一代の間は所有することを得べけんも、それ以上は斷じて之れを有することを得ず」と。死亡に基く財産 (Das Vermögen von Todeswegen) を處理し得るの可能性は全然廢止せられしなり。されど個人は、既に戰時共產主義時代の一系列の命令により、また之れより一層強く、行政の實際によりて、自己の財産をば自己の生存中に於てすら處分し得るの可能性を剝奪せられ居たりし後のことなりしかば、この一九一八年四月二十七日の命令の社會教育的作用たるや全く蛇足たるに終はりしなり。而してまた命令そのものが何等の實踐的意義を有することなくして終はりき。即ちかの戰時共產主義の時代に於て行はれたる所有權の爲の戰爭に於て、人々は故人の意思のどほりに若しくは、法定相續に關する舊法規のどほりに、財産を實際に讓與する無数の方法を發見したりしなり。之れに反してソヴェエツトの研究材料は、この一九一八年四月二十七日の命令に基きて何らかの遺産が國家の管理に移されたりといふことを報告し居るところの何物をも有し

居らざるなり。即ち、死者の有價物は或は親屬等の實際の所有に移りたるもあるべく、若しくはまた、地方官廳や局外者等のために簡單に奪取せられ終りたるものもあるなり。この相続權廢止令の發布後一年にして、新たな法律狀態の結果に就き調査のなされしことあれど、全く何等の結果も得られずして終はりたり。一九一九年——一九二二年の公の國家豫算見積のなかには、相続による収入のことは何等記載せられ居らず。

第八節 ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典に於ける相続權

一九二二年十月三十一日のロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は、一九一八年の命令の根本原則と異りて、再び、法定相続並びに遺言相続を採用したり。即ち同民法々典は「單に法律に基くものみならず、また一定の制限内に於ては故人の終意處分 (letzwillige Verfügung) に基きても、私有權を一代より次代へ譲與することを承認することに依りて、所有者の意思がその死後に於ても現はるることを許し居るなり。』同民法々典の編纂者に從へば、このことのなかに、新經濟政策への原則的讓歩が存し居るべきなり。而してこの讓歩は、私有財産權が永久なるものなりとの見解によりて爲されたるには非ずして、實は、實際的の顧慮によりて、即ち價値蒐集の衝動を促進せしめんとするの希望よりして、爲されたるも

のにてありしなり。勿論實際に於ては、この原則上の讓歩には狹隘なる制限が設けられてあるなり。民法々典の編纂者等は『ブルジョア』諸法典のなかよりして、相続權に對する一切の知られたる制限を採り來り、また、一九一八年四月二十七日の命令の根柢となり居りしところの、故人の財産は、窮乏しつつかる故人の親屬者に對する救済は別として、國家の手に收められざるべからず、といふ見解から、甚だしき割合に於て、指導せられしなり。勿論この根本思想は同法典に於ては左程尖鋭には現はれて居らず。即ち、例へその親族が勞働無能力若しくは無資力には非ずとも、相続が許され居るなり。されど、相続税を採用したること、及び、遺産に對し最高限度を確定したることとは相俟つて、確かに事實上に於て、かの一九一八年の命令と同一の結果に導くことを得るものなり。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は、相続權のことは、これを第四百十六條——第四百三十五條を包括するところの特別な一箇の部に於て取扱ひ居るなり。法定相続、遺言相続、共に認められてあり。されど何れの場合に於てもただ狭く限られたる圈内の人々のみが相続の資格を與へられて居るに過ぎず。即ち、直系の子孫(子、孫、曾孫)、殘存せる配偶者、及び、勞働能力なく且つ無資産にして、事實故人より全然扶養せられ居たりし者、これなりとす。相続人たり得るものは、單に、被相続人の死亡の時點に於て生き居る者、並びに、被相続人の存命中にできたれどその死後に於て出生したる子供、のみに限られ居るなり。(第四百十六條及び第四百十八條)

さればロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典に従へば、二群の人々が相続の資格を有し居ることとなるなり。即ち一は故人の近親者にして、これは無條件に相続権を有するなり。他は他人 (Beihandele) にして、これは故人の死亡前少くとも一ヶ年の間事實に於てその故人より全然扶養を受け居りたることの條件のものにて相続権を有するものなり。而してソヴェット法學者の説明に従へば、配偶者はただその婚姻が登記され居たりし場合に限り、相続人たり。然れども、私生子は、相続権につきは、嫡出子と同一に置かるるなり。特異なる一箇の語に於て是れを疑ふる。遺言時、遺言時、其の語も、兩親、兄弟姉妹、及び他の親族は、労働能力なくして窮乏し居るか、及び、かかる者として故人より少くともその死亡前一ヶ年の間扶養を受け居りしに非ざれば、法律に基くも、遺言に基くも、相続することを得ざるなり。民法々典のこの規定は、親族法々典の第七十九條以下と矛盾するものなり。即ち、同所には次の如く規定しあり、曰く、労働能力なくして困窮し居る尊屬親及び兄弟姉妹は遺産のなかより扶養料を要求し得る権利を有す、と。而してその際に、彼等が故人より扶養を受け居たりし期間のことは問題とせられ居らざるなり。兎まれ、第四百十八條に規定せられ居る一ヶ年といふ期限は明白なる苛酷に導くものなり。即ち本條を文字通りに解釋する時は、その伴の死亡の九ヶ月前に視力を失ひたる労働無能力の父親は、よしその發病以後はその伴より全く扶養を受け居たりしにもせよ、何等相続すること能はざるべしと成るべきなり。このこともまた編纂者等の本意なりしに非ざりしもの如し。彼等は此一ヶ年

の期間を採用したる理由をば、被相続人自身の選定せし者に財産が譲渡されゆくことを不可能ならしめんとする希望に出づるものなりと説明し居るなり。

法定相続は、遺言によりてそれが廢棄せられ居らざる限り、一切の場合に於て行はるるものとす。この種の相続に於ては、遺産は、頭割りにて一切の相続資格を有する者に分配せらるるなり。代表相続権の適用せらるること無し。されば、例へば息子二人と孫二人の場合には、各人は遺産の四分一宛を獲るわけなり。故に、遺言時、遺言時、其の語も、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典の第四百二十二條によれば、財産をば、一般に相続資格を有し居る人數のうちの一人若しくは數人の限られたる者に引渡すべきことに就き、若しくは、その財産をば、法定相続の場合に於てなさるべき方法とは異りて、これ等數人の若しくは一切の者の間に分配することに就き、或者が書面的形式を以つてなしたる死後處分 (Verfügung von Todeswegen) は、遺言と看做さるるなり。而して同條の註には、被相続人は相続資格を有する一人の、數人の、若しくは一切の、者をば、相続の権利から排除することを得、とあり。即ちこの場合に於ては、その遺産は、全部、若しくは一部分、國家の手に移るなり。

かく第四百二十二條に従ふ時は、被相続人はその財産を一切の法定相続の間に分配すること無くして、單にそれ等の者のうちの二三の者の間にだけ分配することを訴るされ居るが故に、茲に早速問題が生じ來

るなり、即ち、國家は如何なる場合に於て、これ等排除せられたる相続人の権利を主張し得るや？と。この第四百二十二條と全條の註との間には明白なる矛盾が存し居るものにして、それは全民法々典の註釋者によりてすらも解決せられ居らざるなり。即ち、ア・ホイヒバルグ（註・七）は、被相続者は二三の相続人をば、他の相続人の利益のために、排除し得るものなりと主張し居れど、然し乍らこの全註釋者は他の箇所に於ては、排除せられたる相続人の分前は決して他の相続人に歸屬するわけのものには非ずして、一切の相続排除はたゞ國家の利益と成るものなり、と説明し居るなり。

〔註・七〕前掲書、第九四—九五頁

第四百二十三條に従へば、被相続人は、遺言に基づいて遺産を得るところの者に對し、一人の、數人の、若しくは一切の、法定相続人に有利なる何等かの義務の履行をば課することを得るなり。而して彼れの處分の効力は、遺言相続人の側に於ける當該義務の履行を要求し得るの權利を有するものとす。（即ち彼は債權者と同じくなるなり）

遺言そのものに就きては、第四百二十二條、第四百二十五條、第四百二十六條のなかに、二三の規定が見出さるゝなり。遺言は書面の形式に於てなさるゝことを要す。口頭による死後處分は認められず。而して遺言は、絶對的に、而も被相続人自身によりて、證書原簿に記載するために之れを公證部に提出せざるべからざるなり。従つてロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は私製遺言なるものは之れを認

め居らざるなり。後に作製せられたる遺言は、先きに作製せられたる遺言のなかに、前者に規定せられ居らざるが如き處分をば含み居らざる限りに於て、先きの遺言を廢棄するものとす。

また被相続人は新たに遺言を作製することなくして、前の遺言を廢棄することを得るなり、但し公證若しくは裁判による表示を必要とす。遺言の實行は、その遺言中に指名せられたる遺言相続者に委譲せらるゝなり。されどまた被相続人はその意思を實行せしむるために、遺言のなかに遺言執行者を指名し置くことを得るなり。この場合に於ては執行者の同意を、遺言そのものゝなかに於て、若しくはその遺言に添付する特別の表示のなかに於て、記載し置くことが要求せられてあるなり。

相続に關する最も重大なる制限は、最高限度を確定し居ることにある。この限度を超過すれば相続權は排除せらるゝなり。法律及び遺言に基く相続は、故人の一切の債務を差引いて、一萬金ルーブルを超過せざる遺産の總價格内に於て許されており。相続人は、例へその人數が如何に多くとも、總體にて一萬金ルーブルまでを獲ることが許され居るなり。されば若し遺産の總價格が一萬金ルーブルを超過し居る時は、國家と、法律若しくは遺言に基きて相続權を有するところの私人、との間に、遺産の限度價格を超過し居るところの部分につき、これに利害關係ある國家機關に有利なるように、遺産の分配若しくは清算が行はるゝことゝなるなり。而して若しこの分配が、經濟的に見て、不利益にして且つ望ましからずと見らるゝ場合に於ては、國家機關と私相続人との間には共有 (Miteigentum) の關係が発生するなり。されどこ

の問題は、國家若しくは私相續人が當該部分を購入するといふ方法によりて、之れを解決することを得るものとす。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典の編纂者の説明に従へば、右の最高限度は、ソヴェット政府が新經濟政策の制度下に於て私所有に認め得ると考へ居るところの財産の平均額に當るものにして、慥かに農家の動産財産の價格より以上なり。右の規定は私所有のなかに價値が蒐集することを防ぐためのものなり。如何となれば、かゝる蒐集はブルジョア階級の甦生を結果することゝなるべければなり。

勿論これ等の一般的規定のなかより諸種の例外も認められ居るなり。先づ第一に、第四百二十一條によれば、故人と同棲し居りしところの法定相續人は、一般の最高限度には無關係に、普通の家財道具（尤も贅澤品は別として）を獲るなり。而して第四百十六條の註には第二の、而して查るかに重大なる、例外が規定せられてあり。全註によれば、國家機關と私人との間の契約（收益貸借契約、特許契約、建築契約、その他の契約）より生ずるところの権利は、これ等の契約に記載せられたる期限の埒内にて、何等限度價格に關する制限なくして、相續權に附隨するものとす。されば、特許受人の法定相續人並びに遺言相續人は、特許契約に規定せられたる期限の埒内に於ては、任意の大きさの財産價格及び財産權を獲ることが能きる譯なり。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典の編纂者は之れに就き次の如き説明を附し居るなり、曰く、若し國家機關は合目的々なる理由よりして一人の私人に對し國有財産をば經濟的利用の

ために引渡すものならば、それが、純然たる偶然の出來事を動機として——特許受人の死亡——その目的物を國家に返還することを要求する理由は無きことなり。寧ろそは、國家がそれより遁れんと試みたりし重荷をば再び國家に負擔せしむることゝなるべし、と。（全露中央執行委員會に於けるア・ホイヒバルグの報告。『イスヴェスチヤ』紙、一九二二年十月二十六日號）また民法々典の註釋者にしてウクライナ社會主義ソヴェット共和國の最高裁判所の民事部長マリツキーはこの事につき之れと稍々異なる説明を與へ居るなり、曰く、私人をして、國家との契約を締結せしめ、また一般國家的意義を有する諸企業に資本を投下せしむることに（工場の貸借、特許、その他かゝるもの）刺戟するためには、例外が許さるべきなり、と。

國家と普通の會社との間に締結せられたる契約の場合に於ては、ア・ホイヒバルグの解釋に従へば、各社員は、第四百十六條の註に基きて、彼れの死因持分 (Anteil von Todeswegen) を處分することを得るなり。然れども若し契約が法人との間に締結せられたるものなる場合には如何になるや？ 株、持分證券、その他、の所有者の相續權は如何？ この問題に對してア・ホイヒバルグは次の如く答へ居るなり、曰く、その契約は個々の關係者との間締結せられたるものに非ずして、實は一の法人との間に締結せられたる譯のものなるが故に、株、持分權は、單に一萬金ルーブルの最高限度以内にて、相續權に附して私人のうへに引渡され得るなり、と。この『解釋』は實際にとりては重大なる意義のものなるべきなり。

相續を告知するに當りては公示は行はるゝこと無し。如何となれば、抑々相續權は、被相續人がその近親者の生存を保證し度しとの希望を有することを立法者が酌量するといふ理由から認められ居るものなるが故に、被相續人の死亡したことを知らずして、この悲しむべき（若しくは彼れにとりては寧ろ喜ぶべき）出來事を知りてやらねばならぬといふが如き者は、どうしても斯る親屬とは見做され得ざればなり、と民法々典の編纂者は云ひ居るなり。

人民裁判所は、身分取扱官廳（戸籍役場）より被相續人の死亡通知を受け取るや、遲滞なく、その遺産につき保護手段を執るなり、即ち、人民裁判所は、財産目録を作製し、遺産の價格を確定し、その遺産を責任ある管理に附するものとす。

若し就業中の企業の相續人が現在せざる場合に於ては、裁判所は特別なる責任ある監理人を指名するなり。法定相續人にせよ遺言相續人にせよ、相續を承諾し若しくは拒絶し得るの權利を有するなり。相續告知の場所に現在する相續人は三箇月以内に所轄の裁判所に對し、遺産の拒絶を表示することを得。然る時はその棄權者の持分は國家に移轉するなり。また、現在する相續人は、その他の相續人等の出頭することを待たずして、遺産を受取ることを得るものとす。また不在の相續人は、その持分をば自身にて、若しくは代理人を通して要求することを得るなり。而してその期間は、裁判所がその遺産に對して保護手段を採りし日より起算して、六箇月とす。

若し相續人が告知の時點より六箇月以内に届出をなさざる場合、及びまた、相續人が遺産を拒絶する場合には、その財産は相續人なき者と見做されて當該國家機關の管理に歸屬せらるゝなり。されど若し遺言中に補充相續人が指定せられある場合には、その遺産は、假令、最初の相續人が之れを拒絶するとも、相續人の曠缺せるものと看做されざるものとす。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典に従へば、法定相續人にせよ乃至は遺言相續人にせよ、その權利の確定につきては何等特別の裁判上の手續を必要とせられ居らず。かゝる手續は不要と看做され居るなり。如何とならば、全民法々典に従へば私成遺言なるものは存在せざるが故なりとす。尤も、相續人は人民裁判所に對して相續證明書の交附を申請することを得るなり。されどこの相續證明書たるや決して裁判所の決定を現はすものに非ずして、從つて、利害關係人（また國家も然り）よりして取消され得るなり。

相續人の責任につきては、單に全民法々典の一箇條（第四百三十六條）が之れに捧げられ居るに過ぎざるなり。即ち全條に規定して曰く、遺産を引受けたる相續人、及び、相續人の曠缺せる財産の移轉を受けたる國家、はその遺産が擔ふところの負債に對し、たゞその遺産の實際的價格の埒内に於てのみ、その責に任ずるものとす、と。被相續人に對する債權者は、その請求權の喪失を避けんがためには、その遺産につきて保護手段の採られし日より起算して六箇月以内に、請求權の届出をなすべき義務を有するなり。

さればロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は相続人の制限的責任を採用して、包括的繼承 (Universalsukzession) の觀念を拋棄し居るものなり。然りと雖も、全民法々典の註釋者の云ふところに從へば、相続人は、彼れ自身の債務に對すると正さに同じく、遺產義務に對しても、彼れの全財産を以つて、その責に任ずるものとす。西歐の諸法に於ける、遺產別除の恩典 (Beneficium separationis) はロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典には認められ居らざるなり。

全民法々典のなかに含まれ居るところの、遺產債務に對する私相続人並びに國家の責任に關する規定が斯くの如く少なきことの理由は、何は兎もあれ、ソヴェット相続法の構成に當りて起りたりと想像し得らるゝところの甚だしき混亂によりて、説明がつくなり。されど全民法法典の第四百十六條に從へば、たゞ親族のみが相続人として問題となるや、若しくは國家もまた相続人として問題となるやを決定するためには、先づ第一に、被相続人の債務を包含するところの全消極遺產 (Nachlasspassiva) の額を決定するに必要たるなり。されば、財産目録作製の恩典 (限定承認 beneficium inventarii) は暗黙の裡に豫定せられあるものゝ如し。更にまた國家は、たゞ遺產の價格が、遺產債務を差引いて、一萬金ルーブルを超過する場合に於てのみ、相続資格を有するものとす。されば遺產債務につきては専ら私相続人がその責に任ずるものにして、たゞ相続人の曠缺せる財産が國家の手に歸屬する場合に於てのみ、一般原則によりて、國家の責任が生じ來るなり。他方に於てロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は單に遺產の清算

及び、諸らの私人及び國家の間に於けるその分配を認め居るのみならず、また、遺產の共有、及び、國家若しくは私相続人による遺產の一部分の購入、をも認め居るなり。而して、斯る場合に於ては、債權者に對する責任は果して如何にして國家と私相続人の間に分配せらるゝものなりやといふことは、全然不明のまま、殘されてあるなり。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典はたゞ、遺產の實際價格の埒内に於ける相続人の責任につきて原則的なる説明を與ふるのみにて満足し居るものにして、この問題に對してこれ以上詳かに入り込むことをせず、たゞ民事取引に於て最も重大なる場合を顧慮し居るのみ。

西歐の諸立法に認められ居るところの、遺產の價格と相続人の親等に應じて之れに累進税を課する遣り方は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典からも採用せられ居りて、而も、編纂者の見解に從へば、そはソヴェット相続法の主要なる要素をなし居るものなり。全露中央執行委員會に於ける民法々典評議會の席上に於て行はれたる討議よりして認め得らるゝが如く、『イスヴエスチャ』紙、一九二二年十月二十六日號) 相続手数料の額に關する規定をば法典の條文中に挿入すべしとの意見が生じたり。民法々典の編纂者等は、累進相続税のなかに、『ブルジョア』相続法の廢止及び一切の遺產の國有化、に對する一の手段を認め居たる譯なりしなり。

命令によれば、外國の法とは反對に、最も近親なる者に移轉するところの相続財産もやはり課税せらるゝなり。而して遺產は全體として課税せらるゝものには非ずして、たゞ個々の相続分に對しての課税する

ものとす。無税なるはたゞ、千金ルーブルの價格に達せざる遺産のみなり。之れを越ゆる最初の千ルーブルは手数料一%、次の一千ルーブルは二%、次は四%、等々の如く課せられゆくなり。されば、若し相続人が、許されたる最高の限度價格——一萬金ルーブルを受くる場合に於ては、手数料二百四十金ルーブルを支拂はざるべからず。

全命令はまた、一萬金ルーブルの價格を超過する相続分に對する課税を規定し居るなり。この場合に於ては、税は各一萬金ルーブルに就きて四%宛高められゆきて、甚だ巨額の相続財産に於ては、實に五〇%にさへ達するなり。現金二十四萬金ルーブルの遺産に對しては相続税はこの總額の半額に及ぶなり。全露中央執行委員會の該會議に於て巨額の相続財産に對する累進課税の問題は論争を惹起したりき。二三の論者等は、法文のなかに斯る巨額の相続財産のことが記載しあること並びに高額な相続税が存在し居るといふことが、既に、ソヴイエット相続法の全組織、特にその大黒柱たる、遺産の最高限度の確立、と矛盾するものなることを説けるなりき。而してまた、之等の規定を以つて單に特許契約と關係あるものに過ぎずとなす説明も、右とは異なる立場よりにてはあれど、矢張り反對を受けたるなり。批評家の一人は云へり、『若し國家がウルクハルトと二十年乃至三十年の期限の契約を締結する時は、國家の側に於ては、ウルクハルトが生存すると否とに拘はらず、若しくは彼れの死後その管理は彼の妻の手に引渡されて居ると否とに拘はらず、この契約を履行せざるべからざることとは明白なるところなりとす。……而して若しこの特許

の半分がロシア國家のために押收せらるゝことゝもならんか、即ち彼は決して特許契約などに手出しすることなかるべし』と。この立論は、ソヴイエット立法者等に、ソヴイエット法は斷じて大財産を相続することに對する厳しき禁止を固執すべきに非らざることば、説き聽かすべかりしなり。長期の契約を取結ぶ外國の特許受人にして、特許受人の権利承継人がその死亡後は財産の大部分を喪失するといふことにて協定をなすものは非らざるべし。若し然る時は彼れは特別の契約によりてその権利を保證せざれば承知せざるべし。然るにも拘はらず、巨額の遺産に對する高き課税に關する規定は、全露中央執行委員會の命令によりて施行せらるゝことゝ成れり。

第九節 要 約

ロシア社會主義聯邦ソヴイエット共和國民法々典中に含まれ居るところの相続法の規定は新經濟政策時代の立法の極めて特色ある部分と看做さざるべからず。ブルジョア法のこの領域の外形をば回復したることによりて、編纂者等が、原則上の點に於て、かの一九一八年の相続權廢止に關する命令となりて實現せられたるところの社會政策綱領と背異したりしことは疑ひなきところなりとす。されどその相違たるや寧ろ實際的性質のものたるよりは理論的性質のものたるなり。さればその内容に於ては、全民法々典に含まれ居る諸規定は、假令、相続の原則を認め、また、『ブルジョア』法の用語を用ひ居ると雖も、事實に

於ては、一九一八年の諸規定と同一の結果を齎し得るものたるなり。

現行の相続法の規定は、ソヴィエットロシアの物權法によりて認められ居る所有權の諸形態に對する、甚だ廣汎なる制限そのものを現らはし居るものなり。これ等の規定が施行せられ居る間は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエット共和國民法々典の編纂者等が相続權を復活せしむるにつきて目指し居たりし目的、即ち價値蒐集の衝動を促進せんとすることは到底達成し得られざるどころなるべし。實に所有權は——それが大所有に關する限りに於て——、ソヴィエット相続法規のために、單に一代の用益たるに過ぎざるものと成り居るなり。

民法々典の編纂者にして註釋者たるホイヒバルグは之れに就きて次の如き意見を發表し居るなり、曰く『世襲君主制體の消滅しつゝあるを見得らるゝ現代に於ては、吾人は、一代の大統領にて満足し居るのみならず、短期の大統領を以つてすら満足し居るなり。而して假令、我がロシア社會主義聯邦ソヴィエット共和國民法々典は、被相続人に縁遠き人々をば相続財産から全く排除し居り、また他方に於て近親者も過剩部分を喪失して中庸の遺産にて満足せざるべからずと雖も、而もこの状態が價値蒐集の必要なる程度に對して障礙とならざらんことを希求せざるべからず』と。純共產主義時代に於て試みられし企圖は、内心の法律觀念が、死因財産を處理するの可能性をば如何なる程度に於て所有概念の不可離的要素となし居るものなりやといふことを明示したりき。即ちこの企圖は、世襲的なる所有權の讓渡の思想が如何に深く根

付き居るものなりやといふことを證明したるなり。ソヴィエット立法者等が自から之を認め居る如く、一九一八年の命令は、その施行せられ居たる四ヶ年間に於て、法規として何等實際の適用を見ざりしなり。この時代に於ては私有財産は、命令に基くことなく、實際の先占の方法によりて讓渡せられ居たるなりき。されど一九二二年より相続權により良き運命が與へられてあるべしとは認め難きところなり。

第六篇 刑 法

ア・マクレッツォヴ教授

二二六

刑法々典發布に至る迄のロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國の刑事立法

ソヴェットロシアの刑法の發達のなかには次の諸時期を區別することを得るなり、第一期は、革命前の法律の適用を、それが明確に廢止せられたるものに非ざる限りに於て、若しくはまた、それが社會主義の法意識及び社會主義政黨の政綱と牴觸せざる限りに於て、形式上認容し居ることを以つてその特色となすところの時期なり。(註・一)されど革命前の法律を適用することは、一九一八年十一月三十日に至りて確定的に禁止せられたりき。(法令全書、八五、八八九)然れどもこのことは決して、右の期日までには革命前の法律が事實に於て適用せられ居たりしことを意味する譯には非らざるなり。實にこの時期が、かゝる全露反革命投機潰職防止非常委員會(AAK)の活動の極めて廣汎に發達し居たりし時代、即ち、赤色恐怖の時代にてありしとは誰人も之れを知るところなり。ペーテルスは當時、反革命投機潰職防止非常委員會(AAK)の週刊誌に於て(一九一八年、第二七號)次の如く述べたり、曰く『全露反革命投機潰職防

止非常委員會及びその地方機關は、プロレタリアートの獨裁、即ち一の政黨の無遠慮なる獨裁、の機關たるべきなり』と。またラツイースの次の宣言も之れと同時期に屬するものなり。曰く『吾人は個々の人間に對して戦ひを爲すものに非らず。吾人は階級としてのブルジョアジーを破壊するものなり。されば、訴訟記録のなかにて、受刑者がソヴェットに對して如何なる行爲を犯したるかといふことの證據を求むること勿れ。彼れに質すべき第一の問題は、彼れの階級所屬、彼れの系統、教育、職業、其他、に限るものとす。これ等の問題がその刑事被告人の運命を決定するものなり。茲にこそ赤色恐怖の本質は存し居るなり』と。(註・二)

〔註・一〕一九一七年十一月二十四日の人民裁判所に關する最初の命令の第五條には次の如き規定が含まれてゐたりき。『地方裁判所は轉覆政府の法律を、たゞそれが革命によりて廢止せられ居らず且つまた革命的意識に牴觸せざる程度に於てのみ、之れをその判決及び決定の基礎となすものとす。全露中央執行委員會及び勞農政府の發する諸命令若しくは社會民主黨及び社會革命黨の最小政綱(Minimal program)に牴觸するところの一切の法律は、廢止せられたるものと看做す。』

〔註・二〕雜誌『赤色恐怖』、一九一八年十月一日號。『ツェカ』よりの引用。非常委員會の活動に關する材料。社會主義革命黨中央委員會出版。ペルリン、一九二二年、一五、一六頁。

第二期の限界は稍や正確に之れを定むることを得。この時期は、一九一八年十一月三十日の命令の公布

より、『ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法手引』（法令全書、一九一九年、六六、五九〇）の發布に至るまで續く期間なり。勿論、該『手引』中に含まれ居るところの規定は極めて一般的に定められたるものにはあり、且つまたそのなかには刑法の主要特徴——制裁——を缺くと雖も、吾人は敢て之れをば、裁判所に對して刑法の領域に於ける手引を與へんとする一の試みなりと云ふを得るなり。司法人民委員會の序言的訓令のなかに次の如く記載せられてあり、曰く、最初の數年間は、武装せる人民は何等の法規も規則も有すること無くして、その舊主を克服することを理解したりき。而して今や精力を節約するの目的にて、階級的仇敵を克服するための法規の作製と、及び、この階級的仇敵に對する戰略の創造と、に向つて進出せざるべからず。即ちこの『手引』は明らかにこの使命のために定められたるものたるなり、と。

第三期は、『手引』の公布より、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典（SGB）の實施に至るまで、即ち、一九二二年六月一日まで、を覆ふところの時期なりとす。而してこの時點よりして最近の時期が始まり居るものにして、この最近の時期の記述と評價とが、以下に述べんとする説明の主要問題たらんとするものなり。

されど茲に注意し置かざるべからざることば、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の發布せらるゝ以前に於てすら、ソヴェット政府は刑法の領域に於て個々の命令を發したることなり。之れ即ち、『社會主義的法意識』が、一例すれば刑務所の組織や刑の執行といふが如き問題に於て何等の支點をも與へ得ざりしものなりしが故なり。吾人は、完全を望むこと無くして、茲に右の命令のうちの最も重要なものゝみを示し置かんと欲するなり。即ち、強制労働に關する命令（法令全書、一九一九年、一一一—一二）、條件附有罪判決（刑の執行猶豫）に關する命令（法令全書、一九一八年、一八、及び、一九二一年三月二十一日の命令）、未成年法律違反者に關する命令（一九二〇年三月四日の命令）、權利の剝奪に關する命令（一九二一年五月五日の命令）、刑の執行に關する命令（法令全書、一九二二年、二二二—二四）等、即ちこれなりとす。

『エセネデルニーク・ソヴェットコイ・ユスチチー』紙（ソヴェット司法週報。司法人民委員會官報）のなかに、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典發布以前の狀勢に對する次の如き評價が掲げられてあるなり。即ち曰く『一九一八年に於て、多くの司法關係者等は次の如き意見を發表し居たりき、曰く、刑法々典の作成は不可能事なり、また曰く、吾人は判決例の蒐集にて満足せざるべからず、と。その後、思想は愈々益々、刑法々典の作製へと接しゆきたり、尤もそこに制裁が缺け居たるは止むを得ざることなりしなり。刑法々典の第一草案も矢張り何等制裁のことを含み居らざりき。而して獨り刑法々典のみがこの間隙を充したるなり。』（一九二二年、第二二號、二七—八頁）『革命當初の刑法的報復』論の著者は、社會主義的意識に基いて科せられたる刑罰の差別性、不同性を強調し居るなり。即ち曰く

『微罪に對しては極めて嚴重なる刑罰、而して重大犯罪に對しては甚だ寛大なる贖罪——これ當時に於ける報復にてありしなり。而して犯罪に關する列記表の缺け居ることを思はゞ、刑法々典作製の必要なることは明白となり來るべし』と。(註・三)この當局の狀態批判はこれ以上何等の註釋も必要にては非らざるべし。さればこの時代をば、刑法の領域に於ける無制限なる恣意の時期と呼びなし得ることは全く明白なるところなり。この時代はドイツの文献のなかに於て一の適切なる評價を與へたるなりき。即ちリープマン教授は曰く『驚くべきにはこの刑法編纂は、手續に於てまた刑法々規に於て何等の拘束的規定を有せず、また政治的原則に關する訴訟手續を分離し居らず、さればこの刑法編纂の發生史及び發達は單に裁判及び裁判所の諷刺畫として見らるゝなり。……………如何なる空想も、法治國家思想の破壊に對して、茲に實現せられ居るが如き諷刺を案出することは能はざるところなるべし』と。(註・四)されど茲に強調し置かざるべからざることは、ソヴィエツト司法人民委員會委員長クルスキーが、刑法々典を以つて、革命的法意識の創造的活動の歸結なりと解釋せんとする試みをなし居ることなり。即ち彼は全露中央執行委員會に於ける討議のなかに於て次の如く云へり。『新刑法々典は、勞働者及び農民の革命的な法律意識によりて作製せられ且つまた刑に對するマルクスの見解と、及び、法學に於ける最も新らしき思潮によりて純化せしめられたる一切の判決例及び法規の綜合たるものなり』と。(『エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー』誌、一九二二年、第一八號)以下の記述は、先づ第一に、この法定式が如何の程度に於

て事實に一致し居るかの問題に客觀的解答を與へんとするところの仕事たるなり。

〔註・三〕『エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー』誌、一九二二年、第三號、第三、第四頁。また、エル・ガリン博士、革命ロシアに於ける裁判所制度及び刑罰制度、ベルリン、一九二〇年、六八頁を参照すべし。

〔註・四〕エル・ガリン博士の前掲書に寄せたる博士リープマン教授の序文を見るべし。第一〇頁。

總 論

第一節 ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の場

所的及び時間的效力

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、その最初の編纂に於ては、すべてで二百二十七箇條あり、そのうち第一條より第五十六條までは總則篇に屬し、第五十七條より第二百二十七條までが各論に屬し居るなり。(註・五)この刑法々典には理由書が附せられて居らず。依つて、理由を知らんとすれば、たゞ全露中央執行委員會に於ける論争に關する報告に就き之れを見るほか無し。(註・六)刑法々典の施行に關する命令には、全露中央執行委員會々長カリニン、司法人民委員會委員クルスキー、及び全露

中央執行委員會書記イェヌキージエの署名ありて、之れには、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は勞農國家の保護及び革命的法律意識の堅固なる原則の樹立を目的として發せらるゝものとす、との宣言が述べられてあるなり。全命令に曰く、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は一九二二年六月一日を以つてロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の全領域のうへに施行せらるゝものとす、(第一條)と。また曰く、地方的特異性と結びつける基本條文の變更は、全露中央執行委員會の承認を経て、諸ろの自治共和國の中央執行委員會によりて行はれ得るものとす、と。而して吾人は、ウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國刑法々典の施行に關する、一九二二年八月二十三日のウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國中央執行委員會の決議によりて之れを見れば、全法典が一九二二年九月十五日を以つて施行せられたるものなることが解るなり。(註・七) 全決議に曰く——ウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國中央執行委員會は本共和國內に於て行はれ居るところの一切の刑法々規を統一するの必要なることを確信す、而してこれが基礎としてロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典を採用すべし、と。事實、ウクライナの刑法々典はロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の殆んど逐語的反覆に過ぎざるものなり。勿論全法典のなかには、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典のなかには存し居らざる幾多の條文を發見することが出来るなり(一例すれば、第七十條、第八十七條、第九十七條、第二百二十五條、等)。然りと雖も之等の條文たるや、大抵は純然たる法典編纂上の補充たるものにして、

而も、原本の條文の順序を變更せしむることなくして維持し置くようなる方法にて、これ等の補則は挿入せられ居るなり。(註・八) 次ぎに、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國内の種々の構成要素のうちて於て行はれたる變更の實例としては、キルギトズに於て施行せられ居る規定を擧ぐることを得るなり。即ち全規定に依れば、土着人に對しては相對的責任能力の起點が高められて居るなり。

〔註・五〕法令全書、一九二二年、一五、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典施行に就きて。刑法々典の兩度の第一編纂以外に、また、司法人民委員會委員クルスキの序文を有する第三の、註釋版、モスコト、一九二四年、(法令全書、一九二三年、四八、四七九)も利用せらる。

〔註・六〕ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國のための刑法々典の總則篇の草案は司法人民委員會の一委員會に於て作製せられたりしが、之れは『司法人民委員會資料』の第七集(一九二〇年)のなかに收められてあり。各論の草案は全第十集のなかに收められてあり。ソヴィエツト法制審議會の作製せし總論草案は雜誌『プロレタリア革命と法律』、一九二一年、第十五號に收められてあり。

〔註・七〕一九二二年八月二十三日を以つてウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國中央執行委員會の採用せし、ウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國刑法々典、參照。ウクライナ社會主義ソヴィエツト共和國司法人民委員會の第二版、カルコヅ、一九二二年、及び、註釋版、キエヅ、一九二四年。

〔註・八〕『エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー』誌、一九二二年、第三十三號、一二二頁

参照。グルシアに就きては、雑誌『ヴェスツニコイ・ユスチチー』、一九二四年第二十三號所載の、ツアゲレルリの、グルシア刑法々典（最も重大なる特異性）、参照。社會主義ソヴェット共和國同盟憲法（第一條）によれば、刑法の根本原則の確定は同盟の權限に所屬するなり。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の組織は、全法典が單に民事の刑法々典たるのみならずして、また軍事刑法々典の役目をも引受け居るものなることを立證し居るなり。即ち全刑法々典のなかには軍事犯罪に關する一章が含まれてあるなり。特別なる懲戒規程は最近に到るまでソヴェットロシアに於ては認められ居らざりき。然るに一九二三年七月七日に到りて、懲戒裁判所に關する法律（註・九）が發せられたり。全法律は幾多の實體法的條文を有し居りて、而も、右の懲戒裁判所によりて科せらるべき刑罰をば詳細に擧げ居るなり。この法律の目的たるものは、官吏が責任ある地位に在る限りに於て、またその過誤が刑事裁判權によりては懲戒すること能はざるが如き、國家官吏の職務上の過誤を防遏せんとするに在り。

〔註・九〕『イスヴェスチヤ』紙、一九二三年七月十八日、第五百五十九號、及び、『エシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー』誌、一九二三年、第二十九號、六六八——六六九頁。

併てロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の場所的效力は次の如く規定せられてあり。即ち、全刑法々典の效力は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國內に於て犯されたる一切の犯罪のうへに及

ぶものにして、その犯罪人が該共和國民たるを將た外國人たるに關すること無し、——但し、その地位が外交上の職務に在るが故に治外法權を享有し居る者のために唯一の例外が認められてあるなり。（註・一〇）ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國々民はまた、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國以外に於て犯したる行爲に對しても處罰せらるゝものとす。（第二條）而して一例すれば、かのU U（註・一一）に於て認められ居たりし如き二三の制限は、全刑法々典に於ては踏襲せられ居らざるなり。さればソヴェット國民は、犯罪場所の原則に従へば決して罰せらるゝことなきようなる行爲に對しても處罰せられざるべからざるなり。さればまたソヴェット國民は、假令外國に於て犯したる極めて微小なる違警罪たりと雖も、之れに對して責任を有するなり。（註・一二）海上に於てロシアの船舶上に於て行はれたる各種の重罪及び輕罪は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國の領土内に於て行はれたるものと看做さるゝものとす。（法令全書、一九二一年、六四、四七一）ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國の領土内に滞留するところの外國人につきて云へば、彼等もまた、外國に於て犯したるロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國憲法の原則に對するところの、若しくは全國軍隊に對するところの犯罪に對して處罰せらるゝなり。（第三條）但し、特別の條約に基きて、例外が認められ得るなり。されど全刑法々典に對する當局の註釋は、右の諸規定をば、その本來の意味に適合せざる方法に於て解釋し居るなり。即ち曰く『ソヴェット共和國はブルジョア國家の法秩序を保護するが如きことを考へ居るものには非ず。この

解釋は、第二條及び第三條を併せ見る時は自から明らかなるところにして、之れより推して考ふればロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の刑罰の豫定の一切の行爲は、これを犯したるロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和国民が一度びプロレタリア裁判所に出頭するや必ず之れを罰せざるべからずといふものに非ざるものなり、この結論に到達せしむるなり。我が裁判所は常に、その犯罪行爲がソヴィエツトロシアには存在し居らざるところの、若しくは少くとも無効ならしめられ居るところのブルジョア法秩序の特異性によりて惹起せられたるものに非ざるか否や、従つて該犯人はロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和国の法秩序に對しては危険なる者と思はれざる者に非らざるか否かの疑問を提起すべきなり。而してこの思惟過程は先づ第一に財産に關する罪のうへに關係を有し來るものなり。』と。(註・一二)而して若しこの解釋をば實行するとせんか、乃ちロシア系の拘捕は外國に於て一系列の犯罪を爲したる後安穩に歸國して、プロリタリア裁判所に出頭して、自己の行爲はブルジョア法秩序の特異性によりて惹起せしめられたるものなり、との辯明をなすことを得る譯なり。

〔註・一〇〕法令全書、一九二一年、五二、三〇三、參照

〔註・一一〕U Uとは本章に於ては『ウゴロヅノイエ・ウロシエニエ』(一九〇三年三月二十二日の刑法々典)を意味するものとす。

〔註・一二〕エヌ・ボルヤンスキイも同様の意見を述べ居るなり。前掲書、六六頁。

〔註・一三〕一九二二年『エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー』誌、第二十三號に掲載され居るエスツリンの論文參照すべし。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典が司法共助(Rechtshilfe)及び犯人引渡に關して何等の條文をも有し居らざることば當然のことたるのみ。新銳のピオンツコヴスキイ教授は、犯人引渡に關する國際條約の締結を批評して次の如く述べ居るなり、曰く、犯罪防止に於ける國家の連帶性はかゝる條約の基礎たり得ず、何となればロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國は、ブルジョア國家の法秩序の維持といふことに就きては何等の興味をも有せざるものなればなり、かゝる條約の締結は唯だ單に社會主義ソヴィエツト共和國同盟の興味のうちのみ依存し得るものなるべし、と。(註・一四)

〔註・一四〕ピオンツコヴスキイ、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の刑法、モスコ、一九二五年、二一九頁。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國憲法の第二十一條は、その内容を、一七九三年のフランス憲法第二百十條(『フランス國民は、自由の爲めにその祖國より追はれたる外國人に對して庇護を與ふるものなり。』 Le peuple français donne asyle aux étrangers bannis de leur patrie pour la cause de la liberté)より借用し來り居るものなるが、全條によればロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國は、政治的若しくは宗教的犯罪の故に追はれ居るところの一切の外國人に對して、庇護權を與へ居るなり。されど事實に於ては、

この庇護權はたゞその政治的見解が第三インタナショナルに接近し居るところの者にのみ與へられ居るに過ぎず。

全刑法々典の時間的効力につきましては、第二十三條が之れに捧げられてあるなり。即ち全條に従へば、ロシア社會主義聯邦ソヴイエット共和國刑法々典は、その施行の時までに裁判の決定を見居らざりし一切の行爲の判決に對して之れを適用せざるべからざるものとす。(施行法第三條、及び、司法人民委員會回章第四十八號、『エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー』誌、一九二二年、第二十一—二號、參照)されば全刑法々典の諸ろの規定には遡及力が附與せられて居るものにして、而も、それは單に制裁に關して然るのみに止まらずして、實に犯罪の事實構成の定式化 (Formulierung) に就きても亦然るなり。然るに刑事訴訟法の第二條に依れば、或る行爲の所罰適狀は、その犯行の時に於て施行せられ居たりし法律に準據して決定せらるゝものとせられ居りて、遡及力はたゞ輕き刑法規定につきてのみ與へらるることとなり居るなり。さればこの兩法律の規定の間には明白なる撞着が発生すること、成るなり。如何となれば刑法々典の方は無制限なる遡及效の立場のうへに立ち居りて、犯行の時に於てその行爲は大體に於て處罰せらるゝことなかりし如き場合と雖も全法典に於ては除外することなければなり。而して當局の註解によれば、遡及力はたゞ第一編纂の刑法々典に對してのみ附與せられたるものなりしなり。(『エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー』紙、一九二三年、第七—八號、一六五頁)それ以上の補足及び變

更は刑事訴訟法第二條の規定に従ふものとす。何故にかゝる註釋がなされ居るかといふに、それは、全露中央執行委員會が新編纂の第百十四條及び新たな第百十四條a項に對して遡及力を附與することは不必要なりと見たるが故に、全委員會は之れを目的とする特別の決議をなしたるなり、と解すれば納得し得らるゝことなり。(法令全書、一九二二年、六三、八〇八、及び六五、八五二)然るに刑法々典の第三編纂を作製するに當りて、(法令全書、一九二三年、四八、四七九)立法者はまたもや遡及效の組織に立ち還へり。この改正によりて附加せられたる一切の規定は、未だ判決の與へられ居らざる一切の事件に適用せられざるべからず、而して當該行爲が假令新編纂の公布以前になされたる場合と雖も除外すること無し。されば、ロシア社會主義聯邦ソヴイエット共和國刑法々典は粗大なる形に於ける不遡及の原則を侵し居るものなりと、決定的に斷言せらるべからざるなり。(註・一五)この點に於て第六十七條は特に示唆するところ多し、即ち全條は、勞働階級及び革命運動に反する積極的抗争に對して、當該行爲が帝政下に於て爲されたるものなる限りに於て、之れに死刑を科し居るなり。斯くの如くして政治的復讐に對しては、何等時間的の制限なくして、廣大なる門戸が開放せられ居るなり。なほまた、この刑事訴訟法第二條と、刑法々典第十條とは調和せしめ得ざるものなることは注意を要する事柄なりとす。即ち右の第十條は、刑法々規の類推適用を許容し居るなり。

〔註・一五〕ソヴイエット法はフランス革命の法に對して正反對をなすものなり、即ち後者は次の如き

原則を立てたるなり。曰く『その法律の存立以前に爲されたる犯罪を罰するところの法律は一の暴政な
る』云。 La loi qui punirait des délits commis avant quelle existât serait une tyrannie (一七九三年七月
二十四日の憲法、第十四條)

第二節 刑法々典の適用に於ける類推

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典のなかにて最も特色ある條文の一つたる第十條は次の
如き語句を有し居るなり、曰く『若し刑法々典のなかに一定種類の犯罪に關して明白なる記載を缺き居る
場合には、刑罰若しくは保全處分は、刑法々典のなかにて、その意義に於てその犯されたるところのも
のと最も類似し居るところの犯罪につきて刑罰を科し居る條文、に準據して適用すべきものとす。』と。
されば全刑法々典は、ブルジョアの自由の城壁として正當に見做され得るところの、『法なければ犯罪な
し』(nullum crimen sine lege)の原則を明白に否定し居るものなり。検事長補助クリレンコは全露中央
執行委員會に對して、類推を許容することの必要なる理由を次の如く説明したり。曰く『不斷に犯罪種類
の増加しつゝある今日に於ては、一切の種類の犯罪を豫定するといふが如きことは甚だ困難なることなり。
されば吾人は裁判所に對して、若し法律によりて豫定せられ居らざる事件の發生せる時には法律を類推に
よりて適用することを許容する次第なり』と。最近のソヴィエツト刑法教科書の著者なる新進教授ビオン

ツコフスキは獨特の理由の説明の仕方をなし居るなり。(前掲書、二一五頁以下) 彼曰く『ソヴィエツ
ト刑法は決してその階級的性質を隠蔽せんとする試みを爲し居らず。ソヴィエツト刑法の目的とするこ
ろは、労働者の國家をば、犯罪者及び社會的危險性を有する要素より、保護せんとするに在るなり。刑法
々規に於ける矛盾、不完全、及び缺陷の存する場合に對しては、この階級原則をば、刑法々規の解釋の出
發點となすべきなり。』と。この(彼れが自己の著作に對して自から名付居るが如くんば)マルクス主義
の基礎のうへに依據し居るところの教科書の著者は、最後に、次の如き規則を立て居るなり。曰く、現行
法を基礎として、社會的危險性を有する犯罪行爲に對抗してプロリタリアートの獨裁を保護せんとする具
體的要求に相應するところの刑罰標準を見出すべきなり、と。

この第十條に含まれ居る規定を評價するに當りては、先づ第一に、大抵のソヴィエツト裁判官は法律上
の豫備知識をは全然缺如し居ることをば考へに入れ置かざるべからず。抑も、司法關係者の或る會議に於
て指摘せられし如く、ソヴィエツトロシアは、これまで法律學なるものに就きて何等の感じをも有し居ら
ざりし所の、且つ屢々その一般的豫備知識をも有し居らざりし所の幾千の人々より成る一の學校を建てた
る如きものなりしなり。而してこの新らしき法律家をなすものは抑々誰人ぞ? 實にその三分の二は——
當局の報告に在るが如くんば——裁判上の活動につきて少しの準備も無く、従つて最も簡單なる形式の訴
訟に於てすらも間誤付く程度の者たるなり。(エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九

二二年、第三七—八號) されば、ソヴィエツト司法の指導者さへも屢々、刑法々典第十條によりて附與せられ居る無制限の權能のために不安を感ずることありとするも、そは驚くに當らざることたるなり。されば司法人民委員會回章第四十八號には次の如く述べられてあるなり、即ち、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の制限は、元々、裁判所に對して、社會主義的法意識に基きてその判決を下し得る可能性を與ふる程に充分廣きものなり、されば、全刑法々典に豫定せられ居らざりし如き背違は許され得ざるなり、と。(註・一六) モスコイの人民裁判官縣會は、この故に、人民裁判官に對して、刑法々典第十條の適用によりて下したる一切の判決をば全會に報告し、以つてそれ等の判決の正不正を批判し得せしめんことを獎勵したりき。而してこの類推に基きて刑法々規を適用することが、屢々如何に意外の形を採るものなりやといふことは、各論を、説明する際に、特に明らかにせらるべし。

〔註・一六〕ソヴィエツト法學者メランヅイルレは合法性といふことに就きて實に珍妙なる概念を有し居るなり。彼曰く『今日では、人民に對する二三の法律上の保障のことを考へ得る程に贅澤を云ひ得るなり』と。(エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第六號、一一頁)

刑法々典の發布は、明らかに、國民の最も本源的なる興味を最も多く吸引するところの法領域に於ける混沌状態をば克服せんとする要求によりて、之れを説明することを得るなり。然るに刑法々典の公布後と雖も、裁判官の恣意に對しては廣き範圍が開放せられたるまゝなりしなり。如何となれば右の第十條のは

かに、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典のなかには今一つの條文(第九條)が存し居りて、全條は、個々の事件に於ては社會主義的法意識に基き刑法々典の原則を適用してその刑に判決を與ふることを規定し居るが故なり。ソヴィエツト法學者(註・一七)は述べて曰く、果してこのことは、刑法々典の發布と共に革命意識に基き判決が廢棄せられ居ることを意味するものなりや? 斷じて然るには非らざるなり。革命は尙ほ未だ終局に達し居らず、從つて革命意識は一切の判決のなかに認め得らるゝなり。そはた、豫定の法律によりて制限せられ居るのみ、されど廢止せられたるには非らざるなり、と。さればかの前司法人民委員會委員スツーツシユカの立てたる公式が今なほ生命を保ち得ることは明白なるところなりとす、即ち之れに依れば、曰く、ソヴィエツト法律はた、技術上の訓令として之れを解すべく、從つてた、基本的なる條文に對してのみ拘束力を與ふべきものなり、と。(註・一八) されば合法律性及び法律の確定性の原則は、刑法々典發布後と雖も、ソヴィエツト立法にとりては依然として本質的に何等の關係もなきなり。

〔註・一七〕スラヅイン、裁判所と新經濟政策、エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第一號。全誌、一九二三年、第三〇號、六八六頁所載の報告よりして之れを推察するに、刑法々典の發布以後に於ても裁判所は屢々全法典を援用すること無くして、た、革命的法意識に基きてのみ、その判決を下し居ることは明らかなるなり。

〔註・一八〕「假令、訴訟に關し、郵便事務、鐵道事務に關し、若しくはソヴィエツト農業、蜜蜂飼養に關し、種々の規定ありと雖も、拘束力は常に同一なり。これと殆んど同様のことは、犯罪及び刑罰に關する訓令につきても、當て嵌るものとす。』と。ペー・スツーツシユカ、法律及び國家の革命的役割、モスコ、一九二一年、八九頁。

第三節 犯罪の一般的構成事實

一、犯罪の概念。 犯罪の内面

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、(總論に於ては大體に於て然るが如く)犯罪の一般的構成事實に關係を有するところの少き條文のなかに於て、注目に値ひする方法により、黨の綱領若しくは二三の教科書の抽象的な議論より借用し來れる文句と、かの『ウゴロヴノエ・ウロシエニエ』(一九〇三年三月二十二日の刑法々典)の諸規定の屢々逐語的な反覆とをば結び合はせ居るなり。されば全刑法々典は、全く不平等なる要素を機械的に混合したるもの、觀ありて、そこには一切の思想的統一、一切の型は存し居らざるなり。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典に従へば、ソヴィエツト制度の根本原則、及び、過渡

期の經續期間に對して勞農政府によりて樹立せられたる法秩序、を脅すところの一切の作爲若しくは不作為は犯罪と看做さる。(第六條)犯罪構成事實の二重若しくは三重の區別は、全刑々法典には認められ居らず。

處罰すべき行爲の主體たるものはたゞ自然人のみとす。法律は法人の代當責任を認め居らず、されど之れに反して裁判所の裁判例には之れが認められ居るなり——即ち一例すれば、村落共同體全體に對して訴の提起せらるる場合があるなり。而して他方に於て、一九二二年十月二十六日の内務人民委員會回章は、個人的責任の原則を全く否定し去りて、連帶責任の制度を採用し居るなり。即ち戰爭狀態の布かれたる地方に於ては縣執行委員會は、國家の保全及び公の安寧に反する犯罪に對して、若しこの行動が群衆的となり、それによりて脅威的となる場合には、右の連帶責任を實施することを得るなり。

個人の危險性は、彼れの社會的に有害なる行爲、若しくは、社會に對して重大なる危險あることの明白なる所行、に基きて判定せらるるものとす。(第七條)刑の判定に當りては、その犯人の危險性及び彼れの行爲を酌量するものとす。この危險性を明確ならしむるために、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、情況、及び、その犯罪行爲とそれの動機のなかに現らはれ居る限りに於ての犯人の人物、を研究し、また、その犯罪が所與の場所及び時間關係に於て有するところの社會的危險性の問題をば調査することを要求し居るなり。(第二十四條)以上の規定より推して考ふるときは、吾人は次の如き結論を

引き出さざるべからざるなり、曰く、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は有責性の基礎として罪過を認め居らずして實は危険性を認め居るものなり、と。(註・一九)而してこのことは、ロシア共産黨の極端なる唯物論的世界觀の立場よりすれば、自から明白に、たゞ結論的なることに過ぎざるなり。刑法々典の準備調査に参加したるコスロヴスキーは次の如く述べ居るなり、曰く『吾人共産主義者にとりては、犯罪人が社會的環境の一產物なりといふこと、及び、彼れの行爲、彼れの動機が彼れの意思より獨立のものなりといふことは公理として認むべきことなり。されば彼れが責任なき行爲をば輕々しく彼に投げ掛くべきに非ざるなり』と。(註・二〇)然りと雖もこの立場は全刑法々典に於て首尾一貫して支持せられて居るといふ譯けに非ず。その證據としては、責任能力の概念(勿論之れは刑事訴訟法第三百二十一條及び第三百二十二條のなかに於て使用せられ居る語とは異り居れども)が眞に維持せられ居るの事實を示せば充分なり。而して同じ關係は罪の概念についても存し居るなり。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、責任能力に關するその基本的規定のなかに於て次の如く云ひ居るなり、曰く『慢性的なる精神病の情態、若しくは精神の活動の一時的なる錯亂の状態、に於て、及び、一般に犯行の意識を離れたる状態に於て、犯罪をなしたる者、並びに、精神的均衡の状態(註・二一)に於て犯罪をなしたれども判決を下す時に於て若しくは判決執行の時に於て精神病者たる者、は刑罰を受くること無し』と。(第十七條)即ち、智力の要素が強調せられ居りて意思の要素は全く蔭に放置せられ居るなり。ロシア社會主

義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の理論的無主義を特徴づくる爲めには、その各論の部に於て(第四百十八條)、かのエヌ・エヌ・タガンツエーヴ教授に始まり『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』によりて採用せられ居たる有名なる定式(『犯行の性質及び意義を理解し且つその行爲を指導し得るの能力』)を反覆し居ることを明確にすれば充分なり。而してこのことは、ただ、この第四百十八條が『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』の第四百六十三條より剽窃せられたるものなることに依りてのみ説明し得らるゝなり。即ち全第四百六十三條には右の定式が反覆せられ居るなり。

〔註・一九〕實踐は、刑事容疑 (sahredliche Unzulässigkeit) の概念を立てたるなり。即ち刑事容疑のもとに在る者の逮捕は、モスコイ保安警察部長の報告によれば、犯罪行爲の爲されたる否否には拘はらずして、行はるゝなり。この警察には人民裁判所の特別なる部が設けられてあり。該部は、犯罪行爲の作爲を斷證し得ざるところの特に危険なる要素を隔離するを以つてその使命となしたるものなりしなり。而してこの實際は、ソヴェット文献に於てすらも反對なしとせず。(例へば、スラヴィン、刑事容疑は果して處罰すべき乎? エシエネデルニク・ソヅエイツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第一四—五號、五、六頁)

〔註・二〇〕エヌ・ボルヤンスキーの論文より拔萃。ブラーヴォ・イ・ジーズシ誌、一九二二年、第二號、四五頁

〔註・二一〕精神的均衡といふことを擧げ居るは甚だ當を得ざることなり。如何となれば激情の状態にある者は誰しもかゝる均衡を保つこと不可能なればなり。このことは、ボスニシエーヴ教授がその著「刑法の特徴、モスコフ、一九二三年、九四頁、に於て強調し居るところにして、これ即ち正しき見解といふべし。

責任能力及び可罰性に及ぼす幼年の影響に關して、ソヴィエツト法は一系列の變更を受けたれど、それを茲に詳細に究明すること能はず。茲にはたゞ第十八條、第十八條a項及び第十八條d項の最近の編纂に照應するところの状態のみを説明し置くに停めんとす。十四歳以下の幼年は處罰適狀を排除するものとす。即ち斯かる兒童についてはたゞ醫學及び教育上の處置を執ることを得るのみなり。十四歳より十六歳までの年齢は相對的無責任の時期たり。然れども第十八條は、かの『手引』時代に於て行はれ居たる法律なりし辨別力の原則をば拒否し居るなり。されば刑罰規程を適用する條件は、今日では、醫學的及び教育的處置にて満足する能はざる事態の存することなりとす。されど假令未成年者が責任を負ふべき場合と雖も、その刑罰は強制的に減輕せられざるべからざるなり。即ち刑罰は、當該條文によりて規定せられ居る最大の刑罰の半以上に及ぶことを得ざるものとす。(刑法々典、第十八條a項)次に十六歳より十八歳までの年齢に於ては、刑罰は約三分之一に減輕せらるゝなり。(第十八條、及び第二十五條k項)抑々『ウゴロヴノエ・ウロシエニエ』は責任の起點は、之れを低年齢(十歳)に規定し居たりしが、相對的責任の年齢

はこれを滿十七歳まで引上げて居り、而もそのうへになほ強制的刑罰減輕の時期(十七歳より二十一歳まで)を認め居たりき。この最後の規定は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典には之れ無し。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典第十一條は『罪』なる語を使用することなくして、故意及び過失に關する規定を與へ居るなり。而して全規定は、意思説のうへに立り居るところの『ウゴロヴノエ・ウロシエニエ』の第四十八條を反覆し居るものなり。右の刑法々典第十一條に依れば、故意を以つて作爲したる者、即ち、その行爲の結果を豫知し及びその結果を意欲し若しくは意識的に之れを惹起せしめたる者、若しくは、過失にて作爲したる者、即ち、その行爲の結果を避けんとする希望を軽く懷き居たるか若しくはその結果を豫見すべかりしにも拘はらず之れを豫想さへ爲さざりし者、のみが刑罰を受くるものとす。而して全法典には、故意による行爲と過失による行爲によりて處罰を異にせんとする規定は全く存し居らざるなり。各論の部に於て、*delicta sui generis*として、過失による殺害(第四百七條)及び過失による身體傷害(第五百十四條)のことが規定せられてあり。ソヴィエツトロシアの註釋者は、その他の場合に於ては、過失行爲に對してはその犯人の危険性少なき場合には、その可罰性も減輕せらるべしとの希望を述べ居るなり。(註・二二)兩種の錯誤の意味に就いては全刑法々典は何等述ぶるところ無し。

〔註・二二〕エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二十六號、六頁所載のエスツリートの論文を参照すべし。

犯行の道徳的評價の必要に關する論及をばソヰエツト文献のなかに發見し得るは意外なることなり、尤もそは階級的道徳を引合ひに出し居るなり。即ち曰く『階級に分裂し居る社會に於ては、犯罪は社會的關係によりて惹起せらるゝものなり。』とは云へ、このことは決して、最も進歩的なる階級の立場からは、プロレタリアートの興味に反する一切の行爲の道徳的評價を排除すべし、といふ意味には非らず。プロレタリアの法律は、活き且つ感ずる人格としての犯人の外観には關係せずして、刑の判決を與ふるに當りては行爲の道徳的評價、云ふまでもなく階級的道徳の立場よりする、をば酌量することを以つて正しとするものなり。』と。(註・二三)即ち、革命的基礎のうへに新たな法律を改造せんとする努力にも拘はらず、ソヰエツト立法者は屢々傳統的概念より免るゝこと能はざりしなり。この點に於ては、ア・レンツ教授によりて正當にも『罪も罰もなき刑法々典』と呼びなされたる(註・二四)一九二一年のイタリー草案(Progetto preliminare di Codice penale per i delitti)の方がソヰエツト刑法々典よりも尙るかに革命的理想に接近し居るなり。ソヰエツト刑法々典の不徹底及び無主義は、殊に之れをイタリーの草案と對照する時に明白となり來るなれど、このことは、イタリー草案の起草者がエ・フェリ及びエル・ガロファロといふ有名なる科學的方面の指導者なりしに對比して、ソヰエツト刑法々典は早急に、而も何等の指

導的思想なくして、蒐集せられたる寄せ集め物なることを思へば、雜作なく説明し得らるゝなり。

〔註・二三〕エスツリオン、前掲書、四頁

〔註・二四〕アドルフ・レンツ博士、罪及び罰なき刑法々典、グラーツ、一九二二年。

二、豫備行爲、共 犯

ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典の豫備行爲に關する規定のなかには何等獨特の思想を發見すること能はざるなり。全法典は豫備と未遂の區別を立て居るなり。豫備とは、『ウゴロヰノエ・ウロシエニエ』に基き、犯罪を行ふために手段を探し、購入し、若しくは之れを適したるものたらしむることをいふと規定せられてあり。豫備は、それが *delictum sui generis* として現はれざる場合には處罰せらるゝこと無し。されど若しその犯人が社會的危險性あるものと思はるゝ場合には保全手段を命ずることが裁判所に委せられ居るなり。(第十二條)次に、若し犯人が犯行の實行に必要なりし一切のことを爲すに至らざりし場合、若しくは計畫したる手段の一切を着手したるにも拘はらず犯罪的結果が生ぜざりし場合に於て、その犯罪の實行に向けられたる行爲は、未遂と看做さるゝなり。(第十三條)未遂は、通常、既遂犯と同一の刑罰を以つて處罰せらるゝものとす。されど損害の缺如若しくは僅少は裁判所によりて減輕情狀と認められ得るなり。犯人が手を退きたる未遂はたゞその犯行が *delictum sui generis* と思はるゝ限り

に於て處置せらるゝに過ぎるなり。(第十四條)

共犯に關しては、見解の漸次なる變化を見ることを得るなり。かの『手引』に於てはこの概念は拒否せられてあり。刑量は共犯に準據せずして却つてその犯人及び犯行の危険性に準じて決定せらるゝものとされてあり。之れに反しロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の第十五條及び第十六條は、共犯及びその種類に關する特別の規定を含み居るなり。正犯、教唆者、及び幫助者は處罰せらる。正犯と看做さるゝ者は、犯行を直接遂行したる者にして、その遂行につき共犯が奈邊に存したりしかは問ふところに非ず。教唆者と看做さるゝ者は、正犯をしてその犯行を決心せしめたる者なり。幫助者と看做さるゝ者は、助言により、指示により、障礙の除去により、及び犯人及び犯行の隠匿によりて、之れが實行につき幫助を與へたるころの者なり。刑罰は、共犯の輕重並びに犯人及び犯罪の危険性の度合によりて決定せらるゝものとす。(註・二五)各論の部に於ては、屢々、共犯者の甚だ廣汎なる分類が現はれ居るなり。例へば國家行政に對する犯罪に捧げられ居る規定は(刑法々典、第七十五條、第七十七條、第八十條)、組織者、指導者、單純正犯、豫めの合意に基く加擔者、其他、を擧げ居るなり。共犯に就きて研究せし論文の筆者(註・二六)は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典がこの點に於て稍々行き過ぎ居ることを證言せざるを得ざりしなり。されどこの證言は、同じ筆者の、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は共犯のことに關して革命前の法律の一切の特辯を除去したるものなりとなせる主張とは、

調和せざるなり。尙ほ茲に、補足的に注意し置かざるべからざることあり、そは即ち、全刑法々典第四十九條が特定の地方の犯罪世界に於ける一般的關係に基きて處罰することを許容し居り、それによりて全條が、犯罪庇護の概念をば無限に擴張し居ることなりとす。而してこのことは特に次の註釋よりして明らかなるところなり。曰く『裁判所は刑法々典第十五條を適用することによりて、たゞ極めて少く割合に於て犯罪に加擔し、これに關聯して以つて何等かの方法により利得し若しくは單に利得せんことを求めたるものに就き、刑法々典第四十九條を看過することを得ず』と。(註・二七)またロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民法々典は、『ウゴロヴノエ・ウロシエニエ』とは反對に、犯人の最近親者に就きても何等の例外を定め居らざるなり。『ウゴロヴノエ・ウロシエニエ』は斯る場合に於て告發等を爲すべき命令を作ることの不可能なることを認め居たるなりき。如何となれば、斯くの如きは自然の感情に悖るものなるべければなり。然るにロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の註釋者は、全法典が親族感情に對する顧慮よりして何等かの例外を立つることを爲し居らざることをば、得々然として強調し居るなり。

(註・二八)

〔註・二五〕エヌツリオン、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に於ける共犯、エシエネデルニク・ソヴェエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第三號、七九頁。

〔註・二六〕全誌、六三頁。

〔註・二七〕社會的危險性ある者の裁判上の送附 (gerichtliche Verschickung) に就きては、エシエネデルニク・ソヴァイェツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十二號、二六七頁、参照。法律に使用され居る言葉の不明確なることに就きては、ボスニシェーヴ教授もまた之れを指摘し居るところなり。曰く『茲に於て當然起り來る問題は、抑も關係とは何如なる關係なりやといふことなり。そは犯人と昵近なること、若しくは犯人と親族關係にあることを以つて充分とするものなりや、乃至は、恐らく相携へて犯罪を爲したることあるやも知れずといふ程度の内的關係が存在せざるべからざるものなりや』と。前掲書、一九〇頁。

〔註・二八〕前に引用せしエスツリンの論文を参照すべし。八一頁。共犯に關する刑法々典の諸規定の一般的説明は、ボスニシェーヴ、一六〇——一六二頁に就きて之れを見るべし。

三、正當防衛、緊急状態、被害者の承諾

正當防衛の解釋に於て、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、大體に於て、『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』に追隨し居るなり。即ち全刑法々典第十九條に依れば、若し或る行爲が正當防衛の狀態に於て爲され且つ正當防衛の限界を越え居らざる時は、その行爲は處罰せらるゝこと無きなり。同一程度の暴行によりて挑發せられたる暴行は、正當防衛と等置せらるゝものとす。(第百五十八條) 而して、

被害者の死亡を惹き起したる正當防衛の限界の踰越は、一年以下の監禁に處せらるゝなり。このほかまた、現場にて逮捕したる犯人を殺害したる時は、逮捕に必要なりし處置の踰越と等置せらるゝものとす。(第百四十五條) 而してこの等置は、特に、一切の處罰すべき行爲を犯罪と看做し居ることを思ふ時、強烈なる疑惑を刺戟するものたるなり。

緊急状態の概念決定に當りて全刑法々典は二箇の點に於て『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』より背異し居るなり。即ち、一、全刑法々典は二種の緊急状態(危險が生命を脅す場合——及び單にその他の法益を脅す場合)の區別をば抹殺し居るなり。二、また全法典は、許されたる加害の主觀的限界に代ふるに、客觀的限界を以つてし居るなり。(刑法々典第二十條) (註・二九)

〔註・二九〕『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』には次の如き規定あり、曰く『若し犯人が、彼れによりて惹起せられたる損害をば、保護したる物と對比して、微小なりと見做すべき充分の理由を有し居たる場合には』と。而してロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典第二十條は曰く『若し加へたる損害が、保護したる物よりも小なる價值の場合には』と。

被害者の承諾の問題に於てロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、最初、全く新らしき行き方を採らんとする試みを爲したるなりき。されば第百四十三條の註には次の如き規定が含まれ居たり。曰く『被害者の懇請に基き、及び、之れに對する同情よりして犯されたる殺害は處罰せらるゝこと無し』

と。通常、かかる場合は特典犯罪と看做され居るなり。されど之れを刑罰より免除するといふが如きことは世界中の如何なる刑法々典にも認められ居らざるところなり。勿論ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の編纂者等と雖も、最初はこのことを考へ居たりしなり。然るに全露中央執行委員會に於てラリオンがその可罰性を削除せんとするの動議を提出せり。彼曰く『予は同情よりする殺害を處罰するなからんことを提議するものなり。例へば予の場合を採れ。予は難病に執りつかれ居るなり、されば二三年のうちに予は死せざるべからざるなり。而して若し予が一友人に乞ふに予に毒藥を與へんことを以つてせんか、即ち彼は眞に予の懇請に應じて予をば苦惱より救助し呉るゝならん。また假りに『白軍』の牢獄にありて一人の同志に乞うて若干の毒藥を得たる者ありとせよ、諸君はその町を救助したる後に、この共產黨員を處罰することなかるべし。茲に於て乎予は懇請す、この規定はこれを削除されんことを』と。

(註・三〇) 全露中央執行委員會の多數者はラリオンのこの動議に同意せり。かくして右に掲げ置きし註が成立したるなりき。然るに間もなく實生活は、舊道に復歸するの必要なることを明示せり。即ち専門紙のなかに次の如き種類の幾多の事件が報道せられたるなり。共產黨員サカロフは縣檢事に對しその黨友ボルシャコーフよりの手簡を提示したり。全手簡には次の如き意味が述べられてあり、曰く、ボルシャコーフは生活に疲れたり、同志サカロフに乞ふ、自分を射殺し呉れんことを、と。乃ちサカロフはこの懇請を諾許したるなり。ボルシャコーフは傷のために二時間半の苦惱の後死せり。然るに今、この故殺者は

辯明のために第四百十三條の註、及び、被殺害者の手簡を援用せるなり。而してこの手簡は特に二人の證人の署名によりて證明せられ居たりき。(註・三二) 茲に於てか、次期の全露中央執行委員會が右の註の削除を決議したることは容易に理解し得らるゝところなり。吾人は斯くの如き單に第二義的なる問題のうへに可なり長く滞留したり。而して是は、右に述べたるどころより推す時は、ソヴェット政府が斯くの如き何等政治的色彩を有せざる問題に於てすら、餘儀なき退却の状態に居ることが、明瞭と成り來るべしと思はれたるが故に外ならざるなり。

〔註・三〇〕 エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第三九—四〇號、二〇頁、所載の一論文よりの抜萃。

〔註・三一〕 『遠隔の地方に於ては、人々は刑法々典第四百十三條の註をば右の如く解し居るなり。實際に於て之れは正しきなり。更にまた、「明白なる懇請」に關する證明は公證人によりて認證せらるゝことも得たりしなり。實に公證人は、この認證を拒絶すること能はざるべきなり。如何となれば、生活苦を救済する者の行爲は決して法律に違反するものに非ざればなり。』(同所、一九頁。)

第四節 犯罪防止に關する處置

一、刑罰及び其他の保全手段の目的。法規に於ける刑量と判決に於ける刑量

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に於ける犯罪防止方法を一瞥するや直ちに眼に著くとは、諸人の指導的人物が刑罰の目的に關する彼等の見解に於て全く一致し居らざることなり。即ち、サヴラツコフは一九一八年に次の如く述べたり、曰く『犯罪人に關する吾人の政策は、彼等を以つてかの一九一七年十月に崩壊せる制度の犠牲者と看做すべししてふ解釋によりて規定せらるゝものとす』と。(註・三二) されば先づ第一に考究すべきとは治療なりといふことゝなるなり。然るに司法人民委員會の現指導者クルスキーの意見に従へば、刑罰は、之れを犯行に對する復讐と見るべきものに非ず。といつて、單に教育的處置にも非ず。——資本がなほ維持せられ居る間は、刑罰もまた存在せざるを得ざるものなり。(註・三三) この思想はかの『手引』中に實現せられ居る思想にして、之れに最も接近し居る者は、全手引の共同編纂者たるコスロヴスキー、及び前司法人民委員スツツシユカなりとす。後者は次の如く述べ居るなり、曰く『吾人の見解に従へば、刑法とは、階級に分裂せる一定の社會の社會的關係の大系が、依つて以つて、侵害(『犯罪』)より保護せらるゝところの諸人の規範及び其他の處置(『刑罰』)の總體概念なり。吾人にとりて一切の神の贖罪、一切の個人的及び階級的すらもの復讐、は關係なきことなり。而してまたブルジョアの見解に於ける慈悲思想も同じく吾人にとりては無關係なり。昔の偏狹なる字義に於ける懲治といふが如きことは刑罰目的のなかより之れを抹消し去らざるべからず。斯くして後とに残るはたゞ、犯人をして社會生活に適應せしむること、及び、犯人の精神に種々なる感化を與ふること、のみなり。若し之れ

にして何等の効果なしとすれば即ち残るところは單に隔離のみなり。』と。(註・三四) 而して前に引用し置きしラーチスの定式を想起する時は、吾人は正に雑多なる彩色の圖面を得るなり。即ち或る者にとりてはブルジョアジーの殲滅が、他の者にとりては治療が、第三の者にとりては教育と復仇の中間物が、而して第四の者にとりては社會的適應が、それぞれ刑罰目的と思はれ居るなり。

〔註・三二〕雑誌『プロレタリア革命と法律』、一九一八年、十月號、參照。

〔註・三三〕クルスキーの報告よりの抜萃、エシエネデルニク・ソヴイエットコイ・ユスチチー誌、一九二二年、一八號所載。

〔註・三四〕ベ・スツツシユカ、前掲誌、一一三頁

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典には、刑罰及び保全處分の目的を規定し居るところの幾多の規定が含まれてあり。全刑法々典は三箇の根本任意を立つ。即ち、一般豫防、社會的把握の意味に於ける特別豫防、及び、犯罪を不可能ならしむる意味に於ける特別豫防、これなりとす。『刑罰及び保全手段は次の如き目的に於て適用せらるゝものとす。(a) 犯人及び其他の者に依る新たなる犯罪の犯行に對する豫防、(b) 懲治及び勞務なる標識のもとに立つ感化によりて犯人を社會に於ける生活に適應せしむること、及び(c) 犯人をば其の犯行の反覆か不可能ならしめらるゝ如き關係のなかに置くこと、これなり。』刑法々典第二十九條は、刑罰を保護手段として規定し居るなり、されば刑罰は合目的々なるものたらざる

べからずして、且つその際に一切の不必要なる苦痛を排除せざるべからざるものなり。

これ等の規定は純理論の性質を有し居るものにして、直接、刑法の教科書より剽窃し來りしもの、如く思はるゝなり。兎まれ、全刑法々典の刑罰及び保全規定の大系がこの理論的前提と、果して如何なる程度に於て一致し居るやといふことを、茲に究明せざるべからざるなり。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典が刑量をばその犯人及び犯罪の危険性に依存せしめ居ることは、既に説明し置きたるところなり。而してその際に全刑法々典は十箇の項に分ちて刑量の標準を立て居るなり。(第二十五條) 先づ第一に、刑量は、その犯罪がブルジョアジの權力を回復せしめんとするの目的に於て爲されたるものなりや否や、若しくは個人的目的に於て爲されたるものなりや否やに依存するものとす。其他の諸規定は、犯行の動機、思慮の程度、犯人の階級所屬、犯行の方法及び狀況、に關聯し居るものなり。犯罪が饑餓若しくは急迫に依りて犯されたるものなりや否や、低劣なる動機がその犯行を決定したるものなりや否や、加へたる損害に對する意識が存在し居たりしや否や、無智が先づ第一にその犯行を決定したるや否や、その犯行は累犯的若しくは營業的犯人によりて犯されたるものなるや否や、團體にて爲されたるや若しくは個々にて爲されたりや、暴力が用ひられたるや否や、その犯人に對して思慮、殘酷、詭計(註・三五)が投與せられたるや否や、その犯罪は輕卒のために犯されたるものなりや若しくは他人よりの感化によりて犯されたるものなりや、犯人が成年者なりや、若しくは十六歳乃至

十八歳の者なりや、若しくは十四歳乃至十六歳の者なりや乃至は十四歳以下の者なりや、これ等のことは區別せられざるべからざるなり。

〔註・三五〕嫉妬もまた低劣なる動機と看做され居るなり。(刑法々典、第四百四十二條のa項)

各論の部に於ては、刑罰は絶對的に決定せられたる形式に於て科せられ居る場合あり、また、最低刑の表示の形式に於て科せられ居る場合あり、乃至は、選擇的形式に於て科せられ居る場合あり。かの、普通に、豫め決定し難き社會的危険性の思想と結び付かされ居るところの、不定期刑の言渡は、イタリー草案とは反對に、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典には認められざるまゝに殘され居るなり。茲にまた全刑法々典に於ける内的統一の缺如が現はれ居るものとす。然りと雖も、ソヴェット共和國に於ては刑の執行制度が無制限に廢止せられ居るが故に、不定期刑の言渡は或は擬制に墮し終るか若しくは囚人の状態を悪化せしむること、成り終はるべきことは、認容せざるを得ざるところなり。

特別の場合には全刑法々典は、刑の無制限なる減輕を認め居るなり。斯る場合に於ては、裁判所は、所定の最低限度を越ゆることを得、若しくは一層輕き刑名を宣告することを得るなり。(第二十八條) 而して謂ふところの特別なる狀況とは如何なる場合を指すものなりやといふことは、之れを全刑法々典に就きて推定すること能はざるなり。即ち全刑法々典は、たゞ判決に於て詳細なる理由を附すべきことを要求し居るのみにて満足し居るなり。裁判所の實際に於て、減輕の狀情と認められ居るものは、特に、被告のプ

ロレタリア的素姓(註・三六)、若しくは革命的功績なり。然れどもまた他方に於て、犯行が新法律秩序の基礎に反して爲されたるものなるか若しくは最も危険なる範疇に屬するものなる場合に於ては、その刑罰を最低限度以下に減輕することは許されず。(刑法々典、第二十七條)

〔註・三六〕ソヴェエツト刑法の官的引書の著者エヌツリンは之れに附きて次の如く述べ居るなり、曰く『ソヴェエツト司法は自分が階級的司法なること、即ち労働者の司法なることを極めて明らかに公言し居るなり、ソヴェエツト司法は一切の者に對して一箇の尺度を有し居るものに非ずして、實は二様の尺度を有し居るなり、即ち一は勤勞者に對する尺度にして、他は搾取者に對するそれなりとす。勿論、労働者と雖もプロレタリア裁判所によりて處罰せらるゝなり、されど、勞農國家に於てその生命を永らへ居ることを忘却したる『ブルジョア』は更に忝るかに嚴格に處罰せらるゝなり』と。(ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國の刑法、一九二三年、二五頁)

ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典は、觀念的犯罪競合(Идеалконкуренз)、即ち一の行爲のなかに種々なる犯罪の特徴が具體せられたる場合、に關し、及び、實質的犯罪競合(Реалконкуренз)、即ち刑事被告人が二若しくはそれ以上の犯罪に就き責任を負はざるべからざる場合に關し、特別の諸規定を含有し居るなり。而して第一の場合に於ては併吞制度(Absorptionssystem)が適用せらるゝものとす。即ち、犯罪は、相當する諸種の刑罰規定のうちの最も重きものに準據して處罰せらるゝなり。(刑法々典、

第二十九條)第二の場合に於ては、裁判所は各別の犯罪につき適當なる刑罰を定め、斯くして定められたる諸種の刑罰のうちにて最も重きものを犯人に宣告するものとす。而してこの場合該刑罰は、當該科刑の最高限度まで引上ぐることを得るなり。(刑法々典、第三十條)かの、加重刑罰は斷じて處せられたる刑の總量を越ゆることを得ずと定め居たる『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』の第六十條の合理的なる規定は、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典に於ては看過せられ居るなり。

また全刑法々典に於ては、未決拘留の通算が認められてあり。而してこの通算は選擇的なるものに非ずして、強制的なるものゝ如し。(刑法々典、第三十一條、及び、一九二三年七月十三日の司法人民委員會回章、第四百十九號)

偕て、吾人は犯罪防止の個々の種類の研究に立ち向ふ前に、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典が刑罰と其他の保全處分とを區別し居ることを茲に強調し置かざるべからざるなり。而してこの對置はソヴェエツト刑法の立場よりすれば全く非論理的なることたるなり。即ち全刑法々典は刑罰のなかに確かに保護處分を認め居るものにして、正當なる應報といふ思想を否定し居るなり。而して個々の規定の條文よりして解し得るが如くんば、刑罰そのものを一の保全處分とさへ看做し居るなり。——即ち全刑法々典は、刑罰に就きても其他の保全處分に就きても同一のことを云ひ居るなり。果して然らば、この區別の眞意を理解すること能はざるなり。されば、全刑法々典のなかに、嚴重に一貫せる觀點を求むることは

無駄なることなるべし。況んや完全なる原則を求めんとするに於てをや。——全刑法々典の何れの部に於ても、極度の折衷説の行はれ居ることは一目にして瞭然なるところたるなり。(註・三七)

〔註・三七〕ソヴィエツト法學者自身さへも、ソヴィエツト立法の内的缺陷を承諾すべく餘儀なくせられ居ることは特記すべきことなりとす。而して殊に、西歐の法律の明晰なることに慣れたる鋭き法學者にとりては、ソヴィエツトロシアの法構成の産物は、純然たる法學的論理及び法典編纂の老熟の所産なりとは如何にしても思はれざるなり。(半ボルシエヰキの雜誌『ナカメネ』、ベルリン、一九二二年、第五十四號より抜萃)

二、刑罰の組織

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典によりて科せらるる刑罰は第三十二條に於て次の如く表示せられ居るなり。一、一定期間若しくは終身のロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國領土よりの追放、二、嚴重なる隔離に依る、若しくは、依らざる、自由剝奪(監禁)、三、監禁によらざる強制労働、四、條件附有罪判決(刑の執行猶豫)、五、全財産若しくは個々の財産部分の沒收、六、金錢刑、七、權利の剝奪、八、免官、九、懲戒譴責、十、惹き起したる損害を賠償すべき義務を科すること、即ちこれなり。右の表のなかには死刑はなし。然れども其の次なる第三十三條に於て次の如く規定せられ居るなり、

曰く、最高裁判所、縣裁判所及び法院によりて判決を與へらるる場合に於ては、若し刑法々典が『最高刑量』を豫定し居る時は、死刑が適用せらるべきものとす、と。而してこの規定は、全露中央執行委員會が之れを明白に廢止するまでは效力を有すべきなり。(註・三八)然るにこの『最高刑量』が各論の部に於て豫定せられ居る場合は四十回を下らず。即ち、この『最高刑量』なる婉曲なる定式は立法者をして『銃殺』なる語を四十回繰り返すことの必要を節約せしめ居る譯合なり。(註・三九)されば、右の第三十二條の十種の刑罰には更に第十一の——即ち死刑——刑罰を補足すべきなり。(註・四〇)

〔註・三八〕一九二三年二月十五日の全露中央執行委員會の決議の編纂に當りてこの刑法々典第三十三條は變更せられたるものなり。原編纂によれば、死刑はたゞ革命法院によりてのみ之れを科することを得るとせられ居たりき。

〔註・三九〕全露中央執行委員會の討議に於てラリオンは、斯くの如く死刑を紛飾することに反對したりき。曰く『予は敢て、吾人がブルジョアジを銃殺しつゝあること、及び將來とても之れを銃殺すべきことをば公然宣言せんことを提言するものなり。ソヴィエツト共和國は、その反對者を殲殺しまた種々なる『リャブシンスキー』を懲治すること等を考慮し居らざるところの一の鬭争國家たるなり』と。茲では有名なる一大工業家の名が種屬名詞として使用せられ居るなり。(イスヴエスチャ紙、一九二二年五月十七日號、參照)

〔註・四〇〕ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典草案に於てはなほまた次の如き諸刑罰が豫定せられ居たりき。即ち、一定の行爲（一例すれば政治教育のための講演に出席すること）に對する強制、ボイコットの宣言、國民の仇敵に對する宣言、法律の保護以外に置くこと、等即ちこれなり。刑法々典の施行以前に於ては、實際にこれ等の手段は適用せられ居たるものなり。レオ・ツアッチエーフ・ソヴェットロシアに於ける刑法、ベルリン及びライプチヒ、一九二二年、二〇一、二〇二頁。

右の刑種の表を通覽すれば、全表のなかには分類原則 *principium divisionis* が全然缺如し居ることは直ちに明瞭となるなり。主刑 (*Hauptstrafen*) と附加刑 (*Nebenstrafen*) とは混合せられてあり。而してまた條件附有罪判決、賠償、免官も刑罰として表示せられてあるなり。即ちロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典にとりては確定的なる刑罰組織は無關係なるものたるなり。最高裁判所の説明のなかには次の如くあり（註・四一）、曰く『本刑法々典は諸ろの刑種の間の關係をば數學的に表現せんとする試みを爲すものに非ずして、一の刑種より他の刑種への正當なる移轉の問題は之れを裁判所の社會主義的法意識に委ね居るなり』と。

〔註・四一〕一九二三年七月二十七日の最高裁判所回章、エシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第三十號。

勿論、死刑は刑種の表中には含まれ居らず、また全刑法々典の第三十三條の語氣よりすれば死刑の適用

は一時的の性質を有し居るものなれど、既に説明し置きたる如く、全刑法々典に於ては死刑が甚だ屢々適用せられ居るなり。ソヴェットロシアに於ける死刑の歴史は之れを茲に記述し居ること能はず。大衆處刑 (*Massenrichtung*) の制度は既にロシア及び西歐に於て充分に評價せられたり。（註・四二）一九二二年三月二日の最高裁判所の回章第二十六號には、革命裁判所に依りて處刑せられたる者の基数をなすものは労働者及び農民なることが記載せられてあり。この規定はまた死刑に就いても該當するなり。されど労働者及び農民は、その階級所屬に依り、決してソヴェット權力に對する意識的反抗者たり得ざるものなり。而してブルジョア系の者に就いては關係は之れと異なるなり。（昔の商賣人、官吏、知識階級、及び反ソヴェット政黨員）。之れ等の要素との鬪争は熾烈ならざるべからず。たゞ斯くしてのみ、裁判所はプロレタリアートの眞の獨裁機關として出現すべし。而して茲に特記し置くべきことは、右の回章が、『受刑者の階級所屬に關聯する死刑の適用に就きて』なる副題を有し居ることなり。

〔註・四二〕マルトーフ、死刑を廢せよ！『社會主義雜誌』編輯部出版、一九二三年、五頁。ガルソン教授は、典獄會 (*Société générale des prisons*) の會議に於て、ソヴェット刑法に對する簡單にして而も鋭き特性描寫を與へたり。曰く『ソヴェットを見よ、彼等は刑法を作りて銃殺を行ひつゝあるなり。（Voyez les soviets, ils font du droit penal, ils fusillent!）』と。（監獄評論、一九二二年、第一——三號、七二頁）死刑はソヴェット政府に依りて、一九一七年末、及び一九二〇年一月、の再度廢止せられたり

き。最初の死刑宣告はシヤヌツニイ提督の事件に於て下されたり。この時までは死刑は全く中止せられ居たりしなり。ソヴェエツトロシアの死刑に就きては、なほ『十二名の死刑囚徒』、及び、モスコイに於ける社會革命黨に對する態度、社會革命黨の外國派遣員出版、ベルリン、一九二二年、並びに、前に引用し置きたる『ツエカ』、及び特に、マルグノヴ、ロシアに於ける赤色恐怖、第二版、ベルリン、一九二四年、等を参照すべし。

ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典に於ては、死刑は、國事犯（第五十八條——第六十七條、第六十九條第二項、第七十一條、第一百十九條）、國家行政に反する犯罪（第七十五條第一項、第七十六條、第八十一條第二項、第八十三條第二項、第八十五條第二項、第八十六條第二項、第九十七條第二項）、軍事犯（第二百二條第二項、第二百三條、第二百四條第三項、第二百六條——第二百八條、第二百十條、第二百十一條、第二百十三條、第二百十四條）、瀆職罪（第六六條、第一百十條、第一百十二條、第一百十五條）、特に重大なる經濟的犯罪（第二百二十八條、第二百二十八條a項、第三百十條及び第三百三十一條）、及び、財産に關する罪（第八十條第三項）に對して科せらるゝものとす。生命に關する罪については死刑は認められ居らず。即ち、二百箇條足らずの各論に屬する條文のうち四十二箇條は、死刑を豫定し居るところの條文なり。之れに依りて之れを觀れば、如何なるソヴェエツト制度の讚美者と雖も少なからず當惑せずんばあるべからず。『正當なる（？）闘争のなかに生れたるロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々

典は鋭利なる切味を有し、その打撃は革命と同じく嚴烈なり。』（註・四三）『吾人は武装せる公の戦を捷利に終らしめたりき。されど敵はなほ到る處に潜伏し居るなり。斯る状態にありては、寛大は排除せらるゝなり。』（註・四四）

〔註・四三〕 エシエネデルニク・ソヴェエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第三十號、六七五頁。

〔註・四四〕 エスツリオン、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國の刑法、二七頁。

茲に附言し置くべきことは、全刑法々典發布の後に、全露中央執行委員會々長會議が一の決議を爲せることあり。而して全決議は、盜賊を迅かに根絶するの目的にて、國政廳（SPV）の機關に、武装的奪略の現行犯（刑法々典第七十六條、第八十三條第二項）にて逮捕せられし者をば、裁判所に依ること無くして、處分し得るの權能を與へ居るなり。而してこの場合には、即座に之を銃殺することすら許され居るなり。（法令全書、一九二二年、六五、八四四）

全刑法々典第三十三條の註、一——三は唯一の形式的制限と看做さるべきものなり。即ち全註は、十八歳未満の者、妊婦、及び、その犯行が判決より少くとも五ヶ年以前に爲されたりし者、に關しては、死刑を排除し居るなり。

抑々、近代國家の刑罰制度に於ては自由剝奪（監禁）が主役を演じ居るなり。然るにロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典は、二三の著述家の意見によれば、この刑種の意義を制限せんとする努力

によりて刺戟せられ居るなり。(註・四五)而してたゞ全刑法々典の文句を考察して見れば、この著述家等の意見は正しきことを證明するならん。全刑法々典はたゞ二種の自由剝奪を認め居るに過ぎず。即ち、嚴重なる隔離による自由剝奪と、之れに依らざる自由剝奪、之れなり。但し實際に於てはこの兩種類は殆んど區別せられ居らず。而して自由剝奪の最低限度は一週間にして(註・四六)、最高限度は十ヶ年とす。(第三十三條)刑罰を受けしむる設備を表明するに就きて、全刑法々典は細心に、監獄等の舊名を用ひることを避け居るなり。即ち自由剝奪は『感化勞働院』(Besserungs-Arbeitshäuser)、農業及び手工業殖民地(Landwirtschaftlichen und Handwerkerkolonien)、経過院(Übergangshäuser)その他に於て執行せらるゝものとす。而してその際に、これ等の設備の何れを選択するかは、必要なる効果の種類によりて決定せらるべきなり。また自由剝奪は勞働強制と聯關し居るものにして、その勞務は可及的に囚人の職業及び傾向に相應せしむべきものとす。(第三十四條)

〔註・四五〕グロドジンスキー教授の自由刑に關する論文、參照、エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第八號、五頁。

〔註・四六〕一九二四年十月の全露中央執行委員會々議の決議によれば、初めのうちは、最低限度は六ヶ月なりしものが、一九二三年七月に到りて、一ヶ月に減輕せられたるなり。當局の資料に於てすら、斯る刑の執行はただ稀れにのみ稱讚せられ居るに過ぎず、尤も或るモスコイ人

民裁判官は或る會合に於て、宛もこの刑の執行が勞働による勸善的效果の性質を、有し居るものなるかの如き斷言を與へたりき。曰く『如何なる他の國に於ても然らざれど、吾が國に於ては、監獄内に於て、囚人等により素人芝居及び音樂演奏會が舉行せられ居るなり。』と。(註・四七)されどこの可なり疑はしき稱讚も他の之に和するもの無きなり。エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌には、監獄内を脅かし居る饑餓、流行病、囚人に對する合理的なる仕事に全然缺如し居ること、等に關する充分の記述を發見し得るなり。即ち一裁判官は述べて曰く(註・四八)『所與の状態に於ては、十年の自由刑は屢々死刑と同じなり』と。また曰く『假令、六ヶ月の判決にしても殆んど饑餓による殺害と同じことゝ成るなり、されば、十年の刑が事實に於て何を意味するかは言ふ事難し』と。また、司法人民委員會の代表として南部の幾多の刑務所を訪問したるソヰエツト法學者は次の如く述べ居るなり、曰く、之等の刑務所は依然として監獄の性質を保有し居り、而もその際に注意を引くは嚴格といふことよりは寧ろ饑餓の苦しみなり。囚人等は半ポンドのパン及び『薄き』スープ以外には何等の食物を受くること無し。而もそのパンのなかには、消化不良、赤痢、而して遂ひには死を誘起すべき色々の混入物が發見せらるゝなり。されば、一の事件に關する三乃至四名の刑事被告人中僅かに一名のみが生存し居るに過ぎずといふやうなる事は極めて屢々現はれ居るところなり。(註・四九)ソヰエツト政策の各種の新變化——現物賦課、火酒自家製造の禁止、鹽の專賣、等——は監獄の過剩收容を惹起し居るなり。而して之等の囚人は一の仕事も

無くして典型的の食客となり居るなり。その結果、犯罪術の『教授』等による教育が行はるゝことゝ成るなり。(註・五〇) 刑法々典によれば勞働による勸善的效果たるべかりし刑の執行は、事實に於ては、右の如き有様なるなり。

〔註・四七〕モスコー人民裁判所成立四周年祝典に於ける。チエルリユンチャケヴィツチの演説より。

(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第一號、九頁) 一體、ソヰイエツト刑罰學者等は囚人の娛樂といふことを甚だ重大視し居るなり。されば監獄内の『教師』は成年者のために演劇會及び演奏會を企て、囚人をして之れに參加せしめざるべからざるなり。(自由刑を受くる施設に關する訓令、第三百十條及び第五百十六條、參照)

〔註・四八〕エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二十九—三十號、一八、一九頁。

〔註・四九〕スラーヴイン。カリニンの副書を添ふ。エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二十六—二十七號、四頁。ブリヤンスクの懲治設備に關する報告は、その状態を述べて、信じ得べからざるものなりと評し居るなり。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十三號) 醫師ワスシルセヰキーは饑餓に關するその著書のなかにて、(モスコー、一九二二年) 彼れが一再ならず囚人の餓死を證明したることを報告し居るなり。

〔註・五〇〕ルーニン、エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十九—二十號、二〇頁。

されば、ソヰイエツト檢事等が或る會議に於て、吾人は刑罰を刑法々典第二十六條に従ひて、即ち拷問と關聯せしむることなくして、形成すること能はず、との聲明を與へたりとて、聊も怪むに足らざるなり。

(註・五一) 斯る公式の承認は、その數甚だ多くして、吾人は敢て、囚人自身が世間に訴え居るところの恐るべき説明をば記載するの用なからん。或る社會革命黨員曰く『誰か革命後に於ては舊帝政時代の監獄が努力に値する理想となり來ると思ひたる者あらんや。されど事實は然なり居るなり』と。(註・五二)

〔註・五二〕全露檢事會議に於て現れたる法律問題に關する報告、參照(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二十九—三十號、二六頁)

〔註・五二〕前掲『チエカ』所載のア・ベクレニエヴァの論文、參照。また『鐵柵のなかなるクレムリン宮殿』(ベルリン、一九二二年)、エヌ・ダウイドヴァの拘禁六ヶ月(ベルリン、一九二三年)及び、メルグノーフの前掲書、(二四七—二七一頁)等を參照すべし。その他は、『社會主義雜誌』、『無政府主義雜誌』、及び雜誌『革命ロシア』に發表せられし諸資料を參考すべし。これ等の資料は、囚人の絶對的なる權利喪失、毆打、自殺及び拷問の場合に就きて物語り居るなり。女囚の状態に關しては、特に、『無政府主義雜誌』、一九二三年、第三—四號所載のユードヴィツチの論文を參照すべし。

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法を典に於ける改革として現はれ居るものは、自由剝奪によらざる強制労働なりとす。而してこの強制労働は二分せらる。即ち、一、は受刑者の職業に相應するところの労働なり、而してこの際には受刑者は單に從來の仕事を繼續して働かざるゝに過ぎざれども、給料を減せられ、過剰の労働時間を強制せられ、及び、單に他の經營若くは設備、若くは更に他の地方に轉せしめらるゝとあり。二、は簡單なる肉體労働なり。(第三十五條)期間は一週間より一ケ年に至る。この刑罰は單獨にて、若しくは他の刑罰と交錯して、刑法々典の八十箇條以上の條文中にて豫定せられ居るなり。されど其の筋の報告が立證し居る所の如くんば、本刑は、之と結び付けられたる期待をば如何なる程度に於ても充したると無きなり。一方に於て失業は益益増大しつゝありて、爲に労働人民委員會の機關は受刑者に仕事を與ふると能はず、さればこの刑の執行は永久的登記 (eine dauernde Registrierung) に變じつゝあるなり。地方に於ては、若し受刑者に對し何等かの仕事が與へらるれば、彼は幾百の失業者の渴望し居たりし位置を獲得すると成り、斯くして判決は任命の一形式と成りつゝありて、犯人は他の國民に對比して特權的位置に置かるゝなり。(註・五三)茲に於て人民代議員會は司法人民委員會及び内務人民委員會に對し、本刑の存續の合目的性の問題をば吟味すべきことを命じたりき。されば二三のソヴィエツト著述家が本刑のなかに、革命によりて誘因せられし進歩を看んとし、本刑をばソヴィエツトの先例に倣ひてドイツにも輸入すべきなりといふが如き主張を爲し居るとは、全く合點の行かぬ話たるなり。(註・五四)

〔註・五三〕アスカルハノーフ、強制労働に就て、エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第六號、一二五—一二六頁。及び、ルーニーン、スラーヴイン、ヤコブソン等の諸論文、同誌、一九二二年、第十九—二十號、及び第三十六號、及び一九二三年、第十三號。モスコイ強制労働局の報告によれば、一九二三年一月一日現在に於て、受刑者の六七・七%は仕事を有し居らず。

〔註・五四〕アスカルハノーフの前記の論文、その他は、エスツリーン、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國の刑法、二九頁、參照。

既に説明し置きたる如く、條件付有罪判決(刑の執行猶豫)もまた刑罰の數に屬し居るものにして、之は注意に値することなりとす。次の條件はこの規定を適用するにつき必要なるものなり。一、自由剝奪に處せられたる罪が、その受刑の初犯なるべきこと。二、彼れの個人的生活に重大なる事情が存し居らざるべからざること。三、彼れの危険性は、隔離によりて之を防止せざるべからざるが如き種類のものたることを得ず。四、下されたる刑は權利の剝奪に關係あるものたることを得ず。(第三十六條)猶豫期間(三年乃至五年)中に於て同様の罪を犯したる場合には、猶豫されたる刑罰は執行せられ、而も、新たな刑を之れに併合すること無し。但しこの場合に於ても、自由剝奪の全期間は十ヶ年以上に亘ることを得ざるものとす。(第三十七條)

然るにこの條件附有罪判決は、ソヴィエツトの實際に於て、この思想の冒瀆とより外云ふことを得ざる

が如き、反對の適用を發見したるなりき。即ち茲に、かの、結局に於て條件附死刑の言渡を受けたる社會革命黨員に關する有名なる訴訟を想起することを要す。『若し將來に於ても全黨がソヴェット政府に對して武裝的戰闘を行ふ場合に於ては、茲に言渡を受けたる主謀者等の銃殺が結果すべきものとす』(註・五五)右の事件の判決は斯くの如くなりしなり。即ち爰に強調し置かざるべからざることは、條件附死刑宣言は精神的拷問と同一の結果となるものなること、及び、右の場合に於ては死刑の執行はその發生若しくは不發生が受刑者の行爲とは何等の關係も無き一個の條件に依存せしめられ居ることなりとす。實にソヴェット權力は、條件附有罪判決の博愛的思想をば、却つて、全く非人間的に利用したるものなり。

〔註・五五〕前掲の『十二名の死刑囚』參照。而してこの條件附死刑宣告は僅か一ヶ年半の後には、全露中央執行委員會々長會議の指令に基きて、嚴重なる隔離による五ヶ年の自由剝奪に變更せられたりき、而して受刑者のうちの二名は自殺して果てたりしなり。

條件附出獄(假出獄)に就きて云へば、この規定は自由剝奪及び強制労働に關して適用せらるゝものとす。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に依れば、單純なる釋放のほかに、強制労働によりて拘禁の殘餘の部分を填補することが認められ居りて、之れは全刑法々典の特異點をなすものなり。假出獄の申請はたゞ言渡されたる刑の半を服役したる後に限り爲され得るものとす。而してこの申請を爲し得るものは、受刑者自身、その親族、團體若しくは官吏なり。(法律は何等詳細なる記述を與へ居らず)(第

五十五條)若し、判決に於て定められたる期限以前に假出獄人が新たに同様の犯行をなしたる場合には、未服役の刑の部分は、後に爲されたる犯罪に對する刑に附加せらるゝなり。但しこの場合に於ても、全期間は十年以上に亘ることを得ず。(第五十四條)

抑々この條件附出獄の正當にして且つ有效なる適用は、たゞ正則の刑の執行ある場合に於てのみ可能なるものたるなり。然るにソヴェットロシアに於てはこの正則なる刑の執行は全然缺如し居るなり。されば、實際に於ては、この條件附出獄よりも寧ろ無條件なる時期前の出獄の方が適用せられ居ることは、理解し得らるゝところなり。而してこの無條件出獄は監獄の收容人員過剩のため誘起せられ居るものにして、種々なる大赦の形式に於て行はれ居るなり。この場合には、單に受刑者のみならず、また未決拘留の狀態に居る者も釋放せらるゝなり。『茲よりして、犯罪防止に於ける裁判所の保證の缺如が發生し、而て犯人階級には自分等は常に間も無く釋放せられて其の經歷を繼續し得るやうに成るべしとの堅き信念を生せしめ居るなり。』(註・五六)

〔註・五六〕エシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十九—二十號、五頁。及び、司法人民委員會出版の一切の大赦の條文集、參照。

監獄の管理は、最初のうちは、司法人民委員會及びその地方機關に集中せられ居たり。(初編纂の第五十一條)然るに一九二二年七月二十五日の人民代議員會の指令によりて、この管理は内務人民委員會へ連

結せしめられたり。而してこの目的のために新たに刑務所の主務官廳が設立せらるゝことゝ成り、縣部を以つて之れに充てたり。之れと同時に強制勞働の主務廳は解散せられ、その職能は之れを右の新主務廳に移管することゝなれり。斯くして司法人民委員會の權限内にはたゞ自由剝奪の合法性に關する監督權のみが殘留することゝなれり、而してこの監督權は檢事局之れを行使すべきものとす。

全刑法々典の諸種の刑罰のなかにて、ロシア社會主義聯邦共和國よりの追放は特別の位置を占め居るものなり。本刑は各論の部に於てたゞ一回之れが科せられ居るを見るのみ。即ち、國際ブルジョア階級の宣傳に對する制裁として科せられ居るなり。(第七十條) 最高裁判所はこの處置のなかに、一切の權利の剝奪と關聯せる真正に革命的にして極めて重大なる刑罰を認め居るなり。本刑は、外國人に對しては適用せらるゝことを得ず。(註・五七)

〔註・五七〕 エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第六號、一三二頁。

次にロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典は、全文化世界によりて放棄せられ居るところの最も不正にして且つ最も殘酷なる過去の刑罰をば、甦生せしめ居るなり。——謂ふところの刑罰とは、即ち財産沒收を指す。而してこの財産沒收たるや實に全財産のうへに及び得るなり。即ち沒收とは、全財産若しくは判決に於て定められたる財産部分の、國家の爲にする、無償の強制收用と解せられ居るなり。沒收を免かるゝは、たゞ、受刑者及びその家族にとりて必要な家財道具、農業若しくは家内經營の用具に

屬し、且つそれによりて受刑者若しくはその家族が自己の生活費を得るところの物品、及び、受刑者及びその家族にとりて少くとも六ヶ月の期間に必要とするところの食糧、のみなり。されど、假令職業に必要な用具と雖も、若しその受刑者にして該業を繼續し得るの權利を剝奪せられし場合には、矢張り之れを沒收することを得るものとす。(第二十八條) ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典に於ては、沒收は屢々主刑として、また屢々附加刑として科せられてあり、且つ屢々また強制的に、或は屢々單に選擇的に科せらるゝなり。而して最高裁判所の説明によれば、死刑と總括的財産沒收とは必然的に結合せしめらるゝなり。(註・五八)

〔註・五八〕 エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第六號。總括的沒收の場合に於ける債務に對する國家の責任に就きては、刑法々典第三十八條a項を參照。

金錢刑は沒收とは區別すべきものなり。本刑は、受刑者の財産に應じ、各論の部に於て定められ居る限度内に於て、之れを定むるものとす。(第三十九條) 而して最高限度は、通常、五百金ルーブル以下なり。この限度の適度を得て居ることは、勿論、他方に於て財産沒收が認められ居ることに依りて其の理由の説明がつくものなり。されど二三の條文(刑法々典第三百二十二條、第三百二十三條)に於ては、最高限度には非ずして最低限度が規定せられてあり。即ちこれ等の場合に於ては最高限度は一に裁判官の裁量に依存せしめられ居るなり。されば、エスツリンの教科書に報告せられ居るが如んば、ブルジョア要素に

對する言渡に於ては、最高額は屢々幾萬金ルーブルにも達し居るなり。若し受刑者が之れを支拂はざる場合には、處刑は之れを強制労働によりて代償するものとす、但し自由剝奪を受くることなし。(第三十九條)

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の刑罰制度に於ては、權利の剝奪がまた一つの坐席を發見したりき。本刑は常に附加刑として現はれ居るものにして、また常に時間的に限定せられてあり、また五ヶ年以上の期間は認められ得ざるなり。(第四十條) 權利の剝奪は一の選擇的規定なり。而して若し刑法々典が一ヶ年以下ならざる期間の自由剝奪を豫定し居る場合には、權利の剝奪の適用の問題は裁判所之れを提起すべきものとす。(第四十二條) 最高裁判所の説明によれば、權利の喪失は一切の刑罰、保全處分すら、と連結せられ得るものなり。(註・五九) 適用の基礎として、その犯罪によりて惹起せられたる事件の輕重が示さる。これを内容的に見れば、この規定は、ソヴィエツト憲法に準據する積極的及び消極的の選舉權の喪失、労働組合團體内に於ける選舉權の喪失、責任ある官職に就き、及び陪審者、保證人若しくは後見人たり得ることの權利の喪失、を意味するものなり。(第四十條) 兵役義務者は赤衛軍隊及び艦隊より排除せらる。(第四十條の註) 條文の語氣によれば、權利喪失の復合の分割は許されざるものとす。(註・六〇) 革命前の法律の原則 *mutatis mutandis* を反復して、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、所謂、赤衛兵勳章の剝奪につきては全露中央執行委員會々長の承認を要するものと

なし居るなり。(刑法々典第四十一條及び刑事訴訟法第四百六十九條)

〔註・五九〕ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典第四十二條の適用に關する一九二二年十二月二十四日の回章、エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第三號、八〇頁を參照すべし。

〔註・六〇〕エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十五號、三四八頁にも同様の意味のことが述べられてあり。

その他の刑罰につきてはたゞ二三の説明を與ふるに停め置かん。免官は、將來官職に在ることは不可能なりとの裁判所の確信に基かざるべからざる一の刑罰と解せらる。(第四十三條) 公の譴責(註・六一)は、裁判所の非難的判決をば公に(集會等に於て)朗讀することによりて成立するものなり。判決はこのほかまた受刑者の費用にて之れを公布することも得るものとす。(第四十四條) 賠償の義務は、裁判所が、受刑者は判決に於て確定したる自己の辛勞によりて犯罪の結果を除去し若しくは損害を賠償するが合目的々なりと認むる場合に於て、科せらるゝなり。(第四十五條)

〔註・六一〕御用註釋者はこの公の譴責はたゞプロレタリアに關してのみ推舉し得らるゝものなりと信じ居るなり。(『ブルジョアに對しては之れは何等の效果なし。斯る徒輩はたゞ毆打若しくは高き金錢刑によりてのみその迷妄を啓きやることを得るなり』、エスツリーン、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツ

ト共和國の刑法、三一頁。
財産沒收、金銭刑、免官、公の譴責、はまた附加刑として適用することを得。

三、保安處分

保安處分の組織はロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典に於ては餘り發達し居らず。(註・六二)特に、西歐に於て累犯及び社會の寄生的要素(浮浪者、男妾、營業的乞丐、等)を防止するの目的にて作製せられ居るところの諸規定は、全刑法々典には認められ居らざるなり。

〔註・六二〕ビオントコヴスキー、保安處分とロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國の刑法々典、
『ソヴェエツコエ・プラウヅォ』誌、一九二三年、第三號(六)。

全刑法々典の保安處分に屬するものは、先づ第一に、責任無能力者に關する規定なりとす。裁判所は或る場合に於ては責任無能力の廉により一切の刑罰を免すれども、その自由なる浮浪犯人が社會的危險性を有するよう成るべきことをば裁判所が看取したる場合に於ては、裁判所は智的若しくは道德的缺陷者に對して一の設備内に留置すること若しくは強制的治療を命ぜざるべからざるなり。(第四十六條、第四十七條)然るにソヴェエツトの専門誌には、右の後との方の規定に對して甚だ珍妙なる解釋が與へられて居るなり。即ち或る起草者は次の如く信じ居るなり、曰く、強制勞働の言渡を受けたるも或る缺陷のために

勞働能力を有せざる犯人は強制的に手術を受けざるべからず、如何となれば、贖罪も復讐も無くして非妥協的なる合目的性が行はれ居るプロレタリア國家に於ては、犯人が、治療し得べき病氣の廉を以つて、完全に健全なる者に比し良好なる位置に立つことは許されざるところなればなり、と。(註・六三)刑法々典に對する斯る説明の不合理なることは明白なるところなり。而してまたモスコフ人民裁判官會の訓令によれば次の如きことあり、曰く、強制的治療はたゞ精神病の場合にのみ許さるゝものとす、と。即ち茲に注意し置かざるべからざることば、若し『強制治療』の概念が幾分にも適用され居るとすれば、それは先づ第一にアルコール中毒者に就きて適用せられ居るのみにして、(註・六四)精神病者につきて之れを適用せんとするが如きことは全然なされ居らざることなり。

〔註・六三〕セガローフ、強制治療に就て、エシエネデルニク・ソヴェエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第四十六—四十七號。ブリグラドフ・フルクドリン、強制治療に就て、エシエネデルニク・ソヴェエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第四—五號。

〔註・六四〕茲に於てもまた通常他の語が選ばれてあり。例へば最近に於ける諸ろの刑法法典草案は、飲酒者治療所への收容と云ふようなる文句を用ひ居るなり。

更にまたロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典は、一定の官職に就き若しくは一定の職業を營むことに對する禁止をも一の保安處分と看做し居るなり。(第四十六條、第四十八條)この規定は、

裁判所が犯人をば、直接官職若しくは營業の執行に於ける組織的違反の故に、社會的に危険なりと認めたる場合に於て適用すべきものなり。而してこの禁止は五ヶ年以上の期間の宣告を下すことを得ざるものとする。

また更に全刑法々典は、一定の地方よりの追放をも一の保全處分として記載し居るなり。(第四十九條) その犯罪的行為の故に、若しくはまた單に犯罪的要素と關係を有し居るが故に、社會的に危険なりと思はるゝところの者は追放せらるゝなり。而して追放は三年以上に亘ることを得ず。一九二三年七月六日の司法人民委員會回章は、假令被告人の犯罪は實證せられ居らずとも、その情況より推して、本人が犯罪的要素と關係あること歴然たる場合に於ては、またこの刑法々典第四十九條を適用することを許るし居るなり。(註・六五) 當局の報告が公告し居る如く、社會的危険性を有し且つ或る犯罪の犯行を計畫したることは明白なれども而も何等かの理由よりしてそれが遂行せらるゝこと無くして終りたる者に就きては、果して之を如何に處置すべきなりしや。この場合に於ては何等相當なる犯罪構成事實なし。されど刑罰は自から與へられ居るなり。即ちソヴィエツト法には刑法不確實の概念 (der Begriff der strafrechtlichen Unzuverlässigkeit) が採用せられ居るなり。(註・六六) 『刑法々典第四十九條は、特に、その犯罪的及び違法的行為が刑法々典の如何なる規定によりても蔽はれ得ざる如き者を取扱ふ場合に於て、之を適用すべきものとする。このことは刑法々典第十條の自然的補足を成すものなり。』(註・六七) 而して内容的に之れ

を觀れば、この追放は屢々、ロシア國內の一定の地方への送遣に變成し居るなり。アルハンゲルスクへの送遣に關する一九二二年十月四日の回章を参照せよ。また、『ゴストルグ』事件の受刑者等のナリーム領への送遣事件を見よ。(註・六八) 茲に補充として注意を與へ置かざるべからざることは、裁判による送遣以外に、ソヴィエツト法はまた行政手續による送遣をも認め居ることなり。(法令全書、一九二二年、五一、六四六、及び、六五、八四四)

〔註・六五〕 エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十三號、五四九頁。

〔註・六六〕 エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十七號、六二五頁。

〔註・六七〕 エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十二號、二六七頁。

〔註・六八〕 エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十六號、三七二頁。

幼年者に關する特別の保全處分として、訓練のための兩親若しくは他の者への附托あり。而して裁判官は右の者の經營及び性格をば細心に吟味せざるべからざるものとする。(第四十六條)

保全處分は、或は單獨にて宣告せらるゝ場合あり、また或は一の刑罰と連結して宣告せらるゝ場合あり。(第五十條)

四、懲戒罰の組織

最後に當りて述べ置かざるべからざることは、一九二三年七月七日の懲戒裁判所に關する法律に準據して宣告せられ得るところの懲戒罰として、催告、譴責（之れはその際に公示せられ得るものとす）、轉職、三日乃至一月の自宅監禁、二ヶ年以内責任ある位置に就くことの禁止、免官、及び、惹起したる損害を賠償すべき義務を科すること、が現はれ居ることなり。

五、刑の消滅

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、成立せし求刑權を消滅せしむる諸ろの事情のうち、たゞ時効のみを認め居るなり。（第二十一條及び第二十二條）而して全刑法々典が認め居るところの時効に二種あり、訴追時効及び執行時効、即ちこれなりとす。かの『ウゴロヴノエ・ウロシエトニエ』に認められ居たりし判決時効は全刑法々典には繼受せられ居らざるなり。

各論

第一節 犯罪行爲の分類

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の各論は八章に分たれ、これ等の章は次の如き表題を有す。一、國事犯。これは更に分れて、反革命的行爲（第五十七條——第七十三條）、及び、國家行政に

反する行爲（第七十四條——第百四條）となる。二、職務犯罪（官吏瀆職罪）（第百五條——第百十八條）。三、教會の國家よりの分離に關する規定に對する可罰的違反（第百十九條——第百二十五條）。四、經濟的犯罪（第百二十六條——第百四十一條）。五、身體及び生命に關する罪、自由及び名譽に關する罪（第百四十二條——第百七十九條）。六、財産權に關する罪（第百八十條——第百九十九條）。七、軍事犯（第二百條——第二百十四條）。八、健康、公の安寧及び公の秩序保護のために發せられたる規則に對する違反（第二百五條——第二百二十七條）。

第二節 國事犯

一、反革命行爲

階級獨裁、若しくは一層正しく之れを云へば、政黨獨裁の原則を細心に支持しながら、ソヴェット國家は、鬭争のうへにうち建てられたる其の本質をば高調し居るなり。抑もソヴェット國家は國民の内心的承認のうへに立ち居るものには斷じて非ずして、従つて權力による外部的承認を強制せざるべからざるが故に、全國家は獨裁をば凡ゆる攻撃、及び斯る攻撃の一切の可能性より擁護するため、極めて廣汎なる處置を執らざるべからざるなり。而して刑罰制度がまたこの目的に適應せしめられ居ることは明白なる

どころなりとす。されば、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に於て、國事犯、而して第一に『反革命的行為』に對して如何なる意義が負はされ居るかといふことは、改めて論ずるまでも無きところなり。各論の部は、劈頭先づ、反革命なるもの、極めて複雑なる概念決定を以つて始まり居るなり。(第五十七條) 反革命と看做さるゝものは、一、勞農ソヴェット、若しくはロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國憲法に基きて成立し居る勞農政府、の轉覆若しくは衰亡のうへに向けられたる一切の行為、二、共產主義的所有制度を承認せずして、且つ、干渉、封鎖、間諜、出版物の買収、其他によりて之れが轉覆に努めつつある國際ブルジョアジーの助勢を目指すところの一切の行為、三、右に挙げたる諸特徴に一致せざるも而もプロレタリア革命の最も主要なる政治的若しくは經濟的征服に對する意識的攻撃を含むところの一切の行為、これなりとす。而してこの概念決定は寧ろ宣言的性質を有し居るものにして、從つて、技術的には、單にたゞ、反革命的行為の限界の規定としてのみ利用され得るに過ぎず。またこの規定は、その第二部に於て、意義曖昧なるものあり、如何となれば、ソヴェット政府自からが、國際ブルジョアジーよりして財政上の、及び更にまた御慈悲主義的すらもの、援助を獲ることに大なる努力を爲し居るが故なり。且つまたブルジョアジーを分つて、共產主義制度を認めたるものと之れを認めざるものとに區別する仕方も何等事實に照應し居る譯のものには非ず。第三部に就いて云へば、これは一九二三年七月十日の改正法(法令全書、四八、四七九)によりて採用せられたるものなり。當局の理由書には、補足の

必要に就き次の如き理由を與へ居るなり。曰く、この補足は隠れたる反革命に對する防止を可能ならしむるため、科刑に必要な彈性を與へんとする欲求に應ずるものなり、と。さればこの新たなる部分は彈力護謨的條文の役目に奉仕すべきものたるなり。茲に特記し置くべきは、かのソヴェット制度の明白なる讚美者たるビオントコヴスキー教授すらも、この部が『革命の最も主要なる征服』のもとに果して何を意味し居るものなるかといふことを説明し得ざることなり。されば假令この處に勞働法典の全内容を持ち込みたりとて、そは結局、これに照應する犯罪に對する變態的處罰を結果すると成るべきなり。(註・六九)

〔註・六九〕ビオントコヴスキー、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に於ける反革命的行為、ソヴェットコエ・ブラーヴオ誌、一九二四年、第二號、一九頁。

舊るき言葉を用ひて云へば、この反革命の概念は、大逆罪及び叛逆罪の概念をば國家權力に對する二二三の犯罪と混合せしめ居るものなり。個々の革命的行為の犯罪構成事實は甚だ複雑なるものあり。即ち、基本的犯罪構成事實が包含するところのものは、(第五十八條)、一、武裝的暴動を組織し、若しくは、中央或は地方權力を奪取せんとするの目的にてソヴェット領土への武裝的襲撃を組織せんとする計畫、二、國家權力の奪取に關する凡ゆる計畫への參加、三、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國の領土の一部をば全體より引き離し、若しくはロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國の締結せる條約を廢棄せしめんとする計畫への參加、即ちこれなり。大逆罪及び叛逆罪の混同は、この規定に於ては、争ふ餘地な

し。
 叛逆的行為に關する規定(第五十九條及び第六十六條)は更に稍や嚴重なり。之れが包括し居るものは、一、外國をして武裝的干渉、宣戰、若しくは武裝軍隊の送遣を決せしむる目的に於ける、外國若しくはその代表者との連絡、二、各種の間諜、及び、國家の機密たるの性質を有する知識の入手若しくはその報告の傳送、特に、軍事的性質を有する報告の外國若しくは反革命的組織への傳送が反革命の促進の目的にて、若しくは報酬を目的にて、爲されたる場合、これなり。軍事機密の探偵は、いま一度、軍事犯に捧げられ居る章に於て、規定せられ居るなり。(第二百十三條)ソヴェエツトロシアの特徴たる、國內平和の缺如は、これ等の規定のなかに明白に表現せられ居る譯なり。國家機密の外國への傳送は、反革命組織への傳送と等置せられてあり。即ち、反革命的組織は、一種の *status in statu*、即ちソヴェエツト共和國內に存在する一箇の敵國 (*feindlich Macht*) と見做され居るなり。

特種なる國事犯として、反革命的目的を達成せんとする結社への加入あり。(刑法々典第六十條——第六十三條)そのうちにて特に注意が與へられて居るは、國民をば群集的擾亂、租税の不拂、及び、義務の不履行に煽動し、以つて勞働者獨裁に明白なる損害を加ふところの結社への加入なり。結社の直接なる目的としては必ずしも武裝的暴徒若しくはソヴェエツト領土への襲撃が現はれ居ることを必要とせざるなり。(第六十二條)更にまたその目的がソヴェエツト官廳の正常なる活動に對する反抗若しくはそれの

反革命的目的への濫用に存するところの結社への加入が規定せられてあり。(第六十三條)而してこの條文は、之れを第十條と關聯せしめて、經濟的反革命なる概念の樹立に利用せられたりき。「一九二三年二月十一日——二十七日の『ツェンツロスヌス』事件に於て(註・七〇)」。原告は特に次の如く論述したるなり、曰く『ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典は、反革命の概念を認め居る世界唯一の刑法々規として現はれ居るものなり。勿論、全刑法々典によりては經濟的反革命のことは豫定せられ居らず。されど第十條は、類推の方法によりて第六十三條を適用するの可能性を與へ居るものなり。經濟戰線に於ける内亂に於て、新經濟政策は、ソヴェエツト權力と私的資本及び周旋との間の休戦を意味するなり。されど若しこの休戦が吾人の經濟上の仇敵によりて侵さるる時は、乃ち刑罰の利劍はその職責を盡さざるべからざるなり。而して今、國家施設の事務官等は敢て周旋者と不法なる協定を締結し、而もその際に彼等は個人的利己的なる動機によりて動かされたりき。かくしてその結果、該施設は私人の致富と國有財産の消耗の目的に奉仕せり。これ即ち純然たる經濟的反革命にして、宜しく革命裁判所は之れを政治の領域に於ける反革命と正に同じく嚴重に處罰すべきなり。』と。かくして被告等は、また第六十三條の援用によりて、銃殺の宣告を受けたるなり。そのうへ全裁判所は全露中央執行委員會に對して、特赦の不適用を希望する旨の申請をなせり。(註・七一)

〔註・七〇〕なほまた刑法々典第六十三條はこれと同一の解釋をばオレコヅォルスキエ・トラスト事

件に於ても發見し、七名の被告は經濟的反革命の廉により銃殺の宣告を受けたり。

〔註・七一〕詳細の報告はエシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十號、二四五—二四六頁に載せられたり。

かかる粗野なる類推の適用はソヴイエツト立法者には遂ひに免れざるところなるなり。されば一九二三年に到りて、經濟的反革命の概念は法律の條文のなかに取り入れられたりき。新たなる犯罪構成事實は、刑法々典第五十七條に豫定せられたる行爲を犯すために、國家の施設及び經營の正常なる活動に對して反抗をなし、若しくは國家の商業、工業若しくは取引を破壊若しくは衰退せしむるの目的にて之れを濫用すること、を包含し居るなり。(新編纂の第五十七條及び第六十三條)

更にまた、ソヴイエツト權力の代表者若しくは勞農組織の事務員に對する脅嚇的行爲もまた、若しそれが反革命的的目的にて爲されたるものなる時は、反革命行爲と看做さるるなり。(第六十四條)この規定は全く彈力護謨的條文を意味するものなり。犯罪の目的は甚だ廣く規定せられ居りて、單にソヴイエツト權力の全下級代表者に對する襲撃のみならず、また、ロシア共產黨の黨員に對する一切の襲撃もこれのうち屬し居るなり。而して他方に於てこの脅嚇的行爲なる概念は詳細に規定し居らざるため、單に既遂犯及び未遂のみならず、準備もまた之に屬せしめられ居るなり。茲に重大なる問題は、第六十四條が銃殺を豫定し居りながら、而も、犯人が反革命的組織に屬し居らざりし場合をも除外し居らざることなり。

また鐵道及び其他の交通手段(電信及び電話も除外せられ居らず)、水道、公の倉庫及び其他の建物及び設備に對する毀損も、若しその行爲にして反革命の目的にて爲されたるものなる時は、同様の嚴格さを以つて處罰せらる。(第六十五條)

帝政制度のもとに於て勞働階級及び革命に對する戰爭に於て爲したる積極的行爲には死刑を科するといふことは、既に總論の部の第六十七條に於て示されてあり。ソヴイエツト領土より追放を命せられたる者が勝手に歸國したる場合もまた重大なる反革命と看做さるるものとす。(第七十一條)

これ等の重罪以外にもロシア社會主義聯邦ソヴイエツト共和國刑法々典は他の一系列の犯罪を認め居るなり、即ち、犯罪庇護及び隱匿(註・七二)(第六十八條)、反革命的宣傳(第六十九條、第七十條、第七十一條)、反ソヴイエツト的文書の作製及頒布、若しくは頒布の目的に於けるその所持、反革命的的目的にて、公の恐慌を醸成するに充分なる若しくは國權に對する不信用若しくは輕蔑を激成せしめ得るところの流言及び蜚語の捏造及び流布、即ちこれなり。

〔註・七二〕從犯の概念に對しては擴張的解釋が與へられてあり。即ちベテログラードの或る教會の教務局は次の如き通知を其筋より受けたりき、曰く、反革命の廉によるチコン僧正の刑事訴追の開始のため、全人を教祖と公然認め乃至は全人の名を公の神事のうちに稱ふことは、ロシア社會主義聯邦ソヴイエツト共和國刑法々典第六十八條の犯罪構成事實に一致する行爲と看做さる、と。一九二三年八月八

日の『赤色新聞』、参照

反革命の殆んど一切の場合は、死刑及び全財産の没収を以つて處罰せられてあり、二三の場合に於ては科刑は絶對的なり。(第五十九條、第六十四條第一項、第六十六條、第六十七條、第七十一條)〔註・七三〕されば反革命的行為に關する章は、第二十世紀の四分の第一期の最後の年に計らずも事實と成りし歴史の最も血腥き一頁と認めらるるものなり。一の政黨の獨裁制度をば一億の大衆のうへに維持せしむるに必要なりし手段に關する證明は、將來の時代に與へらるべし。

〔註・七三〕第百十九條は、教會の國家よりの分離に關する章のなかに置かれあるものなれども、系統的に云へば、これも反革命に屬するものなり。

二、國家行政に關する罪

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、反革命的行為のほか、なほまた國家行政に關する罪をも國事犯として認め居るなり。ソヴェット立法者は、不法なる漁獵及び砂地の無權利なる橫領(第九十九條)を國事犯と看做すことに躊躇せざりき。而してこの事實のなかには、單に、全刑法々典の特徴たる、組織的記述の一切の問題に對する遺漏が現はれ居るのみならずして、また、國家權力(拘束者としての)に對する一切の違背をば國權の基礎に對する動搖なりとなす解釋が表現せられ居るものなり。

而してこの如き解釋は、自己の確乎たる足場を缺如し居ることを感知し居るところの國家權力にとりては特徴的なる解釋たるなり。

國家權力に關する罪に屬するものは、國家行政若しくは國民經濟の機關の正常なる事務過程の妨害を目的となせる、若しくは、國家權力に對する不從順乃至反抗、或は國家權力の活動の妨害、乃至は國家權力の力及び權威を減輕せしむる各種の行動、と連結し居るところの、一切の行為なりとす。(第七十四條) 國家權力に對する反抗は最も重大なる犯罪構成事實に屬するものなり。而してこれは二様の形式に於て現はる。第一の、即ち群集的反抗に屬するものは群集的擾亂にして、これは武装せる多人數によりて起されたるものなり。(事物の破壊、交通設備の毀損、囚徒の釋放、放火、其他) 刑罰(最も重き場合に於ては死刑及び財産沒收に處せらる)は各個人の役割に依存するものとす。——而してこれに煽動者、首魁、共犯(加擔者)及び從犯(幫助者)の區別あり。(第七十五條) この範疇に屬するものは、武装的結團への加入、及び武装的襲撃及び奪略行為、國家及び私人の設備並びに個々の人民に對する武装的攻撃(註・七四)、に對する加擔、並びに列車の抑留及び鐵道の破壊なり。第二の、即ち個人的反抗に屬するものは、職權行為の行使に於ける國家權力の運搬者に對する個々の國民の反抗、及び國家權力の運搬者をば違法行為の實行に強制し、その強制が殺害、身體傷害若しくは暴行と結び付き居る場合、即ちこれなりとす。(第八十六條)

〔註・七四〕個々の人民に對する襲撃が如何なる理由により、國家行政に關する罪のうち、に屬するものなりやといふこと、及び、それと團體的掠奪 (Banditism) との區別は何處に存するやといふこと (刑法々典第八十四條第二項) ——これ等は理解し得べからざるところなり。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典はまた二三の義務の履行の拒否をも、國家行政に關する罪のうち、に數え居るなり。而して之れに屬するものは、單に群集的納税拒否若しくは義務の群集的不履行のみに停まらずして、(第七十八條) 個々の人民による租税の不拂もまた之れに屬するものとす。(第七十九條) 更にまた、死亡者の遺産の隠匿若しくはその遺産の價值に關する虚構の記載も、若しそれ等の行為にして相續及び相續税に關する法律を回避せんとするの目的にて爲されたるものなる場合には、矢張り國家行政に關する罪に屬するものとす。(第七十九條) 課税され居る物件の隠匿若しくはその箇數に關する意識的なる虚構の記載は、特にそれが農業税の目的に關係し居るものにして、若しその行為が多數人の協定に基きて爲されたるものなる場合には、高き割合に於て處罰せらるるなり。(第八十條) 即ち犯人は、一年を下らざる期間の自由剝奪のほかに、なほ全財産若しくはその一部分の沒收を受くるなり。大體に於て、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、勤勉なる農業人口に對しては、たゞ嚴格なる言葉に於てのみ話し居るなり。

兵役義務違背の領域に於ては、最初の第八十一條に漸次に五箇の條文が更に加へられたる有様にして、勵行の傾向顯著なるものあるなり。(第八十一條a項——第八十一條d項) これ等の條文は、兵役義務の登記に關する規定の違反、簡閱點呼その他に出席すべき義務、召集に應ずべき義務、をば特に宗教的信念の口實を手段として、履行せざること、に對し種々なる刑罰を科し居るなり。逃亡、無斷の退却、卑怯に關する諸規定は、軍事犯に捧げられたる章のなかに在り、(第二百四條——第二百九條) かくして、武力による革命の擁護は勞働者の榮譽權なりとの、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國憲法(第十九條)によりて樹立せられたる見解が、次第に他の見解に墮せざるを得ざりしことは、明らかなるところなり。

國家行政に關する罪の同章のなかには、行政機關、司法機關の活動の妨害を豫想せしむる幾多の犯罪構成事實が包含せられてあり。之れに屬するものは、囚徒の解放、自己逃亡に對する幫助、自己逃亡(第十四條、第九十五條) 及び、計畫され若しくは遂行せられたる犯罪の不申告(第八十九條) なり。申告の義務は單に當該官吏のみならずまた一般人民にも課せられて居るなり。但しそはただ第五十八條——第十六條に豫定せられ居る反革命的行為に關したるもののみとす。

國家權力に對する輕蔑は、或は、國章、國旗若しくは革命紀念碑に對する誹謗の形式に於て(第八十七條)、また或は、職務行為の行使に於けるソヴェット權力の代表者に對する侮蔑の形式に於て(第八十八條) 現はるるものとす。

職權の濫用は、それが國家權力の信用失墜と關係あるものなる場合には、特に嚴重に處罰せらる。而し

て刑は、二年以上の自由剝奪とす。(第九十一條)

また國家行政に關する一系列の犯罪は、種々なる財産の國有と關係を有し居るなり。一例すれば、第一百二條は、登記若しくは國立博物館への移管を爲すべき古美術品を隠匿する時は之れに對し強制労働及び財産沒收を科し居るなり。

國有化と關聯して、また、共和國の財産たる文學、音樂、及び一般に藝術上の著作の頒布を目的とする複製の禁止あり。この禁止の違反は強制労働及び財産沒收を以つて處罰せらる、その際にまた著作者若しくはその権利承継人も同様の刑に處することを得るものとす。茲に注意し置くべきことは、御用新聞に於て、無恥なる剽竊に關する不平が喧しく成り來り居ることなり。『今や盛んに行はれつつある剽竊は大なる惡徳に屬するものなり。然るに之れに對しては誰人も保護せられ居らず、レーニンすら然るなり。』(註・七五) この不平は、共產主義者の圏内に於ける所有權に對する努力の再生の證據として、興味深きものなり。

〔註・七五〕サンツョーフ、著作權の保護に就て、エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十四—十五號、一三頁。

ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典の驚くべき組織的記述に従へば、貨幣偽造及び之れに類する不法行爲(有價證券及び郵便切手の偽造)もまた國家行政に關する罪に屬し居るなり。(第八十五

條)而して若しこの犯行にして、多數人の協定により、且つ營業的に、爲されたる場合には、一切の關係人は死刑に處せらるるものとす。

權利を與へ若しくは義務を免除する如き認證若しくは證書の偽造もまた同一の範疇に屬するものとす。

(第八十五條末段) この場合に於ては刑罰は一年以上の自由剝奪なり。文書偽造の一般的概念はロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典には認められ居らず。(第八十五條末段、第九十條、第一百十六條、第一百八十九條、參照)

無斷の漁獵並びに山林盜伐の如き行爲、及び山林利用に關する規定の違反が、『ウゴロヰエ・ウロシエニエ』に於けるよりも甚だしく嚴重に處罰せられ居ることは興味深きことなり。同刑法々典が、山林、土地埋藏物、河川湖沼の國有化に關聯して(ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國憲法第三條)、國有財産の保護の立場より出發し居ることは明白なるところなりとす。

第三節 瀆 職 罪

ソヰエツトロシアに於ては、官職に於ける犯罪は全く異常なる意義が與へられたりき。ソヰエツトロシアに於ては國家裝置は未曾有の廣さを與へられたり。如何となればそは一切の自治機關を吸收し、且つまた國民經濟の殆んど大部分の部門のうへに廣がり行きたるが故なり。勿論、新經濟政策に關聯して、

その少し以前までは死刑を科せらるることとなり居たりし領域に於ても、(註・七六)個人の創業權が許せられたりと雖も、而も今日に於てもなほ、大部分の經營は、國家裝置に結び付けられたる官廳として現はれ居るなり。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法法典が官吏となし居るものは、國營經營若しくは官廳に於て、——若しくはまた、ソヴェット法によりて經濟的、行政的、國家的若しくは公共的問題の領域に於ける一定の權利若しくは代理權を與へられ居るところの組合若しくは組織に於て、永久的若しくは一時的の地位を有する者なり。(第五條の註)かくの如く法律の定義が無涯限なるため、ソヴェット裁判所は瀆職罪によりて充満せしめられざるべからざる有様なり。特に、同刑法々典の最初の編纂は、報告の不提出といふが如き全く無意義なる規程違反をも官吏瀆職罪としての極印を捺し居たりき。(第十七條)茲に於てか全露中央執行委員會の一九二三年七月會議に於て、官吏瀆職罪に關する基本規定の新編纂が採用せられたり。而してその際に、懲戒手續によりて處罰し得べき犯罪事實は分離せらるることと成れり。

〔註・七六〕スラヴィーン、裁判所と新經濟政策、エシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー誌、第一號、六頁。

官吏瀆職罪に關する規定の基礎を爲し居るものは職權濫用なりとす。而して之れは次の如く定義せられてあり、曰く、官吏によりて犯されたる行爲にして、それを彼はただ彼れの職務上の地位に於てのみ犯し得、且つ、職務上の欲求に一致すること無くして、官廳若しくは經營の仕事の正常なる進行の妨害、若しくは財産的損害、若しくは經濟的秩序の妨害、若しくは法律によりて保護せられ居る人民の利益の侵害、を惹起したる場合、と。而して若しかかる行爲にして組織的に爲され、若しくは利己的目的より企てられ、若しくは特に重大なる結果を惹起し若しくはかかる結果を誘致すべき危険ある場合(而も被告人が之れを知り居たる場合)に限り、職權濫用の懲戒罪は變じて、可罰行爲と成るなり。この規定は單にこの場合に對してのみならず、また職權の踰越、無爲、信用失墜、輕卒に關しても意義を有するものとす。(第五條——第九條)

右に列舉せし諸ろの行爲もまた法律上定義せられ居るなり。即ち、職權の踰越たるものは、明らかに當該官吏の權限を踰越する行爲を爲すことなり。(刑法々典第六條)無爲とは、官吏がそれに就き責任を負はされ居たる行爲を爲さざることと云ふなり。『輕卒』、即ち、疎漏にして不注意なる職務上の擔任義務の遂行、は、若しそれが事務の進行に於ける遅延、事務進捗及び報告履行に於ける無秩序を結果したる場合に生ずるものとす。(第八條)職權濫用、權能の踰越、及び無爲は、若しこれ等の犯罪にして、生産、分配、若しくは給養の中央若しくは地方機關、若しくは交通制度、の完全なる衰退を結果したるか、若しくは、明らかに不利なる契約の締結、若しくは其他の國有財産の浪費と結び付き居たる場合には、特に嚴重に(時として死刑に!)處せらるるなり。(第十條)國家權力の信用失墜の構成事實を定めて同刑法

々典は、これを、國家權力の權威をば勞働者の見る所に於て覆轍するが如き行爲を（時としては職權の行使以外に於て）爲すこと、と定義し居るなり。（第百九條）

司法の領域に於ける濫職罪に屬するものは先づ第一に、法の歪曲 (Rechtsbengung) なりとする、而してその際に法律は『判決』なる語を使用し居れど、この規定はまた民事裁判にも關係を有すべきものなり。

(註・七七) 故意の法の歪曲は三年以下ならざる自由剝奪に處せらる。特に重き場合には死刑を適用することを得るものとす。刑法々典はこの範疇のなかに、訊問の際に於ける不法なる手段の適用による陳述の強制を算へ居るなり。この行爲が、私利若しくは其他の個人的動機による不法監禁と混同せられ居ることは、理解し難きところなり。（第百十二條）

〔註・七七〕 エシエネデルニク・ソツイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十六號、三八〇頁。
官吏の職務的保管に屬する金錢若しくは其他の價値の横領罪は、若し該官吏が高度の代表權を有し居るか若しくは特に高價なる物を横領したる場合には、特に嚴重に（時としては死刑！）處罰せらる。（第百十三條）

ソツイエツト新聞が之れを證言し居るが如く、ソツイエツトロシアに於ては賄賂罪が前代未聞の流布を來したりき。さればソツイエツト權力は幾度か賄賂罪防止策を講じたりしかども、何等確實なる結果を得ることなかりき。之れに關する條文の最初の編纂は不充分なるものなること明らかとなりたれば、これは

他の條文によりて取り替へられたり。（第百十四條、及び第百十四條a項、法令全書、一九二二年、七二—一三）官吏の權限に所屬する行爲の履行若しくは不履行に對する其の國家、勞働組合、其他の官吏による贈物受領は、單純なる受動的賄賂罪（收賄罪）と看做さる。この場合は自由剝奪に處せらるるものとす、但しこれに財産沒收を伴ふことあり、伴はざることあり。また一系列の情狀加重の場合が定められてあるなり。加重事由 (Qualifikationsründe) として擧げられ居るものは、一、犯人の責任ある地位、二、國家に對する加害、若しくはその可能性、三、累犯、四、賄賂と結びつける強制、なり。これ等の場合には、一年を下らざる自由剝奪に處せらるるものとす。特に重き場合には死刑を適用することを得るなり。（第百十四條）同様の刑罰は、主動的賄賂罪（贈賄罪）、周旋、幫助及び不抑制に對しても科せらるるなり。（第百十四條a項）科刑は前記の新法によりて著しく高められたるなり。何となれば最初の編纂によれば如何なる場合にも三ヶ月の自由剝奪以上の重刑は豫定され居らざりしが故なり。茲に於てまた、無數の他の場合に於けると同じく、ロシア社會主義聯邦ソツイエツト共和國刑法々典は、その科刑目的に關する宣言的聲明（第二十六條）に反して、威嚇、及び恐怖化すらも、の思想より出發し居るなり。

假令、主動的若しくは受動的賄賂罪及び之れに類する犯罪に對し責任ある者と雖も、二樣の場合に於ては無罪たり得るなり。即ち、一、彼が遅滞なく且つ自ら進みて、賄賂罪を告發する場合、二、彼が、適當の時期に於ける陳述及び告發によりて、その事件の闡明に資する場合、これなりとす。（第百十四條のa

項)

ソヴェエツトロシアに於ける一般的狀勢から出發して、ロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典は、一の新たな犯罪構成事實を定め居るなり。而して之れは、贈與挑發といふ名稱を與へられ居るなり。これは、贈與の提供を自然ならしむるが如き狀勢を創造し、而もそれが、後に至りて之れを告發せんとするの目的にて爲されたるものなる場合のことを云ふなり。(第百十五條) この場合に於ても矢張り、特に重き場合に於ては死刑を適用することを得るものとす。

第四節 教會の國家よりの分離に關する規定の違反

教會及び宗教に對するソヴェエツト權力の態度は、刑法々典のなかに於て、勿論不完全にてはあれど、而も明確なる表現を得居るなり。國立若しくは私立の學校に於ける宗教々育の施與は、若しそれが未成年者に關して爲されたる場合には、一年以下の強制労働に處せらるるなり。(第百二十一條) 宗教團體による行政的、司法的、若しくは其他の公的職能の僭取 (Anmassung)、並びに、法人の權利の僭取は、強制労働、財産沒收及び團結の閉鎖を結果するものとす。(第百二十三條) 教會のために信徒に課税することを困難ならしむるために、同刑法々典は、教會若しくは宗教の目的に於ける賦課の強制をば犯罪構成事實と成し居るなり。(第百二十二條) また禮拜行為によりて人民の自由なる進行を妨害すること(第百二十

七條)、及び、官有地若しくは國營經營内に於て禮拜行為を執り行ふこと、若しくはこれ等の場所に宗教に關係ある物體を建設すること、も有罪の判決を受くるものとす。(第百二十四條) 他方に於て、神事に對する妨害は、ただその禮拜行為が公の秩序に反すること無くして且つ人民の權利の侵害と結び付き居らざることとを條件としてのみ、處罰せらるるに過ぎざるなり!(第百二十五條)

第五節 經濟的犯罪

反革命的行為に關する章は、ソヴェエツト權力がその政治的存在を維持するために適用するところの法に就いての概念を與へ居るものとすれば、この經濟的犯罪に捧げられたる章は、それが新たな經濟秩序の二三の側面の維持の方法につきて説明を與へ居るものなる理由よりして、興味深き章たるなり。尤も茲に強調し置かざるべからざるは、この經濟的犯罪の概念のもとには極めて多様な犯罪構成事實が包括せしめられ居ることなりとす。

労働被搾取民衆の權利の宣言は、社會の寄生的要素を剷滅するの目的にて、一般的労働義務の原則を樹て居るなり。(第三條e項) かの作業動員 (Werkmobilisationen) はこの規定に基きて生じ得るなり。而してこれが所轄官廳たるは勞兵會 (RAV) なりとす。人民の側に於けるこの義務の違反は『作業逃走』と稱せられ居るなり。作業逃走が包含するところのものは、登記に對する缺席、労働に對する缺席、及び不

法なる旅行なり。(第二百二十六條)若しこの作業逃走が國防に對する危険と結び付き居る場合には、犯行は特に重く處罰せらるるものとす。(包括的財産沒收すら認められ居るなり。)

國立の施設及び經營の指導者による不經濟的なる事務執行の諸場合は、特別なる一群を成し居るなり。基本的犯罪たるは、不經濟が伸氣にして良心なき態度と結び付き居りて、且つ、それが施設の財産の浪費若しくは賠償困難なる損害を結果したる場合なり。(第二百二十八條)第二の場合は、一般的勞働義務の法によりて、經營若しくは施設の勝手なる處理に委せられたる勞働力を不經濟的に利用したる場合なり。(第二百二十七條)而して第三の場合は、國家にとりて不利益なる契約の締結なりとす。(第二百二十八條a項)加重情状のもとに於ては(多數官吏の協定、契約當事者との合意、耕地に於ける行爲の實行 [Ausschlagung der Handlung im Felde]、等)、右の行爲に對しては死刑を科することを得るなり。大衆的必需品の違法的引渡に刑罰を豫定し居るところの第三百二十五條は、生産若しくは勞働者のものとして定まり居る物品をば雇傭者に引渡すことを禁じ居るところの一系列の命令(法令全書、一九二二年、一一、七三、二八、四八等)と相關聯し居るなり。(註・七八)

〔註・七八〕ツライニン、經濟的犯罪、二二頁

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、國立の經營若しくは施設の契約當事者の過誤に關しては、特に、容赦するところなし。特記すべきは第三百三十條なり。同條に含まれ居るところは次の如し、

一、國家と締結せし契約の惡意の不履行、二、其の他の國家に關しての良心なき行爲、特に、締結に際して與へられたる金銭の不償還、若しくは、その國家の金銭を他の事業に使用することに關する契約の拒絶。最低刑として、契約當事者には二年乃至十年の自由剝奪を科し、之れに加ふるに部分的沒收を以てするなり。特に重き場合には、死刑及び總括的沒收を宣することを得るものとす。エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌(一九二四年、第十六號、三七二頁)の報告によれば、右の規定の取扱は脅嚇的作用を有し、従つて、商人をして國立の經營若しくは施設との契約より注意を去らしむるに到り居るなり。

また一系列の國家獨占の設置(對外貿易の獨占、銀、金、白金貨幣の賣買に關する國立銀行の獨占、等)は、之れに相當する規定の違反に對し刑罰を豫定し居るところの多數の規定を生せしめ居るなり。(第三百十

二條)茲に特記し置くべきは、同刑法々典が、賃率契約、及び仲裁部の決定、の違反に對しては、若しこの行爲が企業者によりて爲されたるものにして、且つ勞働者の側の當該過誤に關する何等の規定も無き場合には、特に重き刑罰を豫定し居ることなり。第三百三十五條には明白なる階級性、否寧ろ、カスト的性質を負はすることを得。何となれば同條には、勞働者若しくは國家雇傭者の占め居る住宅につき賃借料を引揚ぐるに對し、科刑と結び付きたる禁令が含まれ居るが故なり。右の階級の所屬員の追立は、刑事裁判に

よる追立以外には如何なる形式に於けるそれにせよ、特別な犯罪の構成事實を構成するものとす。尤も一九二二年四月二十七日の命令によりて、既に、裁判に依らざる一切の追立は、一般に刑罰によつて禁止せられ居たるなり。このことはソヴェット立法者が箇々の法律の合致といふことに就いて徹底的に無頓着なることを證據立て居るところのものなり。

更にまた、賣惜み、値煽り、(Schleiberei mit Waren, die Preistreiberi) (第三百三十七條) 及び買占め (mit Valuta) (第三百二十八條)、禁制品の賣買 (第三百二十九條)、其他取引を規定する諸規則の違反 (第三百四十一條)、及び、間接税の徴収に關する規定の違反 (第三百三十八條a項) もまた經濟的犯罪に屬し居るなり。

國家の獨占と一致し難き酒類自家製造の甚だしき發達は、ソヴェット權力をして、特別の刑罰を以つてこの領域に臨むに立ち到らしめたり。これに關する犯罪が如何に廣く行はれたかといふことは、モスコーのみに於ても一九二二年末の二ヶ月間に一千七百三十五件のこの種の公訴が提起せられ、これが解決のため三箇の特別刑事部が設立せられたる事實より見て、明らかなるところなり。抑々最初の編纂の刑法々典には、酒類醸造の禁止に捧げられたる條文は單に一ヶ條のみ存し居たるに過ぎざりき。而して同條は、この領域に於ける一切の犯行に對して、一ヶ年以下の強制労働及び部分的財産沒收を豫定し居たるなり。(第四百十條) その後の法律 (法令全書、一九二二年、七二——三、九〇六) によりて、同刑法々典のなか

に次のことが規定せらるることゝなれり、一、酒精飲料の製造、但し販賣を目的とせざるもの (第四百十條)。二、販賣を目的とせる製造及貯藏、無届の販賣、及び、法定以上の酒精量の販賣 (第四百十條)。三、酒精飲料の營業的製造及び貯藏 (第四百十條a項)、即ちこれなり。之れに對する制裁も著しく高められたり。一例すれば、右の最後の犯罪事實に對しては、三年以下ならざる自由剝奪に加ふるに總括的財産沒收が科せられ居るなり。

第六節 身體、生命に關する罪、自由、名譽に關する罪

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典の、身體及び生命に關する罪並びに自由及び名譽に關する罪に捧げられたる章は、單にその僅少なる部分に於てのみ、自己の足にて立ち居るものたるに過ぎざるの觀あり。(而もそれにて大抵の改正は疑はしき價值のものに過ぎざるなり。) 而して、全章に包含せられ居る諸規定は、大部分、之れを全くの保守的規定なりと云ふことを得るなり。特にこのことは、犯罪構成事實の定義に關して然りとす。

生命に關する罪に就いて云へば、全刑法々典は單純なる故意の殺害 (第四百十三條)、加重的殺害及び特典殺害の區別を設け居るなり。加重状態は大體に於て『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』のそれと一致し居るなり。この範疇に屬するものは利己のための殺害、特に苦痛なる方法に依る殺害、多數者の生命に對

する危険と結び付きたる手段の使用による殺害、他の一層重大なる犯罪の遂行を容易ならしむるための殺害、(註・七九)これなり。然して『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』及び一切の文化國家の刑法々典に反し、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は、兩親の殺害を單純なる殺害と看做し居り、これによりて今一度、家族結帯に對する彼れの輕蔑を高強し居るなり。珍妙なるは、嫉妬による殺害が加重的殺害の種類のうちに入れられ居ることなり。——而してこの動機には下級なる動機といふ言葉が用ひられてあるなり。(第四百二十二條a項)

〔註・七九〕抑も『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』に於てはこの「重大なる犯罪」なる語には技術的意義が屬し居たりしが、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典は全刑法よりこの語を借用し來ることに依りて、その、舊法への存在が純然たる機械的性質のものなることを暴露し居るなり。何となれば、全刑法々典には重大なる犯罪の總括的概念が缺如し居るが故なり。

また全刑法々典は、決闘に於ける殺害に對し何等特別なる犯罪構成事實を認め居らざるなり。されどこの犯罪及び一般に決闘なるものに對するソヴィエツト權力の態度は、陸軍大學聽講生テリトフの事件に於ける最高裁判所の次の如き説明よりして明白となり來るなり、而してこのテリトフなる者は決闘のためドヤコノフなる者を殺害したる廉により告訴せられたるなり。『決闘は封建的傳統の遺物なるが故に、決闘に於ける殺害は低級なる動機による殺害として判決すべく、それ故に、第四百二十二條に従ひて刑

を加重すべきものなり。』(註・八〇)

〔註・八〇〕エシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユステチー誌、一九二三年、第二十八號、六四九頁。テルトフに關する告訴は次の如く作製せられ居たりき。『テルトフは決闘が封建制度の遺物たること、純然たる將校及び貴族が決闘を行ひ居たるものなること、故に決闘なるものがプロレタリア社會及び赤衛軍隊の精神にとりて本質的に別異なるものなること、を知り乍ら、現に陸軍大學の聽講生たり従つて將來は赤衛軍隊の指揮官たるべきテルトフは、決闘の挑戦を承諾し、この決闘に於て彼れの同志たるドヤコノフを殺害せり、即ちこれに依りて彼は赤衛軍人の威嚴を失墜せしめたるなり。』と。然るに裁判所は之れに對して可なり溫和に臨み、テルトフはたゞ權利の喪失を伴はざる一ヶ年半の自由剝奪の判決を受けたるのみなりき。而してその理由がまた、ソヴィエツト裁判所が決定すべき最初の決闘の告訴なるが故に、といふ珍妙なる理由より出でたるものにてありしなり。

特典殺害の種類に屬するものは、一、被害者の側に於ける違法的暴力若しくは重大なる侮辱によりて惹き起されたる場合の激情中の殺害(第四百四十四條)、二、正當防衛の踰越に於ける殺害(第四百四十五條)、及び、現行犯人に對する、その逮捕のために必要なりし處置の限度を越えたる場合の、殺害(第四百四十六條)即ちこれなり。

過失殺害の領域に於て、全刑法々典は次の如き區別を立て居るなり、即ち、一、單純なる過失殺害(第

百四十七條第一項)、及び、二、保安規定の意識的違反より生ぜし過失殺害(第百四十七條第二項)なり。後者の場合に於ては主刑は高めらるゝことを得、且つその他なほ、犯人より當該職業を營むの權利を剝奪し得るものとす。

殺害に對する刑罰について云へば、それが反革命的見解によりて行はれたるものに非らず、且つまた強盜團(Banditismus)と無關係なる限りに於ては、これの比較的輕減が施さるゝものとす。最高刑と雖も、嚴重に隔離せられたる十年の自由剝奪を越ゆることなきなり。然るに他面に於てロシア社會主義聯邦ソヴエツト共和國刑法々典は財産に關する二三の犯罪には(さればまた竊盜の二三の場合に對しても)死刑を科しつゝあり。若しイエーリングに従ひて、刑量は社會的財(sozialen Güter)の價值尺度と見るべきものなりとすれば、乃ち、ソヴエツトロシアに於ては生命の法益も餘りに高くは評價せられ居らずとの結論が抽き出されざるを得ざるなり。

未成年者の自殺幫助及びその教唆は、若し自殺、若しくは少くともその未遂、が結果したる場合に於ては、處罰せらるゝものとす。(第百四十八條)

墮胎に對する科刑の領域に於ては、急進的改革を記することを得るなり。一九二〇年十一月十八日の司法人民委員會布告によれば、妊娠の中断は、若しそれが醫學の要求に一致する事情に於て行はれたるものなる場合に於ては、無罪を宣せらるゝものとす。更に手術の無料施與を命ずることすらあるなり。許さ

れたる墮胎の限界は無限に擴大せられてあり。墮胎の許さるゝ原因をなす病氣の表は、肺勞、種々なる心臟薄弱、骨盤及び内部器關の異常なる構造、腎臟病、子癇、其他を含み居るなり。更にまた、先きに生まれた子供に對する授乳、家庭の風波、其他も妊娠中断の充分なる理由と看做され居るなり。墮胎の實行に對し許可を與ふる役目は、母子保護部(註・八一)に所屬す。以上の布告に従ひて、ロシア社會主義聯邦ソヴエツト共和國刑法々典に於ても、醫學的豫備知識を有する者によりて且つ合目的々なる事情に於て爲されたる墮胎は無罪といふことになり居るなり。假令、妊婦の同意あるも、右に記せし諸條件以外に行ひたる墮胎は、一年以下の自由剝奪若しくは強制勞働に處せらる。(第百四十六條第一項)墮胎が若し母親の同意なくして行はれ若しくは營業的に營まれ居るか、乃至は、それが母親の死亡を惹起したる場合には、重刑に處せらるゝなり。(第百四十六條第二項)ソヴエツト政府は、禁止されたる墮胎をば有効に防止するために、時々、これに關する刑事々件を、直接、婦人労働者を主として有し居る工場に於て、判決せしむることあり、これ即ち、専門的知識なき者により爲されたる、若しくは合目的々ならざる状態に於て爲されたる墮胎の危険なることを婦人に示し、而してまた、營業的墮胎の傾向ある者に對して、その行爲と關聯せる刑罰の禍をば想起せしめんとするなり。(一九二三年三月八日のモスコ州縣檢事局回章)婦人科醫師會議(モスコ、一九二四年)に於て、婦人病の著しき増加が發表せられたり、而して之れは『墮胎の酒宴』と關聯を有するものにして、國土に對し測るべからざる損害を與へ居るものとされたり。

〔註・八一〕ソヴィエツトロシアに於ける墮胎の驚くべき増加につきては、吾人は之れを、『イスヴェスチヤ』紙所載のモスコーに關する次の如き記事によりて判定することを得るなり。『許可は毎日（土曜日を除く）與へられつゝあり。日々與へらるる許可は五十件にして、一ヶ月八百件に達す。而してこれは單に、公の許可を得たる墮胎の數字に過ぎず、されば之れに更に、私に行はるゝ墮胎の大數を附加せざるべからざるなり。』

ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典が生命に關する罪の領域に於て、危害罪 (Gefährdungsdelikt) として認め居るものは次の諸場合なり、即ち、一、生命の危険に瀕し居る者及び、幼弱、老衰、病氣若しくはその他の理由により自から處理すること能はざる者、をば無援の状態に放置すること——但し、その危険ある者に關する監督權を有する者がこの犯行を犯したることを條件とす。(第六十三條第一項)、二、無援の状態に於ける放置が第三者に依りて爲され、而もその第三者が生命の危険を惹起せしめたるものなる場合、(第六十三條第二項)、三、責任者にとりて援助が可能なりしにも拘はらず之れを爲さざりしか、若しくはその爲めに死亡若しくは重大なる身體傷害が惹起せられたる場合(第六十四條)即ちこれなりとす。特に、この犯行が、法律若しくは布告によりて救護の義務を負はされ居たる者によりて爲されたる場合、(第六十五條第一項)、及び、醫師が病人に救助をなすことを拒絶せる場合(第六十五條第二項)につきては、注意が與へられ居るなり。危害罪に對する最高刑は三年の自由剝奪とす。

第五章に於ける其の次の部は、『身體傷害及び暴行』なる表題を有し居るなり。されどこの表題は不正確なり、如何となれば此處にはまた、自由に關する罪も包含せられ居るが故なり。而してロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典の身體傷害に關する基本的規定(第四十九條——第五十一條、第五十三條、第五十四條)は、かの『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』(第四百六十七條——第四百七十條、第四百七十四條)より借用し來り居るものなり。尤も、『ウゴロヅノエ・ウロシエニエ』に於ける、極めて重大なる身體傷害、重大なる身體傷害及び輕微なる身體傷害、なる區別は、ロシア社會主義聯邦ソヴィエツト共和國刑法々典に於ては、重大なる身體傷害、稍や重大ならざる身體傷害、及び輕微なる身體傷害なる區別となり居るなり。然りと雖もこの兩者の間に存する相違は純然たる名稱上の相違に過ぎず、如何となれば、規定の内容は反覆せられ居るが故なり。全刑法々典の過失身體傷害に關する規定(第五十四條)もまた殆んど同一の内容を有し居るなり。花柳病の傳染は嚴重に處罰せらるゝものとす。(二年以下)の自由剝奪、(第五十五條)。新編纂の刑法々典に於ては、犯罪構成事實の認識ある事 (Wissentlichkeit) なる特徴は撤廢せられたり、されば、今日に於ては最早この特徴が存することは、勿論、必要なる條件とせられ居らず。

暴行(毆打の形にて爲されたる場合)は、若しそれが苛責と化したる場合に於ては、特に重く處刑せら

るゝなり。(第一百五十七條) 同程度の、若しくは一層重大なる暴行によりて誘致せしめられたる暴行は、正當防衛と等置せらるゝものとす。(第一百五十八條)

拘禁の形にて爲されたる自由剝奪(第五十九條)は、若しそれが生命の危険若しくは苛責と連結し居たるものなりし場合に於ては、重刑に處せらる。(第六十條) 特に、健康者を癲狂院に拘禁し、それが自利若しくは其他の個人的動機よりなされたる場合(第六十一條)、及び、同様の理由による、若しくは復讐のための、小兒の拉致、隱匿、若しくは偷換(第六十二條)につきては注意が與へられてあり。全刑法々典の草案に於ては、處罰すべき脅迫に關する一條が存し居たりしも、全露中央執行委員會はこれを放棄したりき。(註・八二) されば今日に於ては、脅迫は單に、他の犯罪の實行に對する手段として現はるゝ場合に限り、處罰せらるゝことゝなり居るなり。(エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十二號、二七六頁)

〔註・八二〕全露中央執行委員會第三議會に關する報告、第十號、九頁、參照。

ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典の猥褻的犯罪は、之れを分ちて三群となすことを得。第一は、未成年者の保護に關聯するものなり。これに屬するものは、性的に未熟なる者との同衾(第六十六條)、同一の行爲にして、道德的に缺點なき者に對する凌辱若しくは不自然的淫行と關聯し居る場合、(第六十七條)、及び、未成年者につき爲されたる不道德的行爲による本人の道德的墮落(第六十

八條) 即ちこれなり。一切の場合に於て、未成年者は兩性を通じて保護せられ居るなり。

第二の範疇に屬するものは、成年者の性的自由の侵害なり。全刑法々典は三種類のこの種の犯罪を認め居るなり。先づ第一は強姦とす、強姦とは、肉體的若しくは精神的の力によりて、若しくは無援状態の濫用によりて爲されたる同衾の忍容の強制と定義せられてあり。(第六十九條) 兩性共に被害者たることを得るなり。新法(第六十九條a項)は、若しそれが、女が物質上若しくは職務上依存し居る者より爲されたる場合には、同衾の忍容の強制を以つて基本的犯罪構成事實と看做し居るなり。第三の場合は一自利若しくは其他の個人的動機による、營業的淫行の實行の強制なり。(第七十條)

第三の群に屬するものは、猥褻媒介、娼家の維持及び營業的淫行の女の紹介これなりとす。(第七十一條)

ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典は重婚、近親相姦、及び不自然的淫行はこれを無罪とし居るなり。尤も、不自然なる淫行は、それが未成年者の凌辱と關係なくまた暴力的形式に於て爲されたるものに非らざる限りに於て無罪たるなり。尤も親族法々典第六十八條は、既に結婚したる者による婚姻の取結びを禁じつゝあり。然りと雖もこの禁令に應ずるところの科刑が存し居らざるなり。刑法々典は單に婚姻障礙の隱秘のことを云々し居るに過ぎず。(第九十六條) されば『最高裁判所監督』は次の如き珍妙なる原則を樹つることを得たりしなり。曰く『我が立法は、文化國民の生活に於て深く根付きし事

實を意味し居るところの一夫一婦制の立場を放棄し居るものに非らざるが故に、實際に行はれ居る二重、若くはそれ以上の婚姻をば何等犯罪とは看做し居らざるなり』と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十三號、一二頁) 親族法々典第六十九條によれば、尊屬親及び卑屬親との婚姻及び兄弟姉妹との婚姻の取結びは禁止せられてあり。されど此點につきても矢張り刑法上の制裁は全然缺如し居るなり。而して又、近親者相姦一般に關係する科刑は全く無し。されどソヰイエツコの風俗そのものは此近親者相姦の公認に對して抗拒するもの、如し。乃ちエシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌には次の如き解釋が現れ居るなり、曰く、*de lege lata* は堅固なるものに非すと雖も、健全なる法意識及び人民の要求に適合するものなり、と。曹つて編纂部に對して、近親相姦の兄弟姉妹に關する刑事訴を認むべきや否やとの照會ありたり。即ち編纂部は之に回答して曰く『プロレタリア國家は親密なる家族生活の内部に干渉することを欲せず。然りと雖も國家は、墮落を誘致するが如き現象は之を防止せざるべからざるなり。されば、法律がその婚姻を禁止し居る者の間に於ける婚姻の締結は、有罪なるものと看做すべきなり。勿論刑法々典第九十六條は單に婚姻障礙の隱秘のみを規定し居るに過ぎずと雖も、而も近親者に關する婚姻條件の公然の違反を重く處刑すべきものなることは、明白なるところなりとす。』と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二十四—五號、二〇頁) 此れと類似の地位はまた同性淫行につきても與へられてあるなり。而してこの同性淫行はソヰイエツコ

ロシアに於ては甚だ廣く行はれ居るなり。而して茲に於てもまた、可罰性の回復を要望する聲が揚がり居るなり、曰く『一例すれば、多數の者を誘惑するの可能ある不自然的衝動の公の發表の如き行爲は、刑法々典第七十六條を援用して之れを處罰すべきものなり』と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第三十三號、一七頁) 然るにこの第七十六條は同性淫行にして之れを適用することを得ざるものなり。如何となれば全條は浮浪罪に捧げられたる條文なればなり。而も法論理の缺如のために、これ等の發表のなかには、最も重大なる不自然的犯罪の可罰性を認むる刑法々典に對する安全なる豫防線が張られ居るなり。

人に對する犯罪の系列のなかには、なほまた名譽毀損、誣罔、及び『浮浪』あり。ロシア社會主義聯邦ソヰイエツコ共和國刑法々典は、口頭、書面、及び暴行、による名譽毀損を包括し居るところの唯一の規定を與へ居るなり。(第七十二條) 加重の場合は頒布され若しくは公刊せられたる文書若しくは圖繪による名譽毀損なり。(第七十三條) この場合はまた誣罔に於ても採用せられてあり。(第七十五條) かる場合の誣罔として記載せられ居るは、意識的に誤りたる且つ同時に誹謗的なる事實を宣傳すること、これなり。(第七十四條)

浮浪 (*Shulcherei*) は *delictum sui generis* たるものなり。浮浪とは、即ち、個々の人民若しくは現存社會に對する輕蔑の發表と連絡し居るところの無目的ななる行爲なり。(第七十六條) モクリンスキー教

授の正しき注意の如く(エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第三十七號) 浮浪は本來は *delictum sui generis* たるものに非ずして、他の犯罪の特徴たるものなり。——『浮浪者』の行爲は、常に、身體傷害、物件毀損、公の秩序の違反、等、の犯罪構成事實と一致するものなり。浮浪の實例としてソヰエツト裁判所の實際に於て認められ居る行爲は、裸體の状態にて公衆の前に出ること、進行中の列車の車輪の毀損、電話線の絶縁装置の破壊の如きものなり。

第七節 財産に關する罪

ロシア社會主義聯邦ソヰエツト共和國刑法々典の財産に關する罪に捧げられたる章は、司法組織の領域に於けるソヰエツト立法者の保守主義の特に強固なる證據として役立つものなり。この領域に於て、全刑法々典は、不明の理由よりして、かの『ウゴロヰノエ・ウロシエニエ』の明確なる規定を複寫することを止めて、完全に古臭くなりたる且つ使用に堪えざるものとして知られたる一八四五年の刑法々典の諸條文にまで立ち還り居るなり。かくして全刑法々典は、他人の物件の奪取をば分ちて單純なる奪取と暴力による奪取となす區別の仕方を拒否して、隱秘の奪取としての竊盜(第五十條)、單純なる掠奪(第五十一條)、暴力による掠奪(第五十二條)、及び被害者の身體及び生命に對する危険と結び付きたる奪取としての強盜(第八十三條)のことを規定し居るなり。グロドジンスキー教授曰く、(エシ

エネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十六、十七號)『新法律が、吾人をば、かの十九世紀の最初の十年の立法者等の理論的考案に依存し居たりし人爲的組織より、解放しくるゝならんとの希望は、人々が當然抱きて然るべき希望なりしなり。然るに實際に於ては、その反對を斷言することを得るなり。改造に對する特別の要求の存し居りしこの領域に於て、かの一八四五年の刑法々典の影響を明らかに辿り得るなり。』と。

右に擧げたる諸種の奪取のうち、全刑法々典は特に詳細に竊盜及び、取り分け、その加重的種類を取扱ひ居るなり。責任の限界は、被害者が私人たる場合(第八十條P・a項)の單純なる竊盜に於ける六ヶ月の強制労働より、國家の倉庫に對してなしたる加重的竊盜の場合に於ける死刑(第八十條a項)に到るまでの間を上下し居るなり。而して單純なる竊盜と看做され居るものは、何等技術的幫助手段を用ふることを無くして、私人に對して爲されたるこの竊盜なり。同一の對象につきて爲されたる竊盜の加重的場合が二種類に分たれてあり。二年以下の自由剝奪に處せらるゝもの。これに屬するものは、技術的幫助手段の用ひたる竊盜、被害者の生計に必要な手段たる物品の奪取、他の者との共謀に基きて爲されたる竊盜、及び、累犯の竊盜これなりとす。(第八十條P・b項)二年以上の自由剝奪及び部分的財産沒收に處せらるゝもの。これに屬するは公の災害の最中に爲したる竊盜、及び、勤勉なる農民の所有する馬若しくは牛の奪取(第八十條P・b項)これなり。ソヰエツト裁判官は、馬匹の奪取は常に右の最後の

規定に屬するものと看做さるゝこと、また刑罰は二年の自由剝奪より輕減せらるゝことは斷じて無きこと、を證言し居るなり。(エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十五號、三四八頁)

特別なる種類を成し居るは、國家の倉庫、車輛、船舶、等よりの竊盜なり。(第百八十條及び第百八十八條a項)之れが更に分れて五種あり。これは主體の地位(私人なるか或は官吏なるか)及び、其他の特徴(盜品の價格、事件の單獨性若しくは組織的反覆)と關聯し居るなり。

掠奪及び強盜の兩種類につきましては既に説明を與へ置きたり。茲に特に記し置かざるべからざること、強盜は二つの場合に於ては死刑に處せられるといふことなり。即ち、一、犯人が特に危険性を有するものと思はるゝ場合、二、徒黨を成して犯行をなせる場合(所謂盜賊團Banditsmus)これなりとす。(第百八十四條)

恐喝は、全刑法々典に於ては、財産權若しくは財産上の利益の引渡の要求、若しくは、暴行若しくは物件毀損の威嚇のもとに何等かの行爲を爲すこと、として定義付けられてあり。(第百九十四條)而してこの『何等かの行爲を爲すこと』なる表現は甚だ不明確なるものなるが爲めに、この一句は、恐喝はまた利得目的無くとも可能なりとの見解を生せしめ居るなり。また全刑法々典に於ては、強制(Chantage)をば、名譽毀損的事實の公表の威嚇若しくは告發と結び付きたる恐喝なりと、解釋し居るなり。(第百九十六條)

この兩罪に對しては、最高刑は二年の自由剝奪として現はれ居るなり。

詐欺取財(Unterschlagung)に關する定義(第百八十五條)は次の如き決論を餘儀なくせしめ居るなり、曰く、横領のみが刑罰を受くるものにして、拾得物件の領得は處罰せらるゝこと無し、と。私人の爲したる詐欺取財に對する最高刑は、特に、官職に在るもの、横領に對比して著しく輕し。(六ヶ月以下の自由剝奪)而して後者につきましては死刑が豫定せられ居るなり。(第百十三條)

詐欺とは、全刑法々典第百八十七條には、財産物(Vermögensgegenstand)財産權の、欺罔若しくは信用の濫用に依る受領なりと定義せられてあり。而してこの定式は舊ロシア法のそれに較べて著しく廣汎なり(『ウグロヅノエ・ウロシエニエ』第五百九十一條以下。一八四五年の刑法々典の第千六百六十五條)而してそれは單に、信用の濫用までが實行手段たり得て居るといふ理由によりて然のみならず、また、欺罔の定義(刑法々典第百八十七條)のうちに、たゞ誤れる事實の欺瞞のみに停らずして更に、犯人が之れを通知すべき義務ありし事實の隱秘までも、取り入れられて居るといふ理由によりて、廣汎なるものと成り居るなり。加重的場合をなすものは、國家若しくは公の施設に對して損害を加へたる詐欺なり。(第百八十八條)刑罰は、單純なる詐欺に對しては六ヶ月以下の自由剝奪なり。加重的場合に於ては、最高限度一年に引き揚げらるゝものとす。詐欺と關聯して、二三種類の商品偽造(第百九十條、第百九十一條)及び、役に立たぬ種子の意識的販賣(第百九十二條)のことが取扱はれてあり。

「屢々その階級的立場を高調し居るところのロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、不明の理由よりして、高利に對し、革命前の立場よりも緩和的志向を持し居るなり。即ちこれに對する最高刑は一年以下の自由剝奪なり。」(ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典第九十三條。『ウゴロヴガエ・ウロシエニエ』第六百八條、及び一八四五年の刑法々典第七百七條、參照) 全刑法々典は二種の高利を認む。即ち、一、法定利率を越えたる貸付の營業的締結、二、明白にその地方の慣例を越えたる給料にて生産手段、輓獸若しくは種子の貸與をなし、その場合に被害者の困迫に乗じたる場合、これなりとす。

「舊ロシア法に見做ひてロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、他人の物に對する一切の故意による破壊を處罰し居るなり。(第九十六條) 而してその際に、放火、溢水、若しくは其他の一般的危険性を有する方法に依る破壊は、加重的場合に看做され居るなり。(第九十七條) 即ち右の規定の語勢に従ふ時は、自己の物の破壊と雖も若しこれが一般的危険性を有する場合に於ては科刑せらるゝものとす。

「最後に注意し置くべきは、全刑法々典が、不當なる競業の目的に於ける、他人の考案若しくは他人の特權の濫用、及び營業的著作權の侵害、をも一種の財産に關する罪と看做し居ることなり。(第九十八條、第九十九條)

第八節 警察犯

「普通に警察犯といはれ居るところの犯罪は、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典に於ては最後の(第八)章に於て規定せられ居るなり。そこには、その内容を命令の手續によりて充たし得る白紙的處分 (Blanketdisposition) の一列が包含せられてあり。即ち、鐵道の經營に關する規程の違反(第二百十八條) 衛生警察、建築警察及び火災警察の規程の違反(第二百十七條) 印刷物の複製に關する規程の違反(第二百十四條)、等が規程せられ居るなり。されど全章にはまた二三の完全なる犯罪構成事實も包含せられ居るなり。(一例すれば、申告に於ける他人の旅券の利用、武器の無届使用、其他)。この第八章の諸規定は、何等の系統もあること無し。その缺陷は、明白なところにして、これまた何等の系統もなく新法律によりて補充され居るなり。(一例すれば、第二百二十六條a項及び第二百二十六條b項) 全刑法々典は一切の場合に於て強制労働若しくは金錢刑のうち何れかを選択的に科し居るなり。

第九節 軍事犯

「既に注意し置きし如く、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、單に民事刑法としてのみならずまた軍事刑法として現はれ居るものなり。而してこの軍事刑法の役目は、軍事犯に捧げられたる第

七章によりて充たされ居るなり。全刑法々典が軍事犯と看做し居るものは、赤衛軍隊の所屬員の犯行にして若しそれが兵役の規律に對し、若しくは共和國の兵力のために課せられたる使命の履行に對して、向けられたる場合なり。されどこれ等の行爲は、たゞそれがその本質に於て、軍人以外の者 (Niriperson) からは爲され得ざるべきものなる場合に限り、軍事犯と看做さるゝものとす。(第二百條)

或る意味に於て、軍事犯は之れを分ちて三種となすことを得るなり。即ち、下級軍人の犯罪、上官の犯罪、及び、一般軍人の犯罪これなり。第一の範疇に屬するものは、上官に對する侮辱、適法の指揮に服従せざる場合(第二百二條)、同様の命令に對する反抗(第二百三條)、無斷の退去及び逃亡(第二百四條、第二百五條)、軍事被服及び兵器の浪費(第二百七條)、及び、歩哨勤務規程の違反(第二百八條)これなり。

上官の犯罪は次の如き諸形式に於て現はるゝものなり。下級軍人に對する侮辱(第二百一條末段)、職權の踰越及び無爲(第二百九條)、軍事司令官、陸軍監督、若しくは、軍務行政に屬する者、の逃亡(第二百五條)、及び戰場に於ける諸犯行(第二百十條)。最後の、即ち戰場に於ける犯行の、概念に屬するものは、特に、配置の勝手なる變更、下級部隊を俘虜たらしむること、等なり。而してこれ等に對する科刑は、一に懸つて、該行爲が敵の兵力の昂進を目的として爲されたるものなりや、若しくは單に軍況の不當なる判定によりて爲されたるものなりや、といふことに依存するなり。

一般的軍事犯に屬するものは、卑怯及び、敵に對し武器を用ふることの拒絶(第二百一一條)、軍機の探偵(第二百十三條)、戦時に於て、敵の軍隊若しくは敵地に在るものとの書信の往復(第二百十二條)、勤務若しくは武装的衝突への参加より免れんとする目的に於てする戦時に於ける自己傷害及び不具の虚構(第二百六條)、及び掠奪(第二百十四條)即ちこれなり。多くの軍事犯に就いては、戦時及び戰場に於ける犯行は加重的情状と看做され居るなり。

既にロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國刑法々典は、一般の犯罪に就きて死刑を濫用し居るものなれど、このことは況んや軍事犯に關しては確言し得らるゝところなり。(第二百二條、第二百三條、第二百五條b項、第二百七條、第二百八條、第二百十條、第二百十一條、第二百十三條、第二百十四條)而して茲に記し置かざるべからざることとは、假政府時代に、ボルシエヴィキ黨員自身が、戰場に於て爲したる犯罪に對しては死刑を廢せられたしとの要求を提出したることなり。

軍人に對する特別刑をなすものは、受刑者を六ヶ月間懲罰隊に送致し(第二百五條)以つて強制勞働に服せしむること、及び、司令官及び陸軍監督の地位を奪ひて通常兵となすこと(第二百五條)なり。戦時に於ては、自由剝奪を科したる判決は執行せられず、受刑者は野戦隊に送致せらるゝものとす。(第二百五條b項)

ソヴェット共和國の刑法、その基礎、及び個々の條規、の評価はこれを上來の記述の間に試み置きた

りき。而してこの評價は、これを一般的の形に於て次の如く云ふを得べし。曰く、ソヴェエツト刑法は、一九二二年六月一日のロシア社會主義聯邦ソヴェエツト共和國刑法々典の發布の後と雖も、依然として、文化社會の法律の基本原則の——即ち個人的自由と權利の確定の根本原則の、一の變造たるに停まり居るものなり、と。而してそは、所謂階級司法 (Klassenjustiz) の實施に對する實體的基礎をなし居るものなり。さればこの刑法は、現存の秩序及び現存の秩序によりて特別の保護を受け居る二三の利益、に對する侵害との戦ひの領域に於て、刑罰的恐怖主義の思想により一貫せられ居るなり。

（法二百一十條）
 （法二百一十一條）
 （法二百一十二條）
 （法二百一十三條）
 （法二百一十四條）
 （法二百一十五條）
 （法二百一十六條）
 （法二百一十七條）
 （法二百一十八條）
 （法二百一十九條）
 （法二百二十條）
 （法二百二十一條）
 （法二百二十二條）
 （法二百二十三條）
 （法二百二十四條）
 （法二百二十五條）
 （法二百二十六條）
 （法二百二十七條）
 （法二百二十八條）
 （法二百二十九條）
 （法二百三十條）
 （法二百三十一條）
 （法二百三十二條）
 （法二百三十三條）
 （法二百三十四條）
 （法二百三十五條）
 （法二百三十六條）
 （法二百三十七條）
 （法二百三十八條）
 （法二百三十九條）
 （法二百四十條）
 （法二百四十一條）
 （法二百四十二條）
 （法二百四十三條）
 （法二百四十四條）
 （法二百四十五條）
 （法二百四十六條）
 （法二百四十七條）
 （法二百四十八條）
 （法二百四十九條）
 （法二百五十條）
 （法二百五十一條）
 （法二百五十二條）
 （法二百五十三條）
 （法二百五十四條）
 （法二百五十五條）
 （法二百五十六條）
 （法二百五十七條）
 （法二百五十八條）
 （法二百五十九條）
 （法二百六十條）
 （法二百六十一條）
 （法二百六十二條）
 （法二百六十三條）
 （法二百六十四條）
 （法二百六十五條）
 （法二百六十六條）
 （法二百六十七條）
 （法二百六十八條）
 （法二百六十九條）
 （法二百七十條）
 （法二百七十一條）
 （法二百七十二條）
 （法二百七十三條）
 （法二百七十四條）
 （法二百七十五條）
 （法二百七十六條）
 （法二百七十七條）
 （法二百七十八條）
 （法二百七十九條）
 （法二百八十條）
 （法二百八十一條）
 （法二百八十二條）
 （法二百八十三條）
 （法二百八十四條）
 （法二百八十五條）
 （法二百八十六條）
 （法二百八十七條）
 （法二百八十八條）
 （法二百八十九條）
 （法二百九十條）
 （法二百九十一條）
 （法二百九十二條）
 （法二百九十三條）
 （法二百九十四條）
 （法二百九十五條）
 （法二百九十六條）
 （法二百九十七條）
 （法二百九十八條）
 （法二百九十九條）
 （法三百條）

第七篇 訴訟法

第一、裁判所の構成

第一節 沿革

ソヴェエツトロシアに於ける裁判所構成の歴史は明らかに三箇の時期に分たれ居るなり。而してこの三時期は、法源に對するソヴェエツト政府の三様の異りたる態度に照應し居るものなり。

第一期は、革命と、もに始まりて、一九一八年秋まで續くところの時期なりとす。この時期に於ては、革命前の法律は、それが新たな立法によりて明白に廢止せられ居らず且つ労働大衆の法意識に牴觸せざるものなる限りに於て、一の補充的法源として認められ居るなり。而してこの時代に於ては、裁判所構成は主として二つの命令のうへに依存し居るなり。即ち一は、革命前の一切の司法機關を廢止し且つ人民裁判所、即ち標準的なるソヴェエツト司法機關、の組織の要綱を確定し居るところの、一九一七年十一月二十四日の命令（第一）にして、他は、かの上級審の構造を規定し且つ二三の訴訟上の規程を與へ居るとこ

ろの、一九一八年二月二十一日の命令(第二)なり。されど吾人は茲に、かの司法人民委員會幹部の言明に同意して(註・一)、次のことを注意し置かざるべからず、それは第一に、右の第二番目の命令は、それが上級審のことを取扱ひ居るものなる限りに於て、全く實施せらるゝに至らざりしこと、而して第二は、通常裁判所の制度が、やがて間もなく、非常機關の制度によりて補充せられたること、即ちこれなりとす。

〔註・一〕クリレンコ、司法改革、『ソヴェエツコエ・ブラーヴオ』誌、第五五頁、第三號

ソヴェエツト政府の第一回司法改革の本質は、司法人民委員助手クリレンコの適切なる記述に従へば、裁判所のプロレタリア革命及びその稜堡——地方ソヴェエツト——への從屬として之れを特徴づくることを得るなり。(註・二)通常司法機關——人民裁判所——は常任判事一名及び人民陪審員二名より成る。

この判事及び陪審員は、『假りに』(即ち、民主々義の基礎に基く選舉の完成までは)、區及び郷保ソヴェエツトによりて選舉せらるゝものなり。而して若し區及び郷保ソヴェエツトの無き土地に於ては、都市、郡、若しくは縣のソヴェエツトによりて選舉せらるゝものとす。第二審即ち最終審(上告審)としての職能を行ふものは、郡若しくは主都の人民裁判官會議なり。重大なる刑事及び民事々件の解決には、地方人民裁判所が設置せられてあり。而して其の構成員は當該ソヴェエツトによりて選舉せらるゝものとす。而してその際には、特に、前判事もまた選舉せられ得るなり。陪審員は縣執行委員會これを選挙す。即ち地方ソヴェエツトが縣執行委員會に對して候補者名簿を提出するなり。裁判官を滿期以前に於て解任し得る

の權利が採用せられてあり。抗告の解決には、領人民裁判所が設立せられてあるなり。而してその構成員は領人民裁判官會議に於て選舉せらるゝものとす。一切の人民裁判官會議及び一切の領裁判所の實際の統一を確實ならしむるために、『最高裁判所監督』が設置せられてあり。その構成員は領裁判所これを選挙すべきものとす。

〔註・二〕『ソヴェエツコエ・ブラーヴオ』誌、一九二二年、第三號、五三頁。

既に命令第一號は、その第八條に於て、反革命、投機、怠業等を防遏するの目的にて特別なる『革命裁判所』を設置すべきことを豫定し居るなり。而してこれは一九一七年十二月十七日の訓令によりて實行せられたりき。然るにこの方向への第一歩は、ソヴェエツト權力の立場より之れを見れば、不充分なるものなることが明らかとなれり。右の訓令によれば、革命裁判所が人民裁判所より異り居る唯一の相違は、單に、前者に於ては二名の陪審員の代りに六名の陪審員が職務を執行するといふだけの點に存し居るなり。クリレンコの意見に従へば、非常司法なるもの、本質に對する薄弱なる理解が明白に現はれ居るは特に次の點なり、即ち、無制限の辯護が許され居ること、及び、革命裁判所には獨立の審理機關が設置せられ居ること。(註・三)『かくして革命裁判所の第一審判決は極めて輕微なりし爲め、革命裁判所は間もなく一切の尊敬を喪ふに至れり。されば、革命裁判所の出生と殆んど同時に、反革命投機潰職防止非常委員會(AK)によるその代置が始まりしなり。』

〔註・三〕前掲同誌、五五頁。

革命裁判所の原始的構造に於ける第二の特異性として擧ぐべきことは、其の組織の雑多性なり、而して之れは、この問題を獨立的に規定せんとする地方機關の努力と關聯し居るなり。されば一九一八年五月九日の命令は、この點に秩序を持ち來さんとする最初の試みを爲し居るなり。かくして一切の革命裁判所は、縣の都市にあるもの以外は、廢止せられたり。次に一九一八年五月二十九日の命令は全露中央執行委員會に「最高革命裁判所」を設置し居るなり。更に一九一八年六月十一日の命令は、(矢張り全露中央執行委員會に)「上告部」を創め居るなり、而してこの上告部は、司法人民委員會の代表者、最高革命裁判所の代表者、及び、全露中央執行委員會によりて指名せられたる部長より成るものなり。この命令は、革命裁判所の建築の基礎としての中央集權化の原則の採用をば意味するものたるなり。然るに之れに反し、人民裁判所は地方分權化の旗幟のもとに立ち居るなり。如何となれば人民裁判所はたゞ地方ソヴェットに對してのみ有機的に結び付き居るに過ぎずして、上級機關に對してはかゝる關係を有し居らざるが故なり。

左翼社會革命黨の暴動(一九一八年七月)は、裁判所構成の領域に於ては、決定的意義のものにてありしなり。人民裁判所よりも高級なる裁判所を設置するといふ思想は、共產主義者の曾つての同盟者の「小ブルジョアの偏見」に對する讓歩なりとして、放棄せらるることゝ成れり。一九一八年七月二十日の命令(第三號)は、それ故に、領裁判所及び最高司法監督を廢止し居るなり。かくして、一九一八年十一月三

十日の人民裁判所に關する新法律は、全裁判所組織をば、「純プロレタリア的基礎」のうへに打ち建て居るなり。而してこの法律とともに、ソヴェットロシアの裁判所構成の歴史に於ける第二期は始まるものとす。この時期に於ては、革命前の立法の一切の適用が禁止せられ居るなり。然りと雖も、司法問題に於いては一の新らしき立法も存し居らざると同然の有様なるが故に、裁判はたゞ單に「革命良心」に依存し得るに過ぎざるなり。この一九一八年十一月三十日の命令は、一九二〇年十月二十一日に、改訂編纂せられて再度の發布を見たり。

この兩法律によれば、人民裁判所は通常司法の第一審をなすものとす。而して人民裁判所は、重大なる刑事事件に於ては判事一名及び陪審員六名とし、其他の刑事事件及び一切の民事事件に於ては判事一名及び陪審員二名より構成せらるゝなり。(註・四)人民裁判官は都市ソヴェット若しくは郡執行委員會によりて選舉せらるゝものにして、縣執行委員會の承認を要するなり。選舉せられ得るは、たゞ、積極的及び消極的の選舉權を有し居る者にして、且つ、プロレタリアの團體に於て政治的活動家として働きたる經歷を有し若しくは任官につき學理的及び實際的の豫備智識を有し居る者のみに限られ居るなり。人民裁判官はまたその任期の完了以前に於ても之れを解任し得るなり。而も之れは、該人民裁判官を選舉したる機關によりて、若しくはその執行委員會によりて爲さるゝものとす。何れの場合に於ても縣執行委員會の承認を要するなり。陪審員の名簿表には、選舉權を有する一切の者が記入せられてあり。而してこの名簿表

は執行委員會之れを確認するものとす。而してこれ等の表の配列に關しまた個々人を職權の行使に任命することに關して、個々のものを如何に整頓するかは、特別の訓令の方に保留せられ居るなり。この訓令は、就中、『進歩的要素』を特に登用せんとする指令を包含し居るなり。而してこの進歩的要素の發見には、ロシア共產黨の地方委員會が之れに當るべきなり。

〔註・四〕されどまた民事事件に於ても六名の陪審員を關係せしめ得るの權利が人民裁判官に任せられ居るなり。

一九一八年——一九二二年の裁判所組織に於ける第二審として現はれ居るは、縣人民裁判官會議なり、而してこれは、一、議長一名、代理人二名、及び、常任員二名乃至五名、及び、二、順番に任命せらるゝ人民裁判官、より成るものとす。第一種の部に列擧したる者は該議會の會長會議を構成するなり。而してこの會長會議の構成員は、當該縣に於て働きつゝある人民裁判官の縣會によりて選舉せらるゝものにして、縣執行委員會の承認を経ることを要するなり。この縣執行委員會は、任期満了前に解任し得るの權利、並びに、承認せざる候補者の代りに他の構成員を指名し得るの權利、を有し居るなり。縣人民裁判官會議がその下に從屬すべき法廷は、兩法律には何等認められ居らざるなり。

この兩法律が宛も眞の統一的なる裁判所制度を創造したるか如く見ゆるは、無理ならず。されど事實はこの想像に一致せざるなり。假令、反革命投機瀆職防止非常委員會の活動は別とするも、なほ幾多の革

命裁判所の組織要素が見得らるゝなり。而してこの組織に於て、第二期に於ては、次の如き改正を擧ぐることを得るなり。一九一九年四月十二日の革命裁判所に關する法律は、革命裁判所より陪審員を排除し居るなり。而して一切の革命裁判所は、死刑を宣告するの權利を與へられたり。また該裁判所は判決を下すに當りて、一切の法律的制限を解放せられ居るなり。彼等の權限は擴大せられ居りて、たゞ彼等自身の裁量によりて決定せらるゝなり。(註・五)かくして革命裁判所は狹義に於ける非常裁判所と成りつゝあるなり。(註・六)上告部は『上告裁判所』なる名稱を與へられ居るなり。一九二〇年三月二十七日の革命裁判所に關する法律、及び、一九二二年六月二十一日の革命裁判所統一に關する命令は、中央法廷の意義を引き揚げ、個々の官廳に連結する一切の裁判所を廢止し、且つ、上告裁判所をば最高裁判所に合併し居るなり。この一九二〇年三月二十七日の法律によれば、革命裁判所は、縣執行委員會より選舉せられたる三名の判事より成立するものとす。而してそのうち一名は、反革命投機瀆職防止非常委員會の會員に所屬せざるべからざるなり。これ等構成員は三ヶ月を期間として選舉せらるゝものなれど、また任期満了以前に於て之れを解任することを得るなり。第一審の革命裁判所に對して、上告審をなすは、全露中央執行委員會に設置せられ居るところの最高革命裁判所なり。而してこの最高革命裁判所は、その他また、全露中央執行委員會會長會議、司法人民委員會、若しくは全露反革命投機瀆職防止非常委員會(AAK)會長、により附托せられたる事件に對しては、第一審として、判決を下すことあり。最高裁判所の判決に對して

は更に抗訴することを得ず。

〔註・五〕クリレンコ、前掲同處、五八頁。

〔註・六〕同處、五六頁。

革命裁判所の改造は、第二期に於ける司法人民委員會の組織的活動を疲らせはせざりき。中央權力の立場より之れを見れば、單に地方權力と連結し居るに過ぎざる人民裁判所は、頼り難きものと見へたり。されば漸次に、特別裁判所の新たなる連鎖が造らるゝに至れり、而してこの特別裁判所は、人民裁判所よりも一層中央權力に服屬せしめられ居たりしなり。一九二〇年七月十七日の司法人民委員會回章により、縣人民裁判官會議の『特別會』が設置せられて、これに、重大なる刑事事件の判決は委託せらるゝことに成れり。而して該會の議長には、縣人民裁判官會議の會長會議の構成員か、若しくは特に指名せられたる人民裁判官を之れに任命せざるべからざることゝ成り居たり。また陪審員は、『労働階級の堅實なる要素』中より之れを抜摘せざるべからざりしなり。一九二二年五月二十四日の全露中央執行委員會の命令（これは後に、農業法典のなかに採用せられたり）は、郷保、郡、及び縣の農業委員會を設立し、また中央には農業問題につきての最高監督を造り居るなり。一九二二年九月二十一日の命令は、領及び中央に『仲裁々判委員會』（Arbitragekommission）を成立せしめ、之れに、國家の諸ろの經濟的機關の間の一切の係争をば委託することゝ爲し居るなり。一般に後のソヴェエツト立法の特徴をなし居るところの中央集權化の原則

は、當時初めて、一九二二年五月十日の命令のなかに現れ來り居るなり。而してこの命令は『命令第二號』の思想を再び採用して、『最高監督』をば司法人民委員會に設置し居るなり。この最高監督は、若し裁判所の判決のなかに粗大なる法律違反を證明し得らるゝか、若しくは、裁判機關が一般に當該裁判所に所屬せざる事件に判決を與へたるか、若しくはまた其の判決にしてソヴェエツト立法の全般的精神に悖り乃至は勞農政府の一般政策に抵觸する場合に於ては、一切の裁判所の判決を取消し得るの權利をば、與へられ居るなり。而してこの最高監督は、クリレンコの報告に従へば（註・七）間もなく第三審に改造せられたるなり。抗訴の氾濫を防ぐために、司法人民委員會は、地方の司法官廳による抗訴の豫備的檢閲を採用したり。これが、やがて、本來的に一の新たなる仲介法廷（vermittelnden Instanz）と成りしなり。

〔註・七〕クリレンコ、前掲書、五七—五八頁。

第二節 一九二二年十月三十一日の法律以後の裁判所の組織

自この第二期の終りに於て、司法事務に於ける中央權力の勢力を高めたる幾多の處置が講せられたりと雖も、それは、或る狀勢のために、満足せられずして終りたりき。人民裁判官及びその補助機關のうちには、敢てソヴェエツト權力の盲目たる道具たることを快しとせざるところの可なり多くの法律家を擧ぐることを得たりき。而してこの狀勢は、この制度の初年に於てはソヴェエツト權力及び黨の機關が司法問題に對

して殆んど何等の注意をも拂ひ居らざりしことによりて、その説明がつくなり。(註・八) クリレンコは、全露中央執行委員會の一九二二年十月議會に關する彼れの報告に於て、曰く「この状態は、新經濟政策が最高幹部に於て決定せられたる瞬間に、不可能と成れり。勞働階級は、その獨裁を維持するために、自己自身の裁判所を有せざるべからざるなり。」と。この言葉のなかには一九二二年十月三十一日の裁判所構成改革の主旋(ライトモチヅ)が包含せられてあるなり。而してこの裁判所構成の改革と、もに、ソヴェット司法の歴史に於ける第三期は始まるものとす。この時代の特徴をなすは、裁判をば、純然たる革命良心の原則より、既定の法律によりて制限せられし良心の原則へと置き換へたることに存す。

〔註・八〕イヌヅエスチャ紙、一九二三年三月三日號、所載のブランデンブルグスキーの論文より。改革は先づ第一に、組織形態の改革なり。六名の陪審員を有する人民裁判所、人民裁判官會議、及び革命裁判所は唯一の「縣裁判所」に合一せられたり。而してこの縣裁判所は直接中央權力に從屬するものにして、また、人民裁判所を監督すべき職分を有し居るものなり。(註・九)これと同時にまた最高革命裁判所は、最高司法監督と共に、「最高裁判所」に合併せられたり。

〔註・九〕監督の職能を實行するために、最初は訓令により、次には法律によりて、「郡に於ける縣裁判所の代理者」なるものが設立せられたり。

第二期に存し居りし司法の二部門をば斯く統一せしことは、ソヴェット法律家もまた之を認め居るが如く、事實に於て、革命裁判所の、即ち非常司法機關の、組織原則の適用の擴大をば意味し居るものなり。(註・一〇)勿論、第一審の一切の裁判所に於ては陪審員が、而も常に必らず二名、採用せられ居るなり。然りと雖も、縣裁判所の構造及びその中央權力に對する關係は、かの人民裁判官會議よりも寧ろ杳らかに昔の革命裁判所を想起せしむるものありて存するなり。同一の現象は、より大なる割合に於て、訴訟法のなかに之を確證し得らるるなり。人民裁判所に於ける訴訟は、ソヴェットロシアにとりては正さに自由的とも云ひ得べき原則のうへにうち建てられ居たりしが、縣裁判所に於ける訴訟は一種の、相手方との一方的決算たるなり。(註・一一)然れども縣裁判所は昔の革命裁判所に對比して杳らかに廣汎なる權限を有し居るが故に、非常司法の形態は、意外なる且つ隠然たる方法に於て、甚だしき擴大を獲得すること成りたるなり。

〔註・一〇〕一例すれば、エシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第三十七號——三十八號、七頁、所載のストラヴィンの論文、參照。

〔註・一一〕後の刑事訴訟に關する論文を見るべし。改造時代に於て高く頌讚せられし裁判所組織の單純化は、一九二二年十月三十一日の法律(註・一二)によりては極めて徹底的には貫徹せられざりしなり。戰時裁判所(註・一三)、農業委員會、及び仲裁々判委員會はなほその存在を保ちたりき。而も新組織の最も重要な機關たる縣裁判所及び最高裁判所は極

めて複雑せる構造を有したるが故に、この新組織は、第二期のそれに比べて、簡單なりとは云ひ難き有様なりしなり。縣裁判所のなかには、その名稱を區別すれば、聯合部、裁判所長會議、(註・一四)、懲戒部、民事部、刑事部、及び上告部あり。(第七十條、第七十二條、第七十三條、第七十四條、及び、第十四條)而して上掲諸機關の二三は、異りたる審級として職務を執り居るものにして、全一の事件はこれ等諸級の審級を通過し得るなり。このほかなほ茲に考察し置かざるべからざることは、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國內の二三の自治共和國に於ては、『最高裁判所の部』の設置せられ居るところ、若しくは『本裁判所』の設立せられ居ることなり。而してこれ等は縣裁判所と最高裁判所の中間物をなすものなり。更にまた、一九二三年七月六日の同盟憲法によりて、最高同盟裁判所なるものが成立せしめられ居り、これは二三の場合に於ては、聯邦の最高裁判所に服屬するところの法廷として現はれ居るなり。(同盟憲法、第四十三條——第四十八條)

〔註・一二〕この法律は更に、一九二三年七月七日の改訂編纂及び一九二四年十月十六日の改訂編纂に於ても、引用せられて居るなり。

〔註・一三〕最初の編纂はなほこのほかに『輸送裁判所』(Transporttribunale)を記載し居りき。されど之は、一九二三年十一月二十三日を以つて廢止せられたり。

〔註・一四〕縣裁判所の裁判所長會議は、一九二四年十月に初めて設立せられたるものなり。

されどこの改革に於て、外形上の改築は單に従屬的なる役目を演じ居るに過ぎざるものなり。この改革の主要なる意義は、實は、中央權力が柔順なる道具なりと認め得るところの人物に、國家の裁判權上の職能を託し居る點に存し居るなり。而してこの權力たるや『階級原則』のうへにうち建てられ居るものなるが故に、司法もまた従つて『階級的司法』たらざるを得ざりしなり。

この根本思想をば常任判事につき貫徹せんが爲めに、法律は次の如く規定し居るなり。即ち、人民裁判官及び縣裁判官に選ばれ得る者は、積極的及び消極的の選舉權を有し居りて、且つそのうへに、少くとも二年間國家、労働組合、若しくは黨の機關に於て責任ある政治的仕事を爲したる經歷あるか、若しくは少くとも三年間ソヴェット司法に於て働らきて少くとも豫審判事の位を得たる者のみに限るものとす。

(第十一條及び第六十一條)而して若し吾人が、この『責任ある政治的仕事』なることがソヴェット關係に於て何を意味するかといふこと、及び、抑々國家、労働組合、其他の機關が何物なるかといふことを想起するならば、乃ち吾人は、ソヴェット司法に於ける諸級の職は専ら共產黨員にのみ保留せられ居るに過ぎざるものなり、との結論に到達するなり。勿論、裁判官廳に於ける豫備的研究といふことは選擇的に認められては居るなり。されど、この法律の全般的精神並びに選舉に關する諸規定よりしてこれを見れば、右の規定が、單に、その經歷をば下級の司法官より始めたるところの共產黨員に對して進路を開きやらんとするの目的を有するに過ぎざるものなることは明々白々となり來るなり。即ちこの司法機關に於け

る豫備研究といふことは、特に、法學者の、況んや昔の裁判官の、採用を可能ならしめんとするの目的に於て記載せられ居る譯のものには断じて非ざるなり。ブランドンブルグスキー曰く「かかる人物をソウイェット裁判所に採用せんとする企圖は完全に失敗し終はれり。如何となればこれ等の者は、プロレタリアートの獨裁より生ずる諸關係に適應すること能はざりしが爲めなり」と。(註・一五)

〔註・一五〕エシエネデルニク・ソヴァイェツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、二四頁。

されば一切の裁判官の地位は排他的に共產黨員の爲めに決定せられ居るなり。また陪審員も従つて共產黨員の仲間より募らざるべからざること、次の記述よりして明らかなるところの如し。人民裁判所に召集せらるべき陪審員の年次表を作製するの目的にて、各郡の都市に特別の委員會が作らる。而してこの委員會は郡執行委員會の構成員一名、縣檢事補一名、及び人民裁判官一名より成立すべきものとす。この委員會は先づ第一に、任命すべき者の全數をば工業經營、郷保、及び赤衛軍隊の各單位に分配するなり。而してこれ等は、陪審員全數の五〇%三五%及び一五%をそれぞれ割當てらるべきなり。選舉は、經營會議、郷保執行委員會、及び軍隊單位の司令官(軍長)によりて執行せらる。その際に候補者の政治的豫備教育(即ち候補者のロシア共產黨への近接程度)を先づ第一に考察せざるべからず。(第十九條——第二十一條)かくして選定せられし者の名簿表は之を工場の廣場、其他に掲示せざるべからざるなり。而して各労働者は一週間の期間以内は、各被選舉者に對して理由附きの抗議をなすことを許され居るなり。この發表は、

該選舉を行ひたる機關に之れを通知することを要す。かくして該機關は當該人物を削除することを得るなり。されどこの削除せられし者は労働組合、郡執行委員會若しくは上級軍隊單位の「政治部」に對して控訴を提起し得るの權利を與へられ居るなり。而してこれ等の機關は一週間の期限内にその判決を下すべき義務を負ふなり。(第二十一條及び第二十二條)以上の如くして訂正せられたる名簿表は郡委員會に送達せらるるものとす。而してこの郡委員會は統一的名簿表を編成せざるべからず。その際に全委員會は、法律上の條件に合はざる者は之れを削除することを得るなり。(第二十一條、第二十三條及び第二十四條)ボルヤンスキー教授はこれに對して疑問を提起し居るなり、曰く、この際には果して單に形式的條件のみが考察せらるべきものなりや若しくはまた政治的豫備教育をも併せ考察せられざるべからざる乎、と。

(註・一六)而して第二十四條の語勢は、後の方の解釋を強制し居るなり。

〔註・一六〕ブラーゾオ・イ・ジーズン誌、一九二三年、第二號、六二頁。

陪審員は特別なる委員會を通じて縣裁判所に召喚せらるるものとす。而してこの委員會は縣執行委員會の構成員の一名を議長とし、その下に、縣裁判所の構成員二名、縣檢事、縣労働組合會議の構成員二名より成立するなり。而して抑々縣裁判所の構成員には純粹の共產黨員が任命せられ居り、また、労働組合會議も矢張り純然たる共產黨機關なるが故に、該委員會の構成員の黨所屬は明白なるところなり。而してこのことは、名簿表中に入れらるべき者の選舉に於て、決定的の意義を有せざるべからず。任命を受けたる

者は少くとも二ケ年間、國家機關若しくは勞働組合機關に於て働かざるべからず。そのうへなほ法律は、縣執行委員會が、表に記入せられし者に對して拒絶權を有することを規定し居るなり。(第六十四條)

以上述べ來りしところより推せば、ソヴィエットロシアに於ては一切の裁判官の地位は排他的に共産黨員若しくはその共働者にとりてのみ之れを獲得し得るものと成り居ることは、明白なり。されば、裁判といふ超政黨的職能は、一政黨機關の鹵獲物と成り居る有様なり。

裁判官と支配的機關との關係について、ボルヤンスキー教授は、一九二二年十月三十一日の法律が、裁判官の獨立の完全なる否定より其の部分的承認への一步を意味し居るものなることをば、發見し居るなり。されどソヴィエット司法の指導者の意見は之れと異なるものなり。ライスマナー教授の意見によれば、ロシア共和國は權力の分立を必要とせず、ソヴィエット立法のイデオロギイは、行政と裁判とを、後者を前者に服屬せしむるようなる方法に於て、統一せんとするの思想に於てその項點に達するものなり。『裁判官の獨立性を吾人は全く否定するものなり』——この文句は、裁判所構成法案に關するクリレンコの報告中に含まれ居る文句なり。然り而してこの否定は實にこの法律の本質に屬し居るなり。

人民裁判官並びに縣裁判所の構成員は何れも一ケ年を期限として、縣執行委員會により選舉せらるるなり。而して其の際に、前者は決定的なれども、後者は司法人民委員會側の承認を留保せられ居るなり。(第十三條、及び第六十二條) 既にかくの如く短き在職期間は裁判官の地位を甚だしく依存的なるものた

らしめ居るなり。而も裁判官はその任期完了以前に之れを解任することを得、また、人民裁判官はなほ縣内に於て轉任せしめらるることも得るなり。勿論これはただ縣執行委員會の指令に基きてのみ行はれ得るものなり。而して該執行委員會は自己の發議權より、若しくはまた司法人民委員會の提議に基き、この指令を發するものとす。縣判事の解任は、司法人民委員會の承認を要するなり。最高裁判所の構成員は、全露中央執行委員會の會長會議に依りて不定の時に指名せられ、またたゞこの法廷によりてのみ解任せられ得るものとす。(第九十五條及び第九十六條)

これ等の諸規定は、裁判官よりして、縣執行委員會の恣意的行動に對する一切の保護を剝奪し居るものなり。然れどもそはなほ司法人民委員會の目的に對しては不充分なるものたるなり。如何となれば、これ等の諸規定は司法人民委員會に對して、彼等の氣に入らざる一切の裁判官をば即座に解任せしめ得る保證をば與へ居らざるが故なり。恐らく、縣執行委員會がその親近なる人物をば、司法人民委員會の指令を無視して、いつまでも職務を執行せしめ置くが如き場合も發生するやも知れず。さればこの危険を豫防するためにはまた懲戒手續によりて裁判官を解任する制度が採用せられ居るなり。この方法によれば次の場合に解任をなすことを得るなり。即ち(a) 司法官の態度が——職務上の事柄に於けると若しくは職務以外の事柄に於けるとに拘はらず——裁判官の職位に相應しからざるものと思はるゝ場合、若しくは(b) 彼れの下したる判決の多くが、最高裁判所によりて、ソヴィエット立法の全般的精神若しくは勞働大衆の利益

に一致せずとの理由により取消されたる場合、即ちこれなり。(第百十二條) クリレンコの完全に正常なる見解によれば、裁判官の剝官に對する第二の動機は、司法政策に於て中央權力の樹てたる方針の貫徹を保證せんとするの目的にて採用せられ居るなり。抑も右の規定の適用は、即ち縣裁判所及び最高裁判所の懲戒部に所屬し居るものなり。然り而して之れ等の裁判所の構成員はまた何時たりとも解任せられ得るものなるが故に、乃ち彼等は必らずや、第百十二條によりて彼等に與へられたる權利をば、上より彼等に示されたる意味に於て行使することゝなるべし。且つまた各裁判官は、職權上の指圖に反する一切の違反行為が免官を以つて罰せられ得るものなることを意識して、以つて、行政官が斯く爲すを常とする如く、正さに同じく嚴格に公の指圖に従ふことゝ成るべし。

これまで擧げ來れる一切の規定は、之れを一定の目的に對する手段と看做すことを得るなり。而してこの目的は、裁判所構成法の第一條のなかに明確に規定せられ居るなり。——即ち、ソヴィエツト裁判所の活動の終局的使命は、プロレタリア革命の勝利の保證、及び、労働者の國家の、並びに労働者の團體の、利益の保護といふことにあるなり。この文句を批判しながら、クリレンコは次の如く述べ居るなり、曰く『若しブルジョア法學者にしてこの條文を読むならば、彼は大聲にて怒號すべし、斯くては非労働者並びにその團體を保護すべき裁判所なし!』と。而してこの言や當れり。労働者の利益、これ即ち我等の裁判所の目標點なり。吾人はこの目標に裁判所を服従せしむるものなり。即ち裁判所は、階級の自己擁護の

形式的手段たるものなり。若しこの目的の達成にとりて、非労働者若しくはその團體の權利を蹂躪し去ることが必要なりせば、乃ち我等の裁判所はこの必然性の前に尻込みせざるなり。』と。

權利の蹂躪をその職分とするところの裁判所——司法人民委員助手のこの言は、事態を全く適切に特徴づけ居るものなり。裁判所はかくの如く建設せられ居るが故に、その判決は、抽象的なる法規に依存するよりも、寧ろ國家權力の運搬者の具體的なる指圖に依存せざるべからざるなり。

第三節 實際の取扱ひに於ける裁判所構成法

實際に於けるソヴィエツト裁判所は如何といふ問ひに對しては、一九二二年乃至四年のエシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌に包含せられ居る豊富なる資料に基きて、甚だ良く之れに答ふることを得るなり。而してそのうちにも特に教ふるところ多きは、一九二三年及び一九二四年にソヴィエツト裁判所の大部分を調査したる司法人民委員會の役人の報告なりとす。(註・一七)

〔註・一七〕これ等の報告を更に一より一〇までの記號を以つて茲に引用し置かん。即ちこれ等の所載當號は、一はエシエネデルニク・ソヴィエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十四號、二は全第十號、三は全第二十號、四は全第二十三號、五は全第二十八號、六は全第三十號、七は全第三十五號、八は全第三十七號、九は全第四十一及び四十二號、一〇は一九二四年、第三十九—四十及び四十一

號。

これ等の資料は、先づ第一に、果して如何なる人物よりソヴイエット裁判所は成立し居るやとの疑問に答ふことを得せしむるなり。一九二四年度に於ては、二千五百三十二名の人民裁判官のうち、七百四十六名が労働者、一千四百十八名が農民（即ち、總數の八五%）なりき。このうち七五%以上はロシア共産黨に所屬し居るなり。縣裁判所に於ては、六百九十八名の判事のうち、七五%が労働者及び農民にして、八〇%以上はロシア共産黨員なり。（エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第四十三號）裁判官の教育の程度に關しては、一九二三年度に就いて、次の如く報告せられてあり。人民裁判官のうち、一〇%は高等教育、一七・五%は中等教育、七二・五%はそれ以下の教育を受け居りたり。縣裁判官のうち、一七%は高等教育、二一%は中等教育、六二%は最低度の教育を有し居たり。（エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十四號）縣裁判所の陪審員の間にはける共産黨員の率もまた甚だ高きものあり。一例すれば、ルヤザン縣に於ては五〇%、ヤロスラヴ縣に於ては九〇%に達し居るなり。（エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、第二十五—二十六號）而して人民裁判所への共産黨員の相對的參加は、尙るかに少し。

されば、『赤色裁判所』の理想は、良き割合に於て、實現せられたりとの主張が立て得らるゝなり。されどこの特性は、裁判所によりて、その直接なる使命の履行の資格を犠牲にして、かち得られたるものたるなり。調査報告の告げ居るが如くんば、人民裁判官にして實體法と形式法との區別を理解し居るものは單に少數に過ぎず。特に民法々典に就いて成績劣悪なり。訴訟法に就きて云へば、該法は全然適用せられ居らず、若しくは適用せられ居ればその程度を越え居るものにして、判事は凡ゆる事件に於て、一切の訴訟書類に關し自から長さ一哩にも達する程の判決及び指令を書しつゝある有様なり。（一〇）豫審判事に就きて之れを見れば、彼等の多くは一般に指令を草すること能はず、また、犯人の審問及び證據調べにつきて刑事訴訟法の規定の存し居ることを知らざるなり。（エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第二號）

然りと雖もこの『赤色裁判所』は中央權力にとりては極めて價值ある特色を有し居るものなり。即ち赤色裁判所は中央權力に對して殆んど何等の出費をも要せしめざるなり。如何となれば、一九二二年六月一日を以つて全裁判所は、地方ソヴイエットの豫算中に移管せられたるが故なり。而してこれ等の地方官廳が果して裁判官廳に對して如何なる注意を拂ひ居るかといふことは、次の記事よりして自から明らかなるところなり。『ヴォルガドイツ共和國及びカルミエトク領の裁判官の物質的狀態は危險なるものあり、如何とならば、地方官廳が之れに對して殆んど何等の給料をも支拂はざるが故なり。』（二）ブルヤンスク縣よりは次の如き報告が達し居るなり、曰く、『人民裁判官は屢々窮迫して、その所轄區域をば乞食し廻り居る状態なり』と。（エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第三十一—三十二

號) またツエンバル郡 (ベンザ縣内) よりの通信には曰く、『裁判官は大體に於て一箇月の間給料を受け居らず』と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十二號) 更にまた、タンボヰ縣の人民裁判官會議に於ては、人民裁判官に對して給料が三箇月遅延して支拂はれたる事實が明らかになせられたり。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第四十八號) ノゾゴロド縣に於ては、狀勢は一月毎に悪化しつゝあり。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第三十號) 而して茲に極めて興味深きことは、ソヰイエツト裁判所がこの窮迫を遁れんとして採りつゝある逃口なり。即ちウラル領より次の如き報告がなされ居るなり、曰く、金錢刑の判決が増加しつゝあり、と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第三十七號) これ即ち、その得たる金額よりして、裁判所の資金を増大せしむることを得るが故なり。

甚だしき窮迫状態にあるは單に裁判官のみに限らず。訴訟もまた、全く信すべからざる状態に於て行はれ居るなり。次の記事はドン領よりの報告なり、即ち曰く『法廷には眞に示すに足る何等の道具もなし。テーブルはたゞその面影をさゞめ居るのみ。椅子は四脚に過ぎず。開廷の時はそれが全部持ち出さるゝなり。官房吏員は立ちたるまゝ仕事をなさざるべからず。さて判事達が合議室に入る時にはまたこの同じ憐れなる椅子がそこに運ばるゝなり。勿論傍聴人は始めから終りまで立ちたるまゝなり』と。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十八號) テムニユーヰ郡に於ては、人民裁判所

の使用し得る部室は單に二間にすぎず。されば判事の合議は官房に於て行はれ、ためは判事は吏員に、吏員は判事に互ひに仕事の邪魔となる有様なり。豫審判事室は民兵(即ち警察)の表口にあり。而してこの所は一日中混雜し居るが故に、豫審判事は愈々夕頃に至つて最も必要な訊問に取り掛り得るようなる始末なり。(一九二四年、第五十一號) モスコトに於てもまた殆んど同様の状態にあるなり。一人民裁判官の報告によれば、彼は信じ得ざる程混雜し合へる一つの部室に於て裁判をなさざるべからず。而してこの部室に於ては、喧噪と子供の喚聲のために一切の判断を失はざるを得ざる程なり。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第四十二號)

多くの所にては止むを得ず事務を中止せざるべからざる有様なり、これ即ち紙が全く缺乏し居ることに基因するなり。(一九二三年、第四—五號、第七—八號、第二十二號) 調査報告の報じ居るが如くは、官房長の使用し得る資金の不足が、事務行程滞滯の主要原因と看做さるべきものなり。(六) 縣都市に於てすら(一例すればサマラ) 裁判官は法典も司法人民委員會公報も所持し居らず。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第二百六十六—七號) 東南領のマロンフ區に於ては、裁判官等は前記の公報のみならず、また『イスヴエスチャ』紙すら持ち居らざるなり。(エシエネデルニク・ソヰイエツコイ・ユスチチー誌、一九二四年、第五十一號) 書信の往復に用ひ得らるゝ金さへ全く不足し居るなり。『この理由により種々なる官廳への極めて必要な照會も止むを得ず放置せらるゝこと』

成るなり。裁判官等は、屢々、誰れか其の町に來合はずまで、長い間待ち居らざるべからざるなり。而してかゝる通信方法は極めて信頼し得られざるものにして、このために書類の紛失すること間々あり。』(エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十二號) 右の記事は調査報告四のなかに記載せられ居るものにして、この起草者はなほこのうへに、かゝる實際の結果、抗告が郡より縣都市に達するに三ヶ月を要することを、報導し居るなり。而してまた旅費支出に對する資金の缺乏も甚だ痛切なるものあり。これが爲め、判事はたゞ證人が自から進みて出頭する場合にのみ、事件を解決し得るに過ぎざる状態に在るなり。されど斯ることは頗る稀れなる場合に屬するものなり。(二及び八) 而して若し一度び裁判所々在地以外に於て審理を行ふの必要生せんか、乃ち判事の状態は極めて困難なるものとなるなり。精々の場合に於て、彼は一頭の馬を使用し得るに過ぎず、而してこの馬たる、實に、十キロメートル以上を走らすること能はざる代物たるなり。然るに郷保はどれも屢々裁判所々在地を去る三十乃至四十キロメートルの所に點在するなり。偕て判事が到着すると、今度は、審理すべき場所を探し求むる段取りとなるなり。如何となればかゝる心使ひを好んで爲す者は一人も無ければなり。かくして結局落ち着くところは、小屋のやうな農家で審理を行ふといふより他に仕方はなし。而してこの審理の間中、その小屋の持主の一家族は傍らに列席して居るといふ有様なり。(一九二三年、第十二號)

困難は、ソヰエツコイ裁判所のかゝる類例なき窮乏を以つて終局するには斷じてあらず。即ち、一方に

於て彼等は、彼等の勤務時間の大部分をば、元々、裁判の職能とは差して關係なき仕事に用ひざるべからざるなり。或る郡の報告には次の如くあり、曰く『一九二二年に於ては、人民裁判官はその直接の仕事を済ますこと能はざりき。如何となれば、彼等には間斷なしに臨時の仕事が課せられたればなり。一月より三月まで、彼等は人民裁判官會議の臨時議會に出席せざるべからざりき。三月には彼等は『教育宣傳月』の實行に忙がしかりき。四月一日より五月五日までは、彼等は寺院財産の沒收に關係せざるべからざりき。七月七日より八月二十日まで、九月、十七日より十二月二十一日まで、彼等は實物税の取立てに参加せざるべからざりしなり。』(エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第四—五號) 報告十に讀み得るが如くんば、縣裁判所の一切の構成員は、全時間を擧げて、人民裁判所の檢閲に多忙なり。

而して他方に於ては、ソヰエツコイ裁判官等は、周圍の者の充分なる輕侮と闘はざるべからざるなり。これを立證するためにはエシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌のなにより次の文を引用し置けば充分ならん。『辯論は劇場に於て開かる。裁判所は舞臺なり。されどその舞臺には照明なし。被告、辯護人、原告等は傍聽人と共に前方の腰掛に着席し居るなり。喫煙する者絶えず——裁判官も、原告も辯護人も被告も、傍聽人すら、煙草を喫し居るなり。』(一九二二年、第三十六號) 而してまた別の審理に於ては、裁判官は甚だ樂な姿勢にて着席し居るなり。皆、帽子を冠りたるまゝなり。此處でも矢張り人々は

絶間なく喫煙しつゝあり。而して傍聴人は裁判所に對する無限の輕蔑を明らかに現はし居る如き態度にて着坐し居る始末なり。(同誌)

かゝる事情に於て働かざるべからざるところの裁判官に對して、吾人は何等良き仕事を期待し得ざるなり。然り而してこの悲觀論はエシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌の次の記事が之れを完全に實證し居るなり。『事務の滯滞は今日に於ては吾らの裁判所のなかに深く根付き居るなり』と。(一九二三年、第六號)二三の調査報告によれば(六及び九)、書類が一月も記録課に收置せられ居ること往々にして之れあること明らかなり。而してかゝる滯滞を來さしむる原因に屬するものは、先づ第一には、一切の裁判所が忠實に守り居るところの、全く非合目的々なる實際なりとす。未だ全く準備の整はざる事件に對して辯論が始めらるゝ有様なり。即ち裁判所は召喚の交附の承認を期待せざるなり。次に第二の理由として、裁判官が獨立的の判決を下すことを恐れ居ることを認めざるべからず。司法人民委員會の回章に於て讀み得るが如くんば、全委員會は、新法律の解釋に關する裁判官よりの照會によつて満たされ居るなり。而もその際に、回答の到着までは該法律はその適用を見合はせ置くべしとの通知の來ること稀れに非ず。かくの如くして、法律のなかに何等かの支持點を求むること無くして、いきなり、目前の事件に關する照會を提げて人民裁判所は縣裁判所に、また縣裁判所は最高裁判所に、依頼しゆくなり。而してこの場合に、手續は幾月も中止せられ居るなり。(エシエネデルニク・ソヰエツコイ・ユスチチー誌、一九二

四年、第四十一號)

かくして、ソヰエツコイ裁判所によりて一の事件が可決せらるゝまでには甚だしき時間が過ぎるなり。而してこの長き時間は全く不必要なる寫字のために空費せらるゝなり。ロシア社會主義聯邦ソヰエツコイ共和國最高裁判所の一構成員の報導し居るが如くんば、全裁判所に傳達せられ來るところの書類の少くとも半分は全く無意義なるものなり。豫審判事等は、必らず屢々、果して如何なる目的にて彼等が斯くの如き質問を提出したるやとの問ひに對して答辯をなし得ざるべし。また豫審判事等は個々の證據の意義に就いて何等の感覺をも有し居らざるなり。されば、一例すれば、職務上の横領に關する訴訟記録に、家宅搜索の際に發見したる淫猥なる繪画の附加せられ居るが如き場合さへあるなり。(一九二三年、第二十七號)されどこれ等無數の書類の實際の内容は、通常は、極めて貧弱なるものなり。上告裁判所の決定のなかには、屢々單に、前判事の可決は理由なし、といふことのみ述べられ居るに過ぎず——それ以上は何等記載するところ無し。(九及び十)また判決に裁判官の署名なきまゝのものも屢々あるなり。また往々にして何等法律の援用せられ居らざるものあり。(六、八、九)判決のなかに被告の罪名だけが掲げられ居るものあり。而して屢々これさへなくて、單に公訴狀に就き之れを見るべしと記され居るものあり。『被告は、その自宅に於て自家製造の火酒の壺を發見されたるが故に、有罪なり』とだけの判決もあるなり。(六)二三の裁判所は更に徹底し居りて、判決のなかに受刑者の人物すら記載せずして、單に——被告を

は六然左の者共に獄に引渡すべしとの指定のみを爲し居るに過ぎず。(十) 而して書類の外側がまた甚だ困窮の印象を與ふるものあるなり。右に引用せる最高裁判所の一構成員は次の如き報告をなし居るなり。『書類はたゞ綴りなく綴られ居るに過ぎずして、且つ普通は皺苦茶なり。豫審判事は、すべて、殆んど読み得られぬ象形文字を以つて書き居るなり。』と。また書類の保存方法に至りては最少限度の要求にも一致し居らざるなり。ゴメル縣の或る裁判所官房に於ては、書類は單に地方に投置せられ居るに過ぎずして、何等整頓せられ居らず且つ皺苦茶となり居るなり。(エシエネデルニク・ソグイエツコイ・ユスチチー誌、一九二二年、第十號)

素一般の狀態は、スタロドゥブ郡よりの次の報告よりして、恐らく最も良く、明らかに成るべし。即ち曰く『事務過程は不充分なり。殆んど何れの事件に於ても、被害者よりの數回の訴を發見することが能き得るなり、之れ即ち、人民が前に提起せし訴は放置せられたるものならんと信じて、同一の訴をば年々更新するに基因するなり。』と。(一九二三年、第十八號) されば若し人民が、かゝる狀態のもとに於て、その係争をばソグイエツト司法によりて解決せんとして、繰り返へし新たな試みを爲すとせば、その忍耐や實に超人間的なるものならざるべからざるなり。

幾多の弊害は、裁判官の無智と及び怠慢とより之れを説明することを得るなり。されどなほ二つの要因を茲に掲げ置かざるべからず。即ち第一の要因として認め得らるゝは、賄賂なりとす。賄賂の行はれ得る

狀態はソグイエツト裁判官に於て甚だしく擴大し來りしかば、一九二二年及び三年度に於て、特別の『廓清』が行はれたるなりき。かくして、三十六縣及び十二自治共和國並びに領に於て、總員一千四百四十六名の司法官が罷免せられたり。而してこの如く賄賂の行はるゝ主要原因は、困難なる物質的狀情のなかに在りて存し居るなり。極めて屢々、訴訟當事者が、食糧の『自由意志に基く贈與』をなすことあり。また、現金の授與の行はるゝことも往々にして之れあり。而して二三の場合に於ては、司法官扶養の完全に成立せる組織の存することを指摘し得るなく。(エシエネデルニク・ソグイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第十七號) 右の全誌所載の報告の起草者は、然し乍ら、この弊害は右の廓清後は完全に消滅したりとの保證を與ふることは、不可能なりと信じ居るなり。

第二の要因をなし居るは、有力なる共產黨員の紹介狀なり。ロシア社會主義聯邦ソグイエツト共和國最高裁判所長スツトゥユカの言明に依れば、かゝる紹介狀はソグイエツト司法に於ては日常の現象に屬し居るなり。(エシエネデルニク・ソグイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十二號)

この事實は次の如き一般的問題を提起せしむるなり、曰く、ソグイエツト國家の全建築のなかに於て司法機關は果して如何なる役割を務め居るものなりや? と。而してこれに對する解答は決して良き意味にては爲され得ざるなり。行政機關は、先づ第一に、裁判所の自分の問題に干渉するなり。即ち一例すればサラトフ縣執行委員會は縣裁判所の代理者をば、縣裁判所に之れを通知することすら無くして、敢えて解

任するなり。(二)更にまた行政機關は、裁判所の獨占的權限に所屬するところの行動を敢えて爲すことあり。(註・一八)最後に行政機關は往々にして、直接、訴訟の遂行に干渉するなり。特にこれは執行の段階に於て行はるゝなり。されば、スモレンスク縣裁判所は、執行官が郡執行委員會の違法的指令を實行することを禁ずる旨の訓令を發するの餘儀なきことを認めたり。(エシエネデルニク・ソヴイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第二十五—六號)ソヴイエツトの實際に於ては、右述べし如き行政機關の侵害は必然的に有效に行はれざるを得ざるなり。この實際に於ては、實際の權力が判決を下すものにして、而もこの實際的權力は云ふまでもなく、裁判所の側には存し居らざるなり。

〔註・一八〕法の制定と實施の篇を参照すべし。

第四節 司法補助機關

一、辯護人 (Die Advokatur)

一八六四年以來ロシアに存続し來りし辯護士 (Rechtswaltschaft) を廢止したることは、裁判所構成の領域に於けるソヴイエツト政府の第一着歩に屬するものなり。而してこの規定は、一九一七年十一月二十日日の命令の第三條に於て發表せられ居るものにして、全命令は、これが代償として、前科なき者は誰人

たりとも、法律上の補佐人 (Rechtsbeistand)、裁判代理人 (Vertreter vor dem Gerichte)、若しくは代護人 (Verteidiger) たり得ることを認め居るなり。(而も豫審に於て既に然り)。法律上の補佐人の謝禮に就きては、全命令は何等規定するところ無し。

一九一七年十二月十九日の革命裁判所に關する訓令、並びに、一九一八年二月二十一日の命令は、補佐人會の設置を規定し居るなり。而してこの會の構成員は、地方ソヴイエツト之れを選擧するものとす。法律上の補佐人は、當事者の合意により若しくは裁判所の任命に基き、原告及び代辯人として働くものなり。而してこの法律上の補佐人のみが、その働きに對する報酬を要求することを許され居るなり。若し無報酬ならば、一切の任意の人民も之れを爲すことを得るなり。但し、ブランデンブルグスキートの意見によれば(註・一九)、その際にはかの十一月二十四日の命令が適用せらるゝものとす。然るにその稍や後に至りて、辯護を許さるゝ者の範圍が制限せらるゝこととなり、たゞ當事者の親族及び、官廳並びに公共團體の代表者のみが之の權利を有するものなりとの聲明がなされたるなり。右の著述家は續けて曰く『この制限は、前科なき者といふ旗印のもとに於て屢々反ソヴイエツト的要素が辯護をなしたれば、この爲めに必要と成れりしなり』と。一九一八年七月に開催されし第一回司法官會議に於て、代辯人會の構成員には一定の俸給を支拂ふべしとの決議がなされたりき。ブランデンブルグスキート更に曰く『これ等の人々は俸給を受けたり。そのうへ彼等は當事者等より謝禮を取りしなり。而も往々にして原告と代辯人が同時に賄

賂を受け、兩者とも相手方の事件の成行を知るなり」と。一九二〇年十月二十一日の人民裁判所に關する法律は、辯護人 (Advokatur) をば全般的勞働義務のうへに置かんとする決然たる企圖をなし居るなり。代辯人の職を行使し得る權利を有する一切の者は特別の名簿表に記載せらるゝものとす。(第四十三條) 而してこれに屬するものは、司法部の事務員、勞働組合の代表者、及び被告の最近親者なりとす。(第四十四條及び第五十六條)。民事訴訟に於ける當事者補佐人 (Parteisakründe) として認めらるゝものは、最近親者及びソツイエツト官廳の代表者これなり。(第四十九條)

〔註・一九〕『ソツイエツコエ・ブラーゾ』誌、一九二二年、第二號、一一——二頁。然るにこの勞働義務の制度は、ブランデンブルグスキの報告するところによれば、何等記載し得らるゝ如き結果を齎らざりき。かくしてソツイエツト政府が新經濟政策と聯關して必要なりと認めたる諸種の承諾のうちには、辯護人の再興がまた屬し居るなり。而してこれは一九二二年五月二十一日の全露中央執行委員會の命令によりて行はれたりき。(註・二〇) 即ちこの命令によりて、縣司法部(今日では、縣裁判所)に附屬して、刑事及び民事事件の代辯人會が設置せらるゝことと成れり。當初は、該會の構成員は、司法部の推舉に基き、縣執行委員會之れを指名したりき。然るに事情の進展ととも、該會の會長會議が新會員を採用することと成れり、而して會長會議は個々の場合につき之れを縣執行委員會に通知せざるべからざるなり。即ち縣執行委員會は拒絶權を有し、且つまた、一九二三年七月以降は、解任權をも有

し居るなり。(註・二二) 官務に在る者は該會の會員に採用することを得ず、但しこれには三つの例外あり。——即ち、その官職が選舉に依存し居るもの、高等學校の法學教授、及び——一定の制限内に於ては——ソツイエツト官廳の法律顧問、これなりとす。會長會議は該會によりて選舉せらるゝなり。而して、個々の會員による職務上の義務の遂行に關する監督、懲戒手續による個々の會員の處罰、法律に豫定せられたる場合に於ける代辯人の任命、及び、無料相談の設置、は會長會議の仕事に屬するなり。規定により、代辯人は自由なる協定によりて報酬を受くることを得るなり。されど勞働者及びソツイエツト事務員は、代辯人の勞務に對して、特別なる公定料金によりて支拂ひをなし得るの權利を有し居るなり。而して無資産者は一般に一切の謝禮を免る。なほまた該會の會員以外にも、當事者の近親者、及び國家の官廳、經營、並びに勞働組合の代表者、は代辯人若しくは代理人たることを認められ居るなり。而してこれ以外の者は、たゞ裁判所の特別なる委任ある場合に限りこれを許さるゝものとす。

〔註・二〇〕該命令は、一九二三年七月に至り、裁判所構成法の本文として採用せられたり。

〔註・二二〕二三の縣執行委員會は、右の本文中に擧げたる命令以前に於ても、勝手なる方法に於て、代辯人を解任し居たるなりき。(エシエネデルニク・ソツイエツコイ・ユスチチー誌、一九二三年、第三號)

更にまた、一九二二年七月五日の司法人民委員會の發せる指令中には諸ろの規定が含まれてあり。此指

令によれば、代辯人會の構成員はたゞ専ら當該縣に於てのみ代辯人たるを得るの權利を有するに過ぎざるものとす。而して該會に採用せられ得る者は、少くとも二ヶ年ソヴィエツト司法機關に於て研究を爲したる者か、或はまた、今日縣裁判所に於て施行せられつゝあるところの特別な試験に合格したる者かに限るなり。而して、(a) 未成年者、(b) 選舉權を有せざる者、(c) 前科者、及び(d) 代辯人會より除名せられたる者、は採用せらるゝことを得ず。若し採用志願をなして拒絶の意味の回答を受けたる時は、縣執行委員會に對して抗訴をなすとが許されてあり。而して縣執行委員會はこの場合には、代辯人會の會長會議に再協議を強制することを得るなり。懲戒罰としては、(a) 催告、(b) 譴責、(c) 金銭刑、及び(d) 除名あり。但しこの除名は時間的に制限することも、或は永久的ならしむることも得るものとす。會長會議の決議は、被害者、敗訴者、及び、檢事、の抗訴によりて之れを取消すことを得るなり。之れが判決は縣裁判所の懲戒部に屬するものとす。代辯人會の會長會議には、郡代理人を指名するの權が與へられてあり。而してこれ等の郡代理人は、布告及び指令を發するの權なく、また代辯人の犯行をば懲戒手續によりて懲罰し得るの權なし。(註・二二)

〔註・二二〕 プラーヴオ・イ・ジーズン誌、一九二三年、第一號、四六一—四七頁。

二、檢 事

ソヴィエツトロシアに於ける檢事の初期の沿革も矢張り辯護人のそれと同一なり。一九一七年十一月二十四日の命令は檢事を廢し、誰人たりとも刑事原告人たることを許るし居るなり。一九一八年二月二十一日の命令も同じくこの原則を固持し居れど、そのうへなほ、法律保佐人會の會員の公訴職能をば明確に強調し居るなり。公訴と辯護の區別立てば、後者をば勞働義務の原則のうへにうち建てんとする企圖のなるる時に、必要と成り來るなり。されどかかる實驗は、公訴の領域に於ては冒險的なものと見做され居るなり。されば一九二〇年十月二十一日の法律は、縣執行委員會によりて選舉せらるるところの特別原告を認め居るなり。そのほかまた、ソヴィエツト官廳及び勞働機關の代表者にして手續を経たる者もこの刑事原告人たることを許され居るなり。

一九二二年十月三十一日の裁判所構成改革の基礎と看做され得るところの、後年の中央集權的傾向は、それよりも既に早く、一九二二年五月二十八日の檢事に關する法律のなかに現はれ居るなり。(註・二三) 而してこの法律は司法人民委員會の構成部分として檢事局を設置し、これに託するに、國家機關、公共機關及び私立機關、並びに私人の活動の合法性に關する監督(註・二四)、及び、刑事訴訟に於ける訴の提起及びその實行、を以つてし居るなり。檢事局の尖端には、共和國檢事長の格にて、司法人民委員會委員が立つものとす。諸ろの助手ありて彼れに従屬す、其うち一名は特に最高裁判所に於ける仕事の爲に任せられ居るなり。また縣檢事もやはり檢事長に直屬するものにして、この縣檢事は檢事長これを任命、轉

任、及び免官するなり。縣検事も助手を有す、この助手は縣検事の推舉に基き、検事長之れを任命するなり。上級の検事は、下級検事の犯行を懲戒手續によりて處罰するの權を有し居るなり。(註・二五)

〔註・二三〕全法律は今日では裁判所構成法の一部を成し居るなり。

〔註・二四〕この規定が過度に廣汎なるものなることは、ブラーヴオ・イ・ジーズン誌、一九二二年、

第二號、七頁に於て、ルブリンスキー教授が之れを強調し居るところにして、彼の言や正當なり。

〔註・二五〕同誌、七四頁。

三、豫審判事

一九一七年十一月二十四日の命令によりて、辯護士及び検事とともに、豫審機關の制度もまた廢止と成り居るなり。而してこの職能の行使は、假りに、人民裁判官に委託せられ居るなり。されど、既に一九一七年十二月十九日の革命裁判所に關する訓令は、全裁判所に附屬せしめて、六名より成る豫審委員會を設置し居るなり。この委員會は地方ソヴェット之れを選擧すべきものなり。而してこの豫審委員會の制度は、一九一八年二月二十一日の命令及び人民裁判所に關する最初の法律によりて踏襲せられ居るなり。ソヴェット政府の執行機關の合議制的構造の非合目的性が明瞭に認められ來りたるときに於て發せられたるところの、人民裁判所に關する第二の法律に至りて初めて、單獨判事の制度に立ち還り居るなり。この

法律によれば、豫審は『人民豫審判事』によりて執り行はるるものとす。而してこの人民豫審判事は、縣執行委員會が之れを選擧し、及び解任するなり。その際に考量に入れらるるは、たゞ選舉權を有し且つ充分なる學理的及び實際的の豫備教育を有する者のみとす。

一九二二年十月三十一日の裁判所構成法は、根本原則に於て、右の規定を踏襲し居るものなり。されどこの度は、豫審判事は縣裁判所之れを任命し解任するものとす。而して任命には縣執行委員會及び司法人民委員會の承認を要するなり。一等豫審判事及び本豫審判事は、それぞれ稍々重要なる、及び最も重要な事件の執行を委託せられ居るものにして、それぞれ縣裁判所並びに最高裁判所に於てその職務を執り行ふ。その他の豫審判事は各別の豫審區に於て職務を行ふものにして、この豫審區といふは必らずしも常に人民裁判所の管轄區と一致するものに非ず。豫審判事の職に對する候補者がそれに一致せざるべからざる諸條件の表のうちにて、特に記し置くべき條件は、内亂當時に於てソヴェット權力に對し不忠の態度を採りたる者若しくは反ソヴェットの政黨に所屬し居たる者を排除するといふ、それなりとす。豫審判事の一般的状態は改革のために著しく惡化せられたるなり。最初はやや獨立的の機關なりしが、いまは檢事の補助機關と成り終り居るなり。(註・二六)

〔註・二六〕ルブリンスキー、前掲書、七七頁。

四、公證人

革命前の裁判所の補助機關のうちにて、公證人のみは他の機關よりも長き生命を保ちたり。例へばかの一九一七年十一月二十四日の命令の如きも公證人の廢止は規定し居らざるなり。然るに新たなる實質的民法及び人民の取引の制限は、また間もなく、公證人をば無目的の殘留物たり終はらしむるに至れり。而して個々の公證役場も、また漸然に地方機關の指令によりて閉鎖せられ、その職能は執行委員會の特別なる公證部に委譲せらるること成れり。

新經濟政策の影響下に於ける舊形式の復興の時に當りて、他のものと共にまた公證人も復活せられたり。而してこれは（若し公證人の特種なる形式を度外視すれば）かの一九二二年十月四日の人民代議員會の命令によりてなされたるなりき。（註・二七）即ち全命令によりて、一切の都市に（若し必要な場合には田舎にも）國立公證局が設置せらるること成れり。此局の尖端には、公證人が立つものにして、これは今日に於ては縣裁判所が之れを任命し居るなり。而してこの任命の際に考量に入れらるるは、専ら、選舉權を有し且つまた縣裁判所に於て行はるる特別の試験に合格せし者のみに限り居るなり。公證人は同時に官職に就くことを得ず、私の若しくは公の服務に在ることを得ず、及び、商工業企業の共同持主たることを得ざるなり。公證人の活動に關する監督權は縣裁判所之れを有す。公證人の不正則なる職權行為に關す

る抗訴は之れを縣裁判所に提起すべきものとす。公證局は手数料よりして必要な資金を獲るなり。而してこの手数料は、人民代議員會が司法人民委員會の推舉に基きて作製すべきところの公定率によりて、徴收せざるべからざるなり。司法人民委員會はまた、公證人の活動につきて執行令を發せざるべからず。

〔註・二七〕この命令はその後に至り裁判所構成法のなかに採用せられたり。

第五節 要 約

ソヴェエツト裁判所並びにその補助機關に關する最後の判決は如何？ 茲に關する諸規定のなかには一定の決定的なる指導的思想を發見し得るなり。即ちそこでは、政治的確實といふことが、普通教育や特別豫備教育や乃至は官職行使の資格といふことよりも、一段高く評價せられ居るなり。而して大體に於て、この目的は到達せられたりと見ることが能き得るなり。ソヴェエツト裁判所は、假令大部分は殆んど無教育なりと雖も、眞に信憑し得らるる人物より成立し居るなり。而してこの特徴は特に明白に人民裁判所に於て現はれつつあり。即ち人民裁判所は、その構成員の無學さ及びその依存性に於て、かの革命前のロシアに於ける農民裁判所をまさしくと想起せしむるものあるなり。縣裁判所に就いて見れば、茲で先づ特に眼につくは、訴訟法的規則なり。（註・二八）若し吾人が、其處に現はれ居るところの、人格の自由の一切の保證の完全なる否定を見るならば、即ち吾人は舊法の農事裁判所を聯想せずんばあらざるなり。昔日

の農民裁判所と昔日の農事裁判所——今日のロシアの裁判所制度は、かかる要素より成り居るなり。而してこの特性描寫の意味を評價し得んが爲めには、須らく、革命前のロシアの普通裁判所が完全に西歐の司法機關と對照せられ得るものなることを考へざるべからず。長らく抑制し置きし形式を再び採用せんとすることのうちに現はれ居るところの司法制度に對する輕蔑は、今日のロシアが成し居るが如き專制國家の特徵をなすものたるなり。

〔註・二八〕後の刑事訴訟論參照。

二、民事訴訟

第一節 沿革概観

極く最近に至るまでと云ふものは、ソヴェット政府は民事訴訟の問題に就きては甚だ僅少の注意を拂ひ居たるに過ぎざりき。ロシアの社會的變革の第一期に於ては云ふに及ばず、その次ぎに來れる『純』共產主義時代に於ては、私有財産を裁判所が保護するが如きことは、革命理論及び特に革命實踐と明らかなる矛盾に立ち居りしなり。種々の中央及び地方官廳によりて不斷に行はるる國有化、物件及び債務關係を

規定する實體法の缺如、舊るき裁判機關の實際的破壊、及び、之れに代ふるに何等の權威も資格も有せざる裁判所を以つてせしこと、これ等のことはその結果として、民事上の訴訟が裁判所による調停を得るが如きことは望み得ざることとなし終はりしなり。されば、ソヴェット國民は自己の財産權の侵害せらるるや乃ち殆んど大抵の場合に於て執行委員會、非常委員會、等の如き種々なる行政官廳に頼るか、若しくは幾多の經濟機關に依頼せり。而してこれ等の官廳なり機關なりは、その判決を下するに當りて、『革命的合目的性』といふことを基礎に置きしなり。

さればかかる狀態のもとに於ては民事訴訟法規につきては何等特別の要求も存せざりき。而して茲に特記すべきは、一九一七年乃至一九二〇年の諸命令に於ては、民事訴訟法と刑事訴訟法とがなほ未だ分離せしめられ居らざりしことなり。

一九一七年十一月二十四日の裁判所に關する命令は、民事訴訟法に關しては、たゞ僅少の簡單なる法規を有し居るに過ぎず、而して其處に規定せられ居るは次のことなり、即ち、地方裁判所の管轄に包擁せらるるは、三千ルーブル以下の一切の民事係争なること、裁判所の判決は確定的にして、控訴手續に於て之れを取消すことを得ざるものなること、民事事件に於ける代理は男女何れにても之れを爲すことを得ること、裁判所は轉覆政府の法律はこれを取らざり、それが革命によりて廢止せられて居らず且つまた革命良心並びに革命法意識に反せざる限りに於てのみ、適用し得るものなること。

而して（一九一八年二月二十一日の）裁判所に關する第二の命令は、舊訴訟法規の適用をば、それが命令によりて廢止せられ居らず且つまた勞働階級の法律意識に牴觸せざる限りに於て、許し、續いて、ソヴィエツト國家の民事訴訟法の特種なる性質を説明し居るなり。而してこのソヴィエツト國家の民事訴訟法の特質たるや、その一部分は、偶然に把握せられたる近代的民事訴訟法理論のうへに、また一部分は、舊裁判所状態の純『ブルジョア的』批判のうへに、更に一部分は、革命時代の煽動政治のうへに、還元せられ得るものにして、この特質は全命令以後、革命的訴訟法の不可侵的成分と成り居るなり。これらの特質のうちにて最も重要なものは、次の諸事實なりとす、即ち、裁判官は證據手段の判定に於て無制限の裁量を有すること、辯論主義の否定、及び、判決を下すに當りて法律に基礎せずして却つて社會主義的條理のうへに基礎を置くこと、これなり。専門家よりして之れを見れば、この第二命令の當該規定のなかには、最近の訴訟法理論の漫畫が提示せられ居るものにして、この漫畫たるや實に粗雑なる無智を立證し居るものなり。即ち曰く『裁判所は、法律に制限せらるること無くして常に公平の理由に導かるるものなるが故に、時效若しくは其他の期間の経過から抗訴を却下することを得、また、右の若しくは其他の正式なる抗辯にも拘はらず、明らかに正當なる要求は之れを許容するの權利を有するなり。』（全命令第三十六條）『裁判所は證據手段に就きて何等形式的の裁判點（Gerichtspunkt）に束縛せらるること無し。事情に應じて何れの證據手段を認許するも裁判所の自由とす。』（第十四條）『民事訴訟に於ける一切の形式的抗辯、即ち訴

の請求の合併若しくは分割に關するもの如き、並びに、訴訟當事者に對する一切の制限、即ち訴の理由の變更、反對債權、新たな債權の設定による請求の擴張、（兩當事者の側に於ける）新たな當事者の誘入、等の如き、は何れも之れを廢止す』と。（第十二條）

第一命令と同じく、この第二命令もまた、第一審の判決を以つて終局判決と看做し居りて、之れに對してはただ上告のみを認め居るなり。而して上告手續は特異なる性質を有し居るなり。即ち上告裁判所は取消判決をば、單に形式上の瑕疵の故のみならず、また同裁判所が該判決をば明らかに不法なりと認むる場合に於ても、之れを取消し得るの權利を有し居るなり。（第四條、第五條）

而してこの第二命令は餘りに共產主義的ならずと見做されたるが故に、長らく適用せられずして終はりたれど、而も同命令に規定せられ居たる根本原則に至りては極めて生命力あるものたることを實證したるなりき。

人民裁判所に關する（一九一八年及び一九二〇年の）法律に於ては、第二命令に反し、革命前の立法とは何等の關聯も存し居らざるなり。第一命令によりて裁判所に與へられ居たりし、一八六四年の法律の諸規定並びにそれ以前に施行せられ居たりし實體的諸法規をば適用し得るの權利は、いまや、裁判の判決を轉覆政府の諸法律に基礎せしむることの絶對的禁止令に、その席を奪はれたり。いまや複雑の程度若しくは係争價格による民事訴訟の區別は存せず。人民裁判所は一切の財産權及び人格權に關する訴訟につき、

並びに一切の非訴訟裁判権に属する事件につき、権限を有し居るなり。而して民事訴訟を二名の陪審員の立會のもとに於て判決すべきや若しくは六名の陪審員の立會下に爲すべきやといふことは、一に懸つて人民裁判官の裁量に依存し居るなり。また陪審員は訴訟の一切の階梯に於て人民裁判官と同一の権利を享有するものなり。

民事事件及び刑事事件に於ける裁判手續の全般的原則は、この兩訴訟種類に對して共同に而も極めて簡単に定められてあるなり。人民裁判所は、訴訟事件の判決に當りては勞農政府の命令を適用するものとす。若し勞農政府の命令の存し居らざるか若しくはそれが不完全なるものなる場合には、人民裁判所は社會主義的法意識に従ふものとす。また人民裁判所は何等形式的證據方法に拘束せらるることなく、事情に應じて如何なる證據方法をも認容することを得、若しくはまた第三者に就きて之れを請求することをも得るなり。當事者は訴の理由を變更し若しくは新たな請求によりて之れを擴張し得るの権利を有するものとす。而して人民裁判所の判決は終局判決にして、之れは利害關係に立つ者若しくは施設によりて、ただ人民裁判官會議に對する上告手續に依りてのみ、取消され得るなり。該會議は上告の埒内に制限せられ居るものに非ず、また該會議に提示せられたる法理由に拘束せられ居るものに非ず。該會議は單に命令の違反若しくは民事訴訟の形式の違反ある場合のみに限らず、また人民裁判所の判決が明らかに不法のものなる場合に於ても、取消判決を取消すことを得るなり。

されど果して人民が、その財産權の保護のために、かの一九一八年及び一九二〇年の法律に與へられ居るところの裁判の手段をば、如何なる程度に於て利用したるかを正確に決定することは極めて困難なることなり。人民裁判所が要求せられしは、常にただ例外的なる場合にすぎざりき、而も之れを要求したるは單に最初からプロレタリア階級司法の恩恵を期待し得ると信じ居りし人民層の側に於てのみなりしなり。されば、一例すれば、最初の頃は勞働者及び被傭者が、彼等の前の雇主に對して、種々なる未拂金の支拂ひに對する訴を提起したるものなりしが、この場合に於てすらも尙ほ且つ、關係當事者は寧ろ行政官廳に依頼することを選びたるものなりき。如何となれば、行政官廳による時は、彼等の要求の實行に對して有効にして迅速なる手段が與へられたるが故なり。また所謂ブルジョア階級の所屬員間に於ける民法上の係争に至りては、勿論ソヴェット裁判所に提起せらるること無くして、大抵の場合は仲裁々判によりて解決せられたり、而して今日に於てもなほ極めて屢々行はれ居るところなり。仲裁々判所は大體に於て『ブルジョア』法の規定を適用し居たりき。而してこの仲裁々定といふことは、一九一七年十一月二十四日の命令に於ては記載せられ居たれども、一九一八年及び一九二〇年の法律に於ては黙殺せられ終はりたるが故に、自然、一切の法力を喪失したりき。かくして公の認證を受けたる仲裁契約は殆んど現はれ來らざりしが、而もこの仲裁契約は、『ブルジョア』圈の所屬員にとりては、彼等の財産權上の係争を終決せしむる唯一の手段と成り居りしなり。

新經濟政策のもとに於ても民事訴訟に對しては其他の法領域に對する程注意が拂はれざりき。一九二二年五月二十二日の、ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國に於て認めらるる私法に關する、全露中央執行委員會の宣言のなかには、ただ、『民法上の係争は裁判によりて判決せらる』との一般的規定が存し居るに過ぎず。ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民事訴訟法(ZPO)は刑法々典、民法々典、刑事訴訟法、及び其他の諸法の法典以後に愈々現はれたるものなりしが、これには、一九一八年及び一九二〇年の訴訟法規を多少の程度に於て變更せしめたる一系列の法律及び布告が其の準備として發せられ居たりき、而して就中最も重要なものは一九二一年九月二十一日を以つて全露中央執行委員會及び人民代議員會によりて發せられたる國家機關或は國營企業(シンヂケート・トラスト、等)間に於ける財産權上の係争の手續に關する規程なりとす。この規程に基きて形成せられたる仲裁委員會は一般の民事訴訟法規を適用せずして特種の規則を適用すべき義務を有するなり。而して仲裁委員會に對する訴訟手續は裁判的性質を有し居りて、歐洲一般に行はれ居るところの訴訟法を想起せしむるものあるなり。即ち、訴訟手續は書面に依る訴によりて開始せらるるものとす。また書面の交換も行はるるなり。證據手段の審査に關する規則も存し居るなり。而して控訴も許されてあり。仲裁委員會の構成員は大部分は各専門の法學者にして、彼等は民事案件の判決につきて、通常のソヴェット裁判所よりも尙るかに良き準備をなさしむるなり。最高仲裁委員會は、理由陳述の方法に於て、また嚴重なる司法的訊問に對する努力に於て、多少とも、

裁判所の判決を聯想せしむるものあるなり。(註・一)然るに新訴訟法の採用せらるるに當り、ソヴェット法學者の圈内に於て、果してこの仲裁委員會は今後とも保存し置くべきものなりや如何といふ問題は、激しき論争を惹き起したりき。この論争は今日に至るもなほ續きつつあり。而してソヴェット政府は明らかに、『彼女の』經濟機關の法律事項をば歐風に見做ひたる特別の手續に依らしめんとすることに大なる價値を置き居るなり。されば仲裁委員會は今日に於ても矢張り法律上の活動をなしつつあるなり。(註・

二)

〔註・一〕最高仲裁委員會の裁判は一定期にエシエネデルニク・ソヴェットコイ・ユスチチー誌に發表せらるること成り居るものなり。

〔註・二〕されど一九二五年一月十二日の命令(イスヴエスチャ紙、第二十七號)は、仲裁委員會に關する規定のなかに於て、同委員會の特種なる位置を其の幾多の點に於て廢止せしむるところの重大なる改正を齎し居るなり。

新裁判所構成法の採用後に、司法人民委員會は、人民裁判所及び縣裁判所に於ける民事事件の審理に關して假りの訓令を發したり。而してこの訓令は間もなく一九二三年七月七日を以つて全露中央執行委員會により認められたる民事訴訟法によりて取つて代はられたりき。この民事訴訟法は一九二三年九月一日を以つて實施せらるること成れり。而してその後に至り、これに對し、全露中央執行委員會は(一九二四

年の十月議會に於て、法令全書、一九二四年、七八)、所轄、法律上の救濟方法(上訴)及び仲裁々判所に關し、二三の改正及び追加をなしたり。

第二節 ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民事訴訟法以

後の民事訴訟の基礎

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民事訴訟法(法令全書、一九二三年、四六一—四七)は五箇の部を含み、分ちて三十六章と成り、三百十六條を有し居るなり。第一部は、總則、裁判代理、管轄、裁判費用、期日、期間及び召喚のことを論ず。第二部は訴の手續をその對象となし居り、即ち、訴の提起及び保證、審理、證據手段、積極的及び消極的の共同訴訟人、並びに、第三者の参加及び判決を取扱ひ居るなり。第三部は特別手續に關する諸規則、即ち、死亡人の遺言の保護に對する裁判所の處分に關する規則、仲裁々判所に關する規則、裁判所に於ける供託に關する規則、裁判所の令狀に關する規則、離婚事件に關する規則、宗教的信仰の爲めの兵役義務免除に關する規則、並びに、公證人の職權行爲に對する抗告に關する規則、を包含し居るなり。第四部に於ては、各一章に於て、法律上の救濟方法及び再審手續が取扱はれてあるなり。第五部は強制執行に關する諸規定を含み居るなり。而して、財産に關する執行、勞銀及び給料に關する執行、國家の施設及び企業に對する執行、差押財産の競賣、其他につき各別の節が捧げられ

てあり。

ロシア社會主義聯邦ソヴェット共和國民事訴訟法の總則及び其他の部に於ては、この最新のソヴェット法典をしてかの一九一八年及び一九二〇年の法律に近似せしむるところの諸原則が反覆せられ居るなり。

民事訴訟法第二條は、裁判所は當事者の訴に基きてのみ民事々件に従事するものとすとの原則的規定を定め居るなり。されどこの一般的規定は、直ちにその同一の條文に於て、極めて本質的なる制限を受け居るなり。即ち曰く、訴訟手續は單に當事者によりて開始し得らるのみならずして、若しそれが國家若しくは勞働大衆の利益の保護に必要なと思惟せられし場合には、檢事によりても開始し得らるるなり。と。全露中央執行委員會に於ける報告者の説明によれば、この追加文は人民代議員會によりて附加せられたるものなりき。而してその理由は、訴權を有する者が、從屬其他の理由よりして、其の有するところの要求權を行使せずして終はる場合が生じ得べく、斯る場合には、訴訟は、若しそれが勞働者若しくは勞農政府の利害に關するものなれば、國家權力の代理者たる檢事に依りて爲されざるべからず、といふに在りしなり。第二條によれば、檢事の干渉は單に訴訟手續の開始のみに局限せられ居らずして、却つて檢事は、職權により若しくは訴訟の各状態に於ける裁判所の決議に基きて、訴訟に立入ることを得るなり。訴訟の最終に於て、その訴訟の結果が、該訴訟に關係し居らざる國家施設若しくは國營企業に對して利害關係ある